

がいこくじん む
(外国人向け)

ハイヤー・タクシーうんでんしゃ運転者をめざす人のための

がくしゅうよう

学習用テキスト

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

目次

だい しょうほうれい	
第 1 章 法令	1
1. 1 講習の目的	2
1. 2 道路運送法 (主なものを掲載)	3
1. 目的 (第1条) (全文)	3
2. 定義 (第2条) (抜粋を編集)	3
3. 種類 (第3条) (全文を編集)	4
4. 一般旅客自動車運送事業の許可 (第4条) (抜粋を編集)	5
5. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金 (第9条の3)	
(抜粋を編集)	6
6. 運賃又は料金の割戻しの禁止 (第10条) (全文を編集)	6
7. 運送約款 (第11条) (抜粋を編集)	6
8. 運送引受義務 (第13条) (全文を編集)	7
9. 運送の順序 (第14条) (全文を編集)	8
10. 禁止行為 (第20条) (全文)	8
11. 乗合旅客の運送 (第21条) (全文を編集)	10
12. 運転者の制限 (第25条) (全文を編集)	10

13. こうしゅう りべん そがい こうい きんしとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 公衆の利便を阻害する行為の禁止等（第30条）（全文を編集）・・・11

1. 3 りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく おも けいさい 旅客自動車運送事業運輸規則（主なものを掲載）・・・・・・・・・・13

1.	もくてき だい じょう ぜんぶん	目的 (第1条) (全文)	13
2.	いっばんじゆんそく だい じょう ぜんぶん	一般準則 (第2条) (全文)	13
3.	くじょうしより だい じょう ぜんぶん	苦情処理 (第3条) (全文)	13
4.	りょうしゅうしょう だい じょう ばっすい	領収証 (第10条) (抜粋)	14
5.	うんそう ひきう およ けいぞく きよぜつ だい じょう ばっすい へんしゅう	運送の引受け及び継続の拒絶 (第13条) (抜粋を編集)	15
6.	じ こ ばあい しょち だい じょう ぜんぶん へんしゅう	事故の場合の処置 (第18条) (全文を編集)	15
7.	じ こ ししょうしゃ かん しょち だい じょう ぜんぶん へんしゅう	事故による死傷者に関する処置 (第19条) (全文を編集)	16
8.	いじょうきしょうじなど そち だい じょう ぜんぶん へんしゅう	異常気象時等における措置 (第20条) (全文を編集)	16
9.	かろうぼうしとう だい じょう ばっすい へんしゅう	過労防止等 (第21条) (抜粋を編集)	16
10.	じょうむきより さいこうげんどう だい じょう ばっすい へんしゅう	乗務距離の最高限度等 (第22条) (抜粋を編集)	17
11.	てん ことう だい じょう ばっすい へんしゅう	点呼等 (第24条) (抜粋を編集)	18
12.	じょうむきろく だい じょう ばっすい へんしゅう	乗務記録 (第25条) (抜粋を編集)	19
13.	ち ず そなえつ だい じょう ぜんぶん	地図の備付け (第29条) (全文)	20
14.	うんでんしゃ せんニン だい じょう ぜんぶん へんしゅう	運転者の選任 (第36条) (全文を編集)	21
15.	あんぜんおよ ふうむ きりつ だい じょう ぜんぶん	安全及び服務のための規律 (第41条) (全文)	23
16.	じぎょうようじどうしゃない けいじ だい じょう ばっすい へんしゅう	事業用自動車内の掲示 (第42条) (抜粋を編集)	25
17.	おうきゅうようきぐなど そなえつけ だい じょう ぜんぶん へんしゅう	応急用器具等の備付 (第43条) (全文を編集)	24
18.	じぎょうようじどうしゃ せいけつ ほ じ だい じょう ぜんぶん へんしゅう	事業用自動車の清潔保持 (第44条) (全文を編集)	25

19.	乗務員の禁止事項 (第49条第2項) (全文を編集)	25
20.	運転者の遵守事項 (第50条第1項) (全文を編集)	26
21.	回送板の掲出 (第50条第6項) (全文)	27
22.	回送板の掲出の禁止 (第50条第7項) (全文を編集)	28
23.	乗務距離の最高限度 (第50条第8項) (全文を編集)	28
24.	物品の持込制限 (第52条) (抜粋を編集)	29
1. 4	タクシー業務適正化特別措置法 (主なものを掲載)	36
1.	目的 (第1条) (全文)	36
2.	定義 (第2条) (全文を編集)	37
3.	指定地域の指定 (第2条の2第1項) (全文)	41
4.	特定指定地域の指定 (第2条の3第1項) (全文)	41
5.	登録運転者の乗務 (第3条第1項) (全文)	41
6.	原簿 (第4条) (全文)	42
7.	登録の申請 (第5条) (全文を編集)	42
8.	登録の拒否 (第7条) (全文を編集)	43
9.	登録事項の変更等の届出 (第8条) (抜粋を編集)	45
10.	登録の取消し等 (第9条) (全文を編集)	46
11.	登録の消除 (第10条) (抜粋を編集)	48

12.	げんぼ とうほんなど だい じょう ぜんぶん 原簿の謄本等 (第12条) (全文)	49
13.	うんでんしゃしょう ひょうじ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 運転者証の表示 (第13条) (全文を編集)	50
14.	うんでんしゃしょう こうふ だい じょう ぜんぶん 運転者証の交付 (第14条) (全文)	51
15.	うんでんしゃしょう きさいじこう ていせい だい じょう ぜんぶん 運転者証の記載事項の訂正 (第15条) (全文)	51
16.	うんでんしゃしょう へんのうとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 運転者証の返納等 (第16条) (全文を編集)	51
17.	うんでんしゃしょう さいこうふ だい じょう ぜんぶん 運転者証の再交付 (第17条) (全文)	53
18.	うんでんしゃしょう じょうとなど きんし だい じょう ぜんぶん 運転者証の譲渡等の禁止 (第18条) (全文)	53
19.	こうしゅう めいれい だい じょう ぜんぶん 講習の命令 (第18条の2) (全文)	53
20.	とうろくうんでんしゃぎょうむけいれきしょうめいしょ こうふ だい じょう ぜんぶん 登録運転者業務経歴証明書の交付 (第18条の3) (全文)	54
21.	とうろくとう だい じょう ばっすい へんしゅう 登録等 (第19条) (抜粋を編集)	54
22.	しんさせいきゅう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 審査請求 (第32条の2) (全文を編集)	54
23.	てきせいかじぎょうじっしきかん してい だい じょう ばっすい へんしゅう 適正化事業実施機関の指定 (第34条) (抜粋を編集)	55
24.	のりばおよ じょうしゃきんしちく してい だい じょう ぜんぶん タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定 (第43条) (全文を 編集)	55
25.	むね ひょうじなど だい じょう ぜんぶん へんしゅう タクシーである旨の表示等 (第45条) (全文を編集)	57
26.	ふせいひょうじ きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 不正表示の禁止 (第47条) (全文を編集)	57
27.	ゆそう あんぜんおよ りようしゃ りべん かくほ かん しけん だい じょう ばっすい 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験 (第48条) (抜粋を 編集)	58

28.	しけんじむ だいこう だい じょう ばっすい へんしゅう	試験事務の代行（第49条）（抜粋を編集）	58
1.5	どうろこうつうほう おも けいさい	道路交通法（主なものを掲載）	60
1.	もくてき だい じょう ぜんぶん	目的（第1条）（全文）	60
2.	ようご いみ だい じょう ばっすい へんしゅう	用語の意味（第2条）（抜粋を編集）	60
3.	しんごうき しんごうとう したが ぎむ だい じょう ぜんぶん へんしゅう	信号機の信号等に従う義務（第7条）（全文を編集）	61
4.	つうこうくぶん だい じょう ばっすい へんしゅう	通行区分（第17条）（抜粋を編集）	62
5.	ひだりがわよ つうこうとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう	左側寄り通行等（第18条）（全文を編集）	62
6.	しゃりょうつうこうたい だい じょう ぜんぶん へんしゅう	車両通行帯（第20条）（全文を編集）	63
7.	ろせん どうゆうせんつうこうたい だい じょう ぜんぶん へんしゅう	路線バス等優先通行帯（第20条の2）（全文を編集）	64
8.	さいこうそくど だい じょう ばっすい へんしゅう	最高速度（第22条）（抜粋を編集）	65
9.	きゅう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう	急ブレーキの禁止（第24条）（全文を編集）	65
10.	どうろがい で ばあい ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう	道路外に出る場合の方法（第25条）（全文を編集）	65
11.	おうだんどう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう	横断等の禁止（第25条の2）（全文を編集）	66
12.	しゃかんきより ほじ だい じょう ぜんぶん へんしゅう	車間距離の保持（第26条）（全文を編集）	67
13.	しんろ へんこう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう	進路の変更の禁止（第26条の2）（全文を編集）	67
14.	おいこ ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう	追越しの方法（第28条）（全文を編集）	69
15.	おいこ きんし ばあい だい じょう ぜんぶん へんしゅう	追越しを禁止する場合（第29条）（全文を編集）	70
16.	おいこ きんし ばしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう	追越しを禁止する場所（第30条）（全文を編集）	70

17.	のりあいじどうしゃ	はっしん	ほご	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう	乗合自動車の発進の保護（第31条の2）（全文を編集）	71	
18.	ふみきり	つうか	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう		踏切の通過（第33条）（全文を編集）	72	
19.	こうさてん	させつまた	うせつ	ほうほう	だい	じょう	ばっすい	へんしゅう	交差点における左折又は右折の方法（第34条）（抜粋を編集）	73
20.	こうさてん	た	しゃりょうなど	かんけいとう	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう	交差点における他の車両等との関係等（第36条）（全文を編集）	74
21.	おうだんほどうとう	ほこうしゃとう	ゆうせん	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう		横断歩道等における歩行者等の優先（第38条）（全文を編集）	76
22.	おうだんほどうとう	こうさてん	ほこうしゃとう	ゆうせん	だい	じょう			横断歩道等のない交差点における歩行者等の優先（第38条の2）	
						ぜんぶん			（全文）	78
23.	じょうこう	ばしよ	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう			徐行すべき場所（第42条）（全文を編集）	78
24.	していばしよ	いちじていし	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう			指定場所における一時停止（第43条）（全文を編集）	78
25.	ていしゃおよ	ちゅうしゃ	きんし	ばしよ	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう	停車及び駐車を禁止する場所（第44条）（全文を編集）	79
26.	ちゅうしゃ	きんし	ばしよ	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう		駐車を禁止する場所（第45条）（全文を編集）	80
27.	ていしゃまた	ちゅうしゃ	ほうほう	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう		停車又は駐車の方法（第47条）（全文を編集）	82
28.	こうさてんとう	しんにゆうきんし	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう			交差点等への進入禁止（第50条）（全文を編集）	82
29.	しゃりょうなど	とうか	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう			車両等の灯火（第52条）（全文を編集）	83
30.	あいず	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう				合図（第53条）（全文を編集）	84
31.	せいびふりょうしゃりょう	うんてん	きんし	だい	じょう	ぜんぶん	へんしゅう		整備不良車両の運転の禁止（第62条）（全文を編集）	84
32.	うんこうきろくけい	きろくとう	だい	じょう	ばっすい	へんしゅう			運行記録計による記録等（第63条の2）（抜粋を編集）	85
33.	しゅきお	うんてんとう	きんし	だい	じょう	ばっすい	へんしゅう		酒気帯び運転等の禁止（第65条）（抜粋を編集）	85

34.	かるうんてんとう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう	過労運転等の禁止 (第66条) (全文を編集)	86
35.	あんぜんうんてん ぎ む だい じょう ぜんぶん	安全運転の義務 (第70条) (全文)	86
36.	うんてんしゃ じゆんしゆじこう だい じょう ばっすい へんしゅう	運転者の遵守事項 (第71条) (抜粋を編集)	86
37.	ふつうじどうしゃなど うんてんしゃ じゆんしゆじこう だい じょう ぜんぶん へんしゅう	普通自動車等の運転者の遵守事項 (第71条の3) (全文を編集)	89
38.	しょしんうんてんしゃひょうしきとう ひょうじぎ む だい じょう ばっすい へんしゅう	初心運転者標識等の表示義務 (第71条の5) (抜粋を編集)	91
39.	こうつうじこ ばあい そち だい じょう ばっすい へんしゅう	交通事故の場合の措置 (第72条) (抜粋を編集)	91
40.	こうそくどうろ だい じょう だい じょう ばっすい へんしゅう	高速道路 (第75条の2の3~第75条の11) (抜粋を編集)	92
41.	だいにしゆめんきよ だい じょう ばっすい へんしゅう	第二種免許 (第86条) (抜粋を編集)	93
42.	こうしん う もの ぎ む だい じょう ばっすい へんしゅう	更新を受けようとする者の義務 (第101条の3) (抜粋を編集)	93
43.	さいいじょう もの とくれい だい じょう ばっすい へんしゅう	70歳以上の者の特例 (第101条の4) (抜粋を編集)	93
1. 6	どうろうんそうしゃりょうほう おも けいさい	道路運送車両法 (主なものを掲載)	96
1.	もくてき だい じょう ぜんぶん	目的 (第1条) (全文)	96
2.	ていぎ だい じょう ばっすい へんしゅう	定義 (第2条) (抜粋を編集)	96
3.	じどうしゃとうろくばんごうひょう ふういんとう だい じょう ばっすい へんしゅう	自動車登録番号標の封印等 (第11条) (抜粋を編集)	98
4.	じどうしゃとうろくばんごうひょう ひょうじぎ む だい じょう ぜんぶん へんしゅう	自動車登録番号標の表示義務 (第19条) (全文を編集)	98
5.	じどうしゃ こうぞうおよ そうち だい じょう だい じょう ばっすい へんしゅう	自動車の構造及び装置 (第40条・第41条) (抜粋を編集)	98
6.	にちじょうてんけんせいび だい じょう ばっすい へんしゅう	日常点検整備 (第47条の2) (抜粋を編集)	98
7.	ていきてんけんせいび だい じょう ばっすい へんしゅう	定期点検整備 (第48条) (抜粋を編集)	99

8.	自動車 <small>じどうしゃ</small> の検査 <small>けんさ</small> 及び自動車検査証 <small>けんさしやう</small> (第58条) (抜粋を編集) <small>だい じやう ばっすい へんしゆう</small>	100
9.	自動車検査証 <small>けんさしやう</small> の有効期間 <small>ゆうこうきかん</small> (第61条) (抜粋を編集) <small>だい じやう ばっすい へんしゆう</small>	100
10.	自動車検査証 <small>けんさしやう</small> の備付け等 <small>そなえつ とう</small> (第66条) (抜粋を編集) <small>だい じやう ばっすい へんしゆう</small>	100
1. 7	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 <small>いっぱんじやうりやくじどうしやうんそうじぎやうひやうじゆんうんそうやつかん ぜんぶん</small> (全文)	105
1.	適用範囲 <small>てきやうはんい</small> (第1条) <small>だい じやう</small>	105
2.	係員の指示 <small>かかりいん しじ</small> (第2条) <small>だい じやう</small>	105
3.	運送の引受け <small>うんそう ひきう</small> (第3条) <small>だい じやう</small>	105
4.	運送の引受け及び継続の拒絶 <small>うんそう ひきう およ けいぞく きよぜつ</small> (第4条) <small>だい じやう</small>	105
5.	運賃及び料金 <small>うんちんおよ りやうきん</small> (第5条) <small>だい じやう</small>	108
6.	運賃及び料金の收受 <small>うんちんおよ りやうきん しゆうじゆ</small> (第6条) <small>だい じやう</small>	108
7.	旅客に対する責任 <small>りやく たい せきにん</small> (第7条) <small>だい じやう</small>	108
8.	損害賠償責任 <small>そんがいばいしやうせきにん</small> (第8条) <small>だい じやう</small>	109
9.	天災等の損害賠償 <small>てんさいなど そんがいばいしやう</small> (第9条) <small>だい じやう</small>	109
10.	旅客の責任 <small>りやく せきにん</small> (第10条) <small>だい じやう</small>	109
だい しょう あん ぜん 第2章 安全		110
2. 1	安全編の目的 <small>あんぜんへん もくてき</small>	111
2. 2	交通事故防止とタクシー運転者の使命 <small>こうつうじ こほうし うんてんしや しめい</small>	112

1.	<small>あんぜん はや かくじつ ゆ そう</small> 安全で早く確実な輸送	112
2.	<small>うんでんしゃ ほこ せきにな</small> プロの運転者としての誇りと責任	112
2. 3	<small>とくしゆせい こうつうじ こはっせいじょうきょう ふ うんでんとう ぎのうおよ</small> タクシーの特殊性、交通事故発生状況を踏まえた運転等の技能及び	
	<small>ちしき</small> 知識	113
1.	<small>こうつうほうき じゆんしゆ</small> 交通法規の遵守	113
2.	<small>うんこうまえ てんけん</small> 運行前の点検	113
3.	<small>ただ うんでんしせい</small> 正しい運転姿勢	115
4.	<small>ちやくよう</small> シートベルトの着用	116
5.	<small>うんでんじ りゆういじこう</small> 運転時の留意事項	117
6.	<small>あんぜん そくど しゃかんきより</small> 安全な速度と車間距離	121
7.	<small>こうさてん りゆういじこう</small> 交差点での留意事項	123
8.	<small>こうそくどうろ りゆういじこう</small> 高速道路での留意事項	126
2. 4	<small>うんでんしゃ とくべつ ちゆうい じこう</small> タクシー運転者として特別に注意すべき事項	128
1.	<small>てんこ じゆうようせい</small> 点呼の重要性	128
2.	<small>うんゆあんぜん ゆ そう あんぜんせい こうじょう と く</small> 運輸安全マネジメントによる輸送の安全性の向上への取り組み	128
3.	<small>えいぎょうくいき じょうたい はあく</small> 営業区域の状態の把握	129
4.	<small>ちり せいつう</small> 地理への精通	130
5.	<small>きゃくさま あんぜんかくほ</small> お客様の安全確保	130

6.	安全な乗降場所の選び方とドア開閉時の周囲への配慮	131
7.	空車時は、周囲の車などに注意	131
8.	明け番や公休日には十分な休養と睡眠	132
2. 5	交通事故の防止、事故発生時の対応	133
1.	交通事故の危険予測と回避	133
2.	交通事故の場合の措置	143
3.	交通事故の場合の具体的な対応	145
2. 6	過労運転の防止等、健康管理に関する知識	147
1.	心身の健康状態の把握	147
2.	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）	149
3.	疲労防止について	155
2. 7	飲酒運転に関する知識	157
1.	アルコールが運転に及ぼす影響	157
2.	飲酒運転の厳罰化	159
3.	飲酒から運転までの時間	161
4.	アルコール依存症について	163

だい しょう せつ ぐう	
第 3 章 接 遇	168
3. 1 接遇編の目的	169
3. 2 接客についての基本的な心	170
1. 言葉づかいや態度	170
2. 服装、身だしなみ	172
3. クルマの清掃	173
3. 3 接遇に関する基礎知識	174
1. あいさつと乗車の手順	174
2. メーターの扱い	178
3. ラジオ、エアコンの扱い	181
4. 釣銭、領収証の扱い	182
5. ドアの扱い	182
6. タクシー運転者の毎日の心がけチェックリスト	183
3. 4 タクシー運転者として特に身につけておきたい知識	185
1. 乗車拒否について	185
2. 手荷物を持っているお客様への対応	190
3. タクシーでの忘れ物の取り扱い	191
4. 地理に詳しくない場合の対応	192

5.	クレジットカードなど現金以外の支払いへの対応	192
6.	お客様が眠ったときの対応	193
7.	クルマに弱いお客様への対応	194
8.	お客様とのトラブルの処理	194
9.	お客様から無理を言われたとき	195
10.	急病人の取り扱い	195
11.	運送を断らないための心得	196
12.	途中で降車を求める必要がある場合	196
13.	故障したときの対応	196
14.	事故が起きた場合の対応	196
15.	有料道路を使う場合	197
16.	Uターン禁止などの場所の対応	197
17.	交差点などの駐停車禁止の場合	197
18.	酔ったお客様の場合	198
19.	営業区域の対応	198
20.	犯罪防止に向けて	198
21.	カーナビゲーションの活用	199

3. 5	バリアフリー ^{たいおう} 対応	200
1.	高齢者 ^{こうれいしゃ} や障害者 ^{しょうがいしゃ} などの社会参加 ^{しゃかいさんか} とタクシー	200
2.	高齢者 ^{こうれいしゃ} や障害者 ^{しょうがいしゃ} の特性 ^{とくせい} と安全な ^{あんぜん} 運送 ^{うんそう}	202
3.	介助 ^{かいじょ} を必要とする ^{ひつよう} 高齢者 ^{こうれいしゃ} や障害者 ^{しょうがいしゃ} などとの接し方 ^{せつ かた}	208
4.	高齢者 ^{こうれいしゃ} や障害者 ^{しょうがいしゃ} などについて想定 ^{そうてい} される主な特性 ^{おも} と接遇 ^{とくせい} 介助 ^{せつぐうかいじょ}	210
5.	車 ^{くるま} イスの取扱い ^{とりあつか} 方法 ^{ほうほう}	216
6.	介護者 ^{かいごしゃ} のいない車 ^{くるま} イス利用者 ^{りようしゃ} のタクシーへの乗せ方 ^{の かた} 、降ろし方 ^{お かた}	224
7.	お客様 ^{きやくさま} の体調 ^{たいちよう} が変わった ^か ときの対応 ^{たいおう}	226
8.	障害者 ^{しょうがいしゃ} 割引 ^{わりびき} について	227
9.	その他の ^た 配慮 ^{はいりょ} が必要な ^{ひつよう} お客様 ^{きやくさま} への対応 ^{たいおう}	229

だい しょう ほう れい
第 1 章 法 令

1. 1 講習の目的

タクシー事業は、利用者ニーズの多様化及び高度化に的確に対応したサービスが求められています。そのため、タクシー運転者は、運転関係法令を正しく理解する必要があります。

この章では、タクシー運転者として乗務するものが知っておくべき関係法令を、抜粋して記載しています。また、タクシー業務適正化特別措置法の改正により、平成20年6月から運転者登録制度が13の指定地域に拡大され、さらに同法の改正により、平成27年10月からは全国全ての地域において、タクシー運転者は講習を受講したうえで、運転者登録を受けなければ業務に従事することができなくなりました。講習により必要な関係法令の知識を習得し、さらに安全な輸送を心がけてください。

1. 2 道路運送法（主なものを掲載）

（主なものを抜粋して掲載している。また、条文の横に、その条文が全文の掲載か、抜粋の掲載かを明記している。さらに条文を編集して掲載しているものについては編集と明記している。）

1. 目的（第1条）（全文）

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 定義（第2条）（抜粋を編集）

この法律で「道路運送事業」とは、次のものをいいます。

- (1) 旅客自動車運送事業
- (2) 貨物自動車運送事業
- (3) 自動車道事業

※（１）の「りょかくじどうしゃうんそうじぎょう旅客自動車運送事業」とは、たにん じゅうよう おう ゆうしょう じどうしゃ他人の需要に応じ、有償で、自動車
しょう りょかく うんそう じぎょう いを使用して旅客を運送する事業を言います。

3. しゅるい だい じょう ぜんぶん へんしゅう種類（第3条）（全文を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょう しゅるい つぎ かか「旅客自動車運送事業」の種類は、次に掲げるものをいいます。

いっばんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう（１）一般旅客自動車運送事業

① いっばんのりあいりょかくじどうしゃうんそうじぎょう一般乗合旅客自動車運送事業

② いっばんかきりりょかくじどうしゃうんそうじぎょう一般貸切旅客自動車運送事業

③ いっばんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょう一般乗用旅客自動車運送事業

とくていりょかくじどうしゃうんそうじぎょう（２）特定旅客自動車運送事業

① 「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業を言います。

② 「一般貸切旅客自動車運送事業」とは、1個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って運送する一般旅客自動車運送事業を言います。

③ 「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業、いわゆるハイヤー・タクシー事業を言います。

※法令では、一般乗合、一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業に共通

して適用される条文は、「一般旅客自動車運送事業」と表現し、一般乗用

旅客自動車運送事業にしか適用されない条文は、「一般乗用旅客自動車

運送事業」と表現しています。

4. 一般旅客自動車運送事業の許可（第4条）（抜粋を編集）

一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

いわゆる「白タク」行為（無許可営業）は、禁止されており、本条に違反し

た者は、道路運送法第96条に基づく処罰（3年以下の懲役若しくは300

万円以下の罰金、又は併科）の対象となります。

5. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(第9条の3)(抜粋を編集)

一般乗用旅客自動車運送事業を営む者は、旅客の運賃及び料金を定め、

国土交通大臣の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするとき

も同様です。ただし、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土

交通省令で定める料金については、許可を受ける必要はありませんが、あらか

じめ、国土交通大臣に届け出なければならず、また変更する場合も同様です。

運転者は、認可を受けた運賃及び料金を收受しなければなりません。

6. 運賃又は料金の割戻しの禁止(第10条)(全文を編集)

一般旅客自動車運送事業者が、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻し

をすることを禁じています。

運転者は、收受した運賃または料金の割戻しをしてはいけません。

7. 運送約款(第11条)(抜粋を編集)

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けな

ければなりません。これを変更しようとするときも同様です。なお、国土交通

大臣があらかじめ定めて公示した標準運送約款を採用する場合に、認可を受

けたものとみなされます。

- ① タクシーの^{うんそうやっかん}運送約款は、タクシーを^{りよう}利用する際の、タクシー事業者^{じぎょうしゃ}と利用者との間の、^{あいだ}運送サービスに関する^{かん}権利義務^{けんりぎむ}を取り決めた^と運送契約^きです。
- ② 多くのタクシー事業者は、^{おお}標準^{じぎょうしゃ}運送約款^{ひょうじゆんうんそうやっかん}を採用^{さいよう}しています。
- ※ ^{ひょうじゆんうんそうやっかん}標準運送約款^{ほうれい}（法令P105）を^{さんしやう}参照^{さんしやう}してください。

8. ^{うんそうひきうけぎむ}運送引受義務^{だい}（第13条）^{ぜんぶん}（全文を編集）^{へんしゆう}

^{いっばんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ}一般旅客自動車運送事業者^{いっばんかしきりりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ}（^{のぞ}一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）^{つぎ}は、次

^{ばあい}の場合を除いては、^{のぞ}運送の引受け^{うんそう}を拒絶^{ひきう}してはなりません。^{きよぜつ}

- (1) ^{とうがいうんそう}当該運送の^{もう}申し込みが、^こ運送約款^{うんそうやっかん}によらないものであるとき。
- (2) ^{とうがいうんそう}当該運送に^{てき}適する^{せつび}設備がないとき。
- (3) ^{とうがいうんそう}当該運送に関し^{かん}申込^{もうしこみ}者から^{とくべつ}特別の負担^{ふたん}を求められたとき。^{もと}
- (4) ^{とうがいうんそう}当該運送が^{ほうれい}法令の規定^{きていまた}又は^{おおやけ}公の秩序^{ちつじよ}もしくは^{ぜんりやう}善良の風俗^{ふうぞく}に反するもの^{はん}であるとき。
- (5) ^{てんさい}天災^たその他^えやむを得ない^{じゆう}事由による^{うんそうじやう}運送上の^{しじやう}支障があるとき。
- (6) ^たその他^{こくどうつうしやうれい}国土交通省令^{さだ}で定める^{せいとう}正当な^{じゆう}事由があるとき。

- ① 公共輸送機関であるタクシー事業においては、正当な理由がない限り、
 運送の申し込みを断わることはできません。
- ② 運送の引受け及び継続の拒絶については、旅客自動車運送事業運輸規則第
 13条（法令P7）及び、第3章接客の「乗車拒否」（接遇P185）に、詳しく
 説明していますので、参照してください。

9. 運送の順序（第14条）（全文を編集）

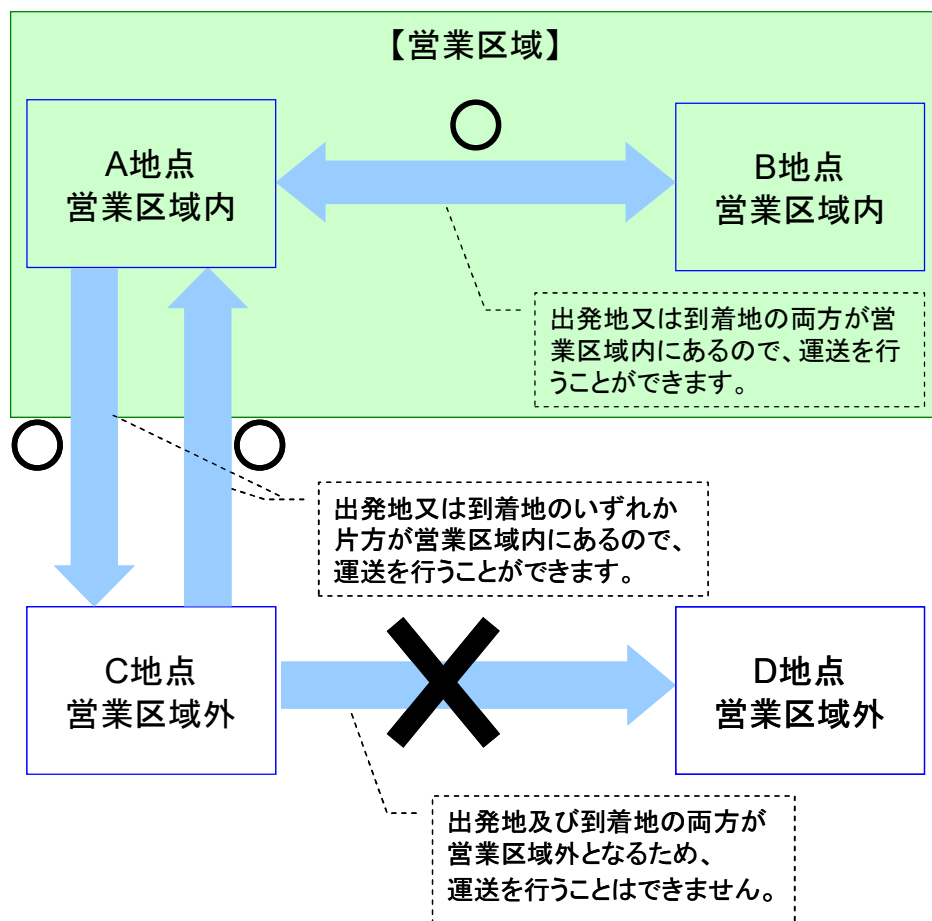
一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）は、運送
 の申し込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければなりません。ただし、
 急病人を運送する場合、その他正当な事由がある場合は、この限りではあり
 ません。

運転者は、申し込みを受けた順番で、旅客運送をしなければなりません。

10. 禁止行為（第20条）（全文）

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に
 存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

- ① タクシー事業は、路線を定めて行うものではないため、事業計画に「営業区域」を定めることとされています。
- ② 「出発地」と「到着地」の両方が営業区域外となる旅客運送をすることはできません。よって、少なくとも「出発地」又は「到着地」のどちらか片方は必ず営業区域内でなければなりません。
- ③ なお、営業区域外の「客待ち」はトラブル発生の原因になるため、控えましょう。



1 1. 乗合旅客の運送（第21条）（全文を編集）

いっばんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょう いっしやかしきり うんそうけいたい さいがいじなど
一般乗用旅客自動車運送事業は、一車貸切による運送形態のため、災害時等

のぞ のりあいりょかく うんそう
を除いて、乗合旅客の運送をしてはならない。

うんてんしゃ さいがいじなど のぞ のりあいりょかく うんそう
運転者は、災害時等を除いて、乗合旅客の運送をしないこと。

1 2. 運転者の制限（第25条）（全文を編集）

いっばんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ ねんれい うんてん けいれき た せいれい さだ いてい
一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の

ようけん そな もの じぎょうようじどうしゃ うんてん
要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならないこと

とうがいうんこう りょかく うんそう もくてき ばあい かぎ
になっています。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限
りではありません。

■ 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（抜粋）

うんてんしゃ か き ようけん すべ がいとう ひつよう
運転者になるには、下記の要件に全て該当することが必要です。

① 満21歳以上であること。（ただし、特例教習を受けた者は19歳以上。）

② 普通自動車等の運転経験が、通算して3年以上あること。

（ただし、旅客自動車の運転者以外の乗務員として、2年以上の経験がある

など とくべつ じゆう もの ねんいじょう
等の特別の事由のある者は、1年以上。）

③ 運転する事業用自動車の種類に係る、第二種運転免許を受け、かつ、そ

こうりよく ていし
の効力が停止されていないこと。

ぎょうむてきせいしかとくべつそちほう
■ タクシー業務適正化特別措置法

だいじょう じぎょうしゃ とうがい はいち えいぎょうしよ
第3条 タクシー事業者は、タクシーには、当該タクシーを配置する営業所
もう たんいちいき かかわ げんぼ とうろく う ものいがい もの
を設けている単位地域に係る原簿に登録を受けている者以外の者を
うんでんしゃ じょうむ うんこう りょかく うんそう もくてき
運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的
ばあい かし
としない場合は、この限りではない。

たんいちいきない えいぎょうしよ はいち じょうむ うんでんしゃ
単位地域内の営業所に配置されるタクシーに乗務する運転者について
どうろんそうほう うんでんしゃ せいげんいがい ほんぼうだい じょう きてい せいげん くわ
は、道路運送法による運転者の制限以外に、本法第3条の規定の制限が加
しょうさい ぎょうむてきせいしかとくべつそちほう せつめい
わることとなりますが、詳細は、タクシー業務適正化特別措置法の説明
ほうれい さんしやう
(法令P36)を参照してください。

こうしゅう りべん そがい こうい きんしとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう
13. 公衆の利便を阻害する行為の禁止等 (第30条) (全文を編集)

いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかく たい ふとう うんそうじょうけん
(1) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によること
もと た こうしゅう りべん そがい こうい
を求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう けんぜん はったつ
(2) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を
そがい けっか しょう きやうそう
阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ とくてい りょかく たい ふとう さべつてきとりあつか
(3) 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱い
をしてはならない。

こくどうつうだいじん ぜん こう きてい こうい いっぱんりょかくじどうしゃ
(4) 国土交通大臣は、前3項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車

うんそうじぎょうしゃ たい どうがいこうい ていしまた へんこう めい
運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

うんでんしゃ りよかく たい とおまわ じょうしゃきよひ ふとう うんちんせいきゆう
運転者は、旅客に対して、わざと遠回りをしたり、乗車拒否、不当な運賃請求
などをしないこと。また特定の旅客に対する差別的な取扱いをしないこと。

1. 3 りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく おも けいさい 旅客自動車運送事業運輸規則（主なものを掲載）

1. もくてき だい じょう ぜんぶん 目的（第1条）（全文）

しょうれい りょかくじどうしゃうんそうじぎょう てきせい うんえい かくほ
この省令は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送
あんぜんおよ りょかく りべん はか もくてき
の安全及び旅客の利便を図ることを目的とする。

2. いっばんじゆんそく だい じょう ぜんぶん 一般準則（第2条）（全文）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかくじどうしゃうんそうじぎょう けいえい もの い かおな
（1）旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同

あんぜん かくじつ じんそく うんゆ すいこう つと
じ。）は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければならない。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかくまた こうしゅう たい こうへい こんせつ とりあつか
（2）旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じゅうぎょういん たい ゆそう あんぜんおよ りょかく りべん
（3）旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を

かくほ せいじつ しょくむ すいこう しどうかんとく とうがい
確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督するとともに、当該

しどうかんとく こうかてき てきせつ おこな ひつよう そち こう
指導監督を効果的かつ適切に行うため、必要な措置を講じなければならない。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じゅうぎょういん しょくむ じゅうじ ばあい ゆそう
（4）旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の

あんぜんおよ りょかく りべん かくほ つと
安全及び旅客の利便を確保することに努めなければならない。

うんでんしゃ ゆそう あんぜんかくほ りょかく りべんせいこうじょう む どりよく
運転者は、輸送の安全確保、旅客の利便性向上に向け努力すること。

3. くじょうしより だい じょう ぜんぶん 苦情処理（第3条）（全文）

(1) 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情

を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名

及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。

(2) 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に

掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存

しなければならない。

① 苦情の内容

② 原因究明の結果

③ 苦情に対する弁明の内容

④ 改善措置

⑤ 苦情処理を担当した者

運転者は、旅客から苦情を受けた場合には、速やかに事業者に報告し、次回
以降の乗務において、反省点を踏まえ適切に対応してください。

4. 領収証（第10条）（抜粋）

一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合であって

旅客の求めがあったときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証

を発行しなければならない。

領収証は旅客の求めがない場合であっても、なるべく運転者自ら発行す

るようにしましょう。

5. 運送の引受け及び継続の拒絶（第13条）（抜粋を編集）

いっばんのりあいりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃまた いっばんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ
一般乗合旅客自動車運送事業者又は、一般乗用旅客自動車運送事業者は、

いったい ばあい うんそう ひきう けいぞく きよぜつ
一定の場合には運送の引受けまたは継続を拒絶することができます。

ぐたいてき じれい じょうしゃきよひ せつぐう さんしょう
具体的な事例については、乗車拒否（接遇P185）を参照してください。

6. 事故の場合の処置（第18条）（全文を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんこう ちゅうだん とうがい
旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該

じどうしゃ じょうしゃ りょかく つぎ かくごう かか じこう かん てきせつ
自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な

しよち
処置をしなければならない。

りょかく うんそう けいぞく
(1) 旅客の運送を継続すること

りょかく しゅっぱつち そうかん
(2) 旅客を出発地まで送還すること

りょかく ほ ご
(3) 旅客を保護すること

うんでんしゃ じ こ はっせい ばあい じょうきやく ようぼう ふ じょうきょう はんだん
運転者は、事故が発生した場合には、乗客の要望を踏まえ、状況を判断

てきせつ たいおう こうつう じ こ ばあい そ ちようりょう
し、適切な対応をしなければなりません。なお、交通事故の場合の措置要領

だい しょう あんぜん くわ せつめい さんしょう
については、第2章（安全P143）に詳しく説明してありますので、参照して
ください。

7. 事故による死傷者に関する処置（第19条）（全文を編集）

旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷

したときは、運転者とともに次の各号に掲げる事項を、実施しなければならない。

(1) 死傷者に対する応急手当て、その他の必要な措置

(2) 死者、重傷者の家族へのすみやかな通知

(3) 遺留品の保管

(4) 死傷者の保護

運転者は、乗客が天災その他の事故により死傷した場合には、状況を判断し、適切な対応をしなければなりません。

8. 異常気象時等における措置（第20条）（全文を編集）

旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障

が生じる恐れがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示、その

他輸送の安全のための措置を講じなければなりません。

運転者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生じるおそれがあるときは、管理者の判断を仰ぎましょう。

9. 過労防止等（第21条）（抜粋を編集）

(1) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が

告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務

時間を定めなければならない。

(2) 旅客自動車運送事業者は、運転者の健康状態の把握に努め、飲酒、疾病、

疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそ

れがある運転者を、事業用自動車に乗務させてはならない。

運輸規則第50条第1項第3号（法令P26）において、運転者は、飲酒、疾病、
疲労、睡眠不足その他の理由により安全運転をすることができないおそれが
あるときは、その旨を申し出ることになっています。法令遵守を徹底してく
ださい。

10. 乗務距離の最高限度等（第22条）（抜粋を編集）

交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有す

る一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長の指定する乗務距離の

最高限度を超えて、当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させては

ならないことになっています。

じょうむきより さいこうげんど しりょう していちいきとういちらん ほうれい けいさい ちいき
 乗務距離の最高限度は、資料1-1指定地域等一覧（法令P34）に掲載の地域の
 たいしょう うんゆきそくだい じょうだい こう ほうれい とうがい
 みが対象となっています。運輸規則第50条第8項（法令P28）において、当該
 していちいきない じょうむ うんでんしゃ とうがいしていちいき じょうむきより
 指定地域内のタクシーに乗務する運転者は、当該指定地域における乗務距離
 さいこうげんど こ じょうむ
 の最高限度を超えて乗務してはならないことになっています。

1 1. 点呼等（第24条）（抜粋を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じょうむ うんでんしゃ たい たいめん てんこ
 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼
 おこな つぎ じこう ほうこく もと じぎょうようじどうしゃ うんこう あんぜん かくほ
 を行い、次の事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保する
 ひつよう し じ あた じょうむ しゅうりよう うんでんしゃ たい
 ために必要な指示を与えなければならない。また、乗務を終了した運転者に対
 たいめん てんこ おこな ほうこく もと けっか
 しても、対面により点呼を行い、報告を求めなければならない。その結果を
 うんでんしゃ きろく ねんかんほぞん
 運転者ごとに記録し、1年間保存しなければなりません。

（1）乗務しようとする運転者に対する点呼

① 日常点検の実施又はその確認

② 飲酒、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転をすること

ができないおそれの有無

（2）乗務を終了した運転者に対する点呼

① 事業用自動車、道路及び運行状況

② 酒気帯びの有無

③ 交替する運転者に対する引き継ぎ

運輸規則第50条第1項第2号（法令P26）において、運転者は、乗務前と乗務後の点呼をそれぞれ受けるとともに、必要な報告をすることとされています。

12. 乗務記録（第25条）（抜粋を編集）

一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは

次の事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理し

て、1年間保存しなければなりません。

(1) 運転者名

(2) 乗務した事業用自動車の自動車登録番号等、当該自動車を識別できる記号、

番号その他の表示

(3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した

距離

(4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時

(5) 休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時

(6) 事故、著しい遅延その他異常な状態が発生した場合の概要及びその

原因

(7) 乗務の開始及び終了時における走行距離の積算キロ数

うんゆきそくだい じょうだい こうだい ごう ほうれい うんてんしゃ じょうむ じこう
運輸規則第50条 第1項第9号（法令P27）において、運転者は、乗務した事項
きろく
を記録しなければならないことになっています。

13. 地図の備付け（第29条）（全文）

いっばんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ すく えいぎょうくいきない
一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内

つぎ じこう めいじ ちず ちほううんゆきよくちょう してい きかく てきごう
の次の事項が明示された地図であって地方運輸局長の指定する規格に適合す

るものを備えておかななければならない。

（1）道路

（2）地名

ちよめい けんぞうぶつ こうえん めいしよおよ きゅうせきなら てつどう えき
（3）著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅

た ちほううんゆきよくちょう してい じこう
（4）その他、地方運輸局長が指定する事項

れいじ かんとううんゆきよくちょう してい じこう こうじ
例示：関東運輸局長が指定した事項（公示）

1. 規格

しゆくしゃく しゃない りょかく ちず ていじ もくてきち かくにん おこな
（1）縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うこ

とが十分可能なものであること。

はっこうじきとう そな ちず しゆるい おう いか
（2）発行時期等は、備えおく地図の種類に応じ以下のとおりとする。

① 電子地図のうち、インターネット等への接続によりアップデートされ

るものにあっては、アップデートから1年以上経過していないものである

こと。

- ② ①以外の電子地図及び製本地図にあっては、電子地図のアップデート又は製本地図の発行年月から3年以上経過していないものであること。

2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界（市町村の境界）
- (2) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (3) 主な交差点の名称
- (4) 空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置

タクシー運転者は乗務を開始する前に、規格に適合する地図が車内に備えてあるか、確認してください。

14. 運転者の選任（第36条）（全文を編集）

- (1) 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、次のいずれかに該当する者を、事業用自動車の運転者として選任してはならない。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による

きんせん じゆじゆ じっしつてき ちんぎん しはら みと こうい ふく う
金銭の授受であつて、実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。) を受
ける者

ほんきてい りよかくじどうしゃうんそうじぎょう せいかくじょう ぎょうむ あんていてき かくほ うんこう あんぜん
本規定は、旅客自動車運送事業の性格上、業務の安定的な確保と運行の安全
かくほ もくてき うんてんしゃ せんにな さだ
を確保することを目的として、タクシー運転者の選任について定めたもので
す。

いっばんじょうようりよかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ こじん じぎょうしゃ のぞ あら
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、新た
やと い もの やと い ご すく にちかん しどう かんたくおよ
に雇い入れた者について雇い入れ後、少なくとも 10日間の指導・監督及び
とくべつ しどう おこな なら てきせいしんだん じゆしん あと うんてんしゃ
特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、運転者と
して選任してはならないことになっています。

しゆ うんこう ろせん えいぎょうくいき じょうたいおよ たいしよ
① 主として運行する路線または営業区域の状態及びこれに対処すること
うんてんぎじゆつ なら ほうれい さだ じどうしゃ うんてん かん じこう
ができる運転技術、並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について
てきせつ しどうかんたく だい じょうだい こう
適切な指導監督(第38条第1項)

こくどうつうだいじん こくじ さだ つぎ かか うんてんしゃ たい
② 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対し、
うんこう あんぜん かくほ じゆんしゆ じこう とくべつ しどう おこな
運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、
こくどうつうだいじん にんてい てきせいしんだん う だい じょうだい
国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。(第38条第
こう
2項)

ししやまた ふしょうしゃ しょう じ こ お もの
ア. 死者又は負傷者が生じた事故を起こした者

イ. 運転者として新たに雇い入れられた者

ウ. 高齢者（65歳以上の者）

③ 非常信号用具の取扱いについての適切な指導（第38条第4項）

④ 営業区域内の地理並びに旅客及び公衆に対する応接に関し、必要な事項

について適切な指導監督（第39条）

ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業

区域内において、雇い入れの前2年以内に通算90日以上、一般乗用旅客自動車

運送事業の事業用自動車の運転者であったときには、この限りではありません。

また、新たに雇い入れた者が、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車

の運転者として選任された経験を有する者の場合は、以下の指導を行えばよい

ことになっています。（第36条第2項）

○ 主として運行する路線または営業区域の状態及びこれに対処することが

できる運転技術、並びに法令に定める自動車の運転に関する事項についての

適切な指導

○ 営業区域内の地理に関する指導

15. 安全及びサービスのための規律（第41条）（全文）

旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のため

じゆんしゆ じこう およ じょうむいん ふくむ きりつ さだ
に遵守すべき事項、及び、乗務員の服務についての規律を定めなければなら
ない。

かくじぎょうしゃ じょうむいん ふくむ かん きりつ さだ りかい
各事業者においては、乗務員の服務に関する規律を定めています。よく理解
し、規律に従って勤務するようにしましょう。

16. 事業用自動車内の掲示（第42条）（抜粋を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃない どうがいじぎょうしゃ しめいまた めいしょうおよ
旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及
び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければなら
ないことになっています。

■ タクシー業務適正化特別措置法第13条

じぎょうしゃ うんてんしゃ じょうむ りょかく うんそう
タクシー事業者は、タクシーに運転者として乗務させるときは、旅客の運送
を目的として運行する場合、乗務する運転者の、「登録タクシー運転者証」
を、当該タクシーに表示しなければならないことになっています。

17. 応急器具等の備付（第43条）（全文を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ おうきゅうしゅうり ひつよう き ぐ およ びひん そな
(1) 旅客自動車運送事業者は、応急修理のために必要な器具及び備品を備え
なければ、当該自動車を旅客の運送の用に供することはできません。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ ふみきりけいしゆ はいち
(2) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が踏切警手の配置されていな

ふみきり つうか ばあい どうがいじどうしゃ あかいろはた あかいろあいずとうなど
い踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の

ひじょうしんごうようぐ そな りょかく うんそう よう きょう
非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供することはできません。

うんでんしゃ じょうむ かいし まえ びひん しゃない そな
タクシー運転者は、乗務を開始する前にこれらの備品が車内に備えつけてあ
かくにん
るか、確認してください。

18. 事業用自動車の清潔保持（第44条）（全文を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ つね せいけつ ほ じ
旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。
い。

うんでんしゃ じょうしゃ りょかく ふかいかん あた まえ じょうきやく のこ
運転者は、乗車する旅客に不快感を与えないよう、前の乗客の残したゴミ
かたづ じぶん ち
などはこまめに片付けましょう。自分のゴミを散らかすことは、もってのほか
かです。

19. 乗務員の禁止事項（第49条第2項）（全文を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ じょうむいん つぎ かか こうい きん
旅客自動車運送事業者の事業用自動車の乗務員は、次に掲げる行為を禁じら
れています。

うんゆきそくだい じょう かくごう かか もちこみせいげんぶつびん りょかく げんざい じぎょうよう
(1) 運輸規則第52条の各号に掲げる持込制限物品を旅客の現在する事業用

じどうしゃない も こ
自動車内に持ち込むこと。

しゆき お じょうむ
(2) 酒気を帯びて乗務すること。

りょかく げんざい じぎょうようじどうしゃない きつえん
(3) 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること。

だい じょう かくごう かか もちこみせいげんぶつびん ほうれい さんしょう
第52条の各号に掲げる持込制限物品は、法令P29を参照してください。ま

いんしゅうんてん あんぜん いこう さんしょう
た、飲酒運転については、安全P157以降を参照してください。

20. 運転者の遵守事項（第50条第1項）（全文を編集）

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ つぎ かか じこう じゆんしゆ
旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守し
なければなりません。

にちじょうてんけん また かくにん
(1) 日常点検をし、又はその確認をすること。

じょうむ およ じょうむ しゅうりょう じぎょうしゃ おこな
(2) 乗務をしようとするとき、及び、乗務を終了したときは、事業者が行

てんこう にちじょうてんけん けっか とうがいじぎょうようじどうしゃ どうろおよ うんこうじょうきょう
う点呼を受け、日常点検の結果、当該事業用自動車、道路及び運行状況、

こうたい うんてんしゃ たい おこな つうこくないよう ほうこく
交替した運転者に対して行った通告内容について、報告すること。

しゆき お じょうたい むね とうがいりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ
(3) 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に
申し出ること。

しっぺい ひろう すいみんぶそく てんさい た りゅう あんぜん うんてん
(4) 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により、安全な運転をすること

むね とうがいりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ もう
ができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申

し出ること。

じぎょうようじどうしゃ うんこうちゅうしっぺい ひろう すいみんぶそく てんさい た りゅう
(5) 事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により、

あんぜん うんてん けいぞく むね とうがい
安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ もう で
旅客自動車運送事業者に申し出ること。

りょかく げんざい じぎょうようじどうしゃ うんこうちゅう とうがいじどうしゃ じゅうだい こしょう はっけん
(6) 旅客の現在する事業用自動車の運行中、当該自動車の重大な故障を発見

また じゅうだい じ こ はっせい みと ただ うんこう
し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに運行

ちゆうし
を中止すること。

はんろ じぎょうようじどうしゃ はな およ あんぜん うんこう ししょう
(7) 坂路において事業用自動車から離れるとき、及び、安全な運行に支障があ

かしよ つうか りょかく こうしゃ
る箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

ふみきり つうか へんそくそうち そうさ
(8) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと

じぎょうようじどうしゃ こしょうとう ふみきりない うんこうふのう すみ
(9) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに

りょかく ゆうどう たいひ れっしゃ たい てきせつ ぼうごそち
旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。

じょうむ しゅうりょう こうたい うんてんしゃ たい じょうむちゅう どうがい じどうしゃ
(10) 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の自動車、

どうろおよ うんこうじょうきょう つうこく ばあい じょうむ
道路及び運行状況について通告すること。この場合において、乗務する

うんてんしゃ どうがいじどうしゃ せいどうそうち そうこうそうち た じゅうよう ぶぶん きのう
運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能に

てんけん
ついて点検すること。

じょうむきろく うんてんにつぽう きろく おこな
(11) 乗務記録（運転日報）の記録を行うこと

うんてんそうさ えんかつ か ふくそう
(12) 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

うんてんしゃ じょうき すべ じこう じゆんしゆ
タクシー運転者は、上記の全ての事項を遵守しなければなりません。よく
りかい てっぺい
理解し、徹底してください。

かいそうばん けいしゆつ だい じょうだい こう ぜんぶん 2 1. 回送板の掲出（第50条 第6項）（全文）

いっぽんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ しょくじも
一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは

きゆうけい うんそう ひきう ばあいたま じょうむ しゅうりょうとう
休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のた

しゃこも えいぎょうしょ かいそう ばあい かいそうばん けいしゅつ
め車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなけれ
ばならない。

じょうき りゆう うんそう ひきう ばあい かなら かいそうばん けいしゅつ
上記の理由により運送の引受けができない場合には、必ず回送板を掲出し
てください。

22. 回送板の掲出の禁止（第50条第7項）（全文を編集）

ぜんこう ばあいいがい かいそうばん けいしゅつ きん
前項の場合以外には、回送板を掲出することが、禁じられています。

こうきょうゆうそうきかん げんそく りよかく うんそう もう こ
公共輸送機関であるタクシーは、原則として旅客からの運送の申し込みを
きよげつ かいそうばん けいしゅつ しょくじ きゆうけい
拒絶することはできません。回送板の掲出は、あくまで食事、休憩あるい
しゃこ かいそう え りゆう りよかく うんそう ひ う
は車庫への回送など、やむを得ない理由により旅客の運送を引き受けること
ができない場合に限って認められているものであり、運転者の都合による
かいそうばん けいしゅつ りようしゃ げんいん ちゅうい
回送板の掲出は、利用者とのトラブルの原因ともなるので注意しましょう。

23. 乗務距離の最高限度（第50条第8項）（全文を編集）

うんゆきそくだい じょう していちいきない えいぎょうしょ ぞく うんてんしゃ じょうむ
運輸規則第22条の指定地域内の営業所に属するタクシー運転者は、乗務

きより さいこうげんど こ じょうむ
距離の最高限度を超えて乗務してはならない。

じょうむきより さいこうげんど しりょう していちいきとういちらん ほうれい けいさい ちいき
乗務距離の最高限度は、資料1-1指定地域等一覧（法令P34）に掲載の地域が
たいしょう
対象となっています。

24. 物品の持込制限（第52条）（抜粋を編集）

乗客は、次に掲げる物品を車内に持ち込んでではありません。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りではありません。

(1) 火薬類（火薬類取締法の火薬類をいう。ただし、50発以内の実包及び空包

であって、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。）

(2) 100グラムを超える玩具用煙火

(3) 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用

ライター及び壊炉に使用しているものを除く。）

(4) 100グラムをこえるフィルムその他のセルロイド類（ニトロ・セルローズ

を主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）

(5) 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウ

ム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

(6) 放射性物質等（放射性同位元素等）

(7) 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

(8) 高圧ガス（高圧ガス取締法の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入

した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）

(9) クロル・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホ

ルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

(10) 刃物

(11) 500グラムを超えるマッチ

(12) 電池（乾電池を除く。）

(13) 死体

(14) 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法の身体障害者補助犬を

いう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の

小動物を除く。）

(15) 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの。

(16) 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は

車室を著しく汚損するおそれのあるもの。

運輸規則第13条（法令P15）において、上記のような持込制限物品を携帯し

ている利用者に対しては、運送の引受けを拒絶することができることとなっ

ているので、事情を丁寧に説明し、理解を得るようにしてください。

さん こう
(参 考)

こくどこうつうしょうこくじ だいせんよんひやくろくごう
○ 国土交通省告示 第千四百六号

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだいごじゅうにじょう きてい もと りょかくじどうしゃうんそう
旅客自動車運送事業運輸規則第五十二条の規定に基づき、旅客自動車運送

じぎょうようじどうしゃ きけんぶつとう うんそうきじゆん さだ こくじ つぎ さだ
事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示を次のように定める。

れいわ に ねんじゅういちがつにじゅうななにち こくどこうつうだいじん あかほね かずよし
令和二年十一月二十七日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ きけんぶつとう うんそうきじゆん さだ こくじ
旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだいごじゅうにじょう こくじ さだ じょうけん つぎ
旅客自動車運送事業運輸規則第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりと
する。

いち かやくるい つぎ かくごう かか
一 火薬類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

い こ りょうじゅうらいかんおよ しんごうらいかん しんどう しょうげきとう
イ 300 グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であって、振動、衝撃等に
よりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの

ろ こ しんごうえんかんおよ しんごう か
ロ 500 グラムを超えない信号焰管及び信号火せん

は こ きょうぎようかみらいかん
ハ 100 グラムを超えない競技用紙雷管

に はつ こ きょうぎよう こうしょうこうけい う じゅうようじっぼうおよ
ニ 800発を超えない競技用の公称口径22のへり打ちのライフル銃用実包及
び拳銃用実包

ほ じゅうき そうてん じっぼうおよ こうほう けいさつかん けいむかん たほうれい もと しょくむ
ホ 銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務の
ため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

に いんかせいえきたい つぎ かくごう かか
ニ 引火性液体にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ 0.5 リットルを超えない引火性液体（アルコールを除く。）であって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの

ロ 2 リットルを超えないアルコールであって、漏れるおそれのないように保護されたもの

ハ 10 キログラムを超えない引火のおそれのあるペンキ類であって、金属製容器に密閉してあるもの

三 セルロイド類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ 300 グラムを超えないものであつて、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの

ロ 映画用フィルムであつて、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）

ハ 映画用フィルムであつて、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、J E S 繊維3101 の上綿帆布8号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであつて、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。）

四 25 キログラムを超えない乾燥した状態のカーバイトであつて、破損する

おそれのない容器ようき みっぺいに密閉してあるもの

五 500 グラムを超えない写真撮影用閃光粉しやしんさつえいようせんこうふんであって、これが飛散するおそれひさんのない容器ようき みっぺいに密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装ほうそうしてあるもの

六 腐食性物質ふしょくせいぶつにあつては、次の各号のいずれかに掲げるものかか

イ 0.5 リットルを超えないものであつて、漏れるおそれのない容器ようき みっぺいに密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装ほうそうしてあるもの

ロ 25 グラムを超えない固体の苛性カリこたい かせいであつて、破損するおそれのない容器ようきに密閉みっぺいしてあるもの

七 0.5 リットルを超えない液体青酸えきたいせいさん、クロロホルム及びホルマリンおよであつて、漏れるおそれのない容器ようき みっぺいに密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装ほうそうしてあるもの

八 刃物はちであつて、他の旅客りよかくに危害きがいを及ぼすおそれがないようにこん包ほうしてあるもの

九 電池でんちであつて、感電かんでん及び火災かさいのおそれのないように保護ほごされたもの

十 動物どうぶつであつて、一般貸切旅客自動車運送事業者いっぱんかきりりよかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃまた又は一般乗用旅客自動車いっぱんじょうようりよかくじどうしゃ

運送事業者が運送契約うんそうじぎょうしゃ うんそうけいやくにおいて事業用自動車内じぎょうようじどうしゃないに持ち込むことについて同意どういしたもの

ふそく
附則

この告示は、令和二年十一月二十七日から施行する。

資料1-1運輸規則第22条（乗務距離の最高限度）に係る指定地域等一覧

うんゆきよく 運輸局	していちいき 指定地域	おもとし 主な都市	じょうむきより さいこうげんど 乗務距離の最高限度	
			かくきん 隔勤	につきん 日勤
ほっかいどう 北海道	さっぽろこうつうけん 札幌交通圏		370km	280km
	おたるし 小樽市			
	はこだてこうつうけん 函館交通圏			
	あさひかわこうつうけん 旭川交通圏			
	むろらんし 室蘭市			
	とまこまいこうつうけん 苫小牧交通圏			
	くしろこうつうけん 釧路交通圏			
	おびひろこうつうけん 帯広交通圏			
きたみこうつうけん 北見交通圏				
とうほく 東北	せんだいし 仙台市		350km	270km
かんとう 関東	とくべつく ぶさんこうつうけん 特別区・武三交通圏		365km	270km
	けいひんこうつうけん 京浜交通圏	よこはまし 横浜市		
	きたたまこうつうけん 北多摩交通圏	たちかわし 立川市	365km	270km
	みなみたまこうつうけん 南多摩交通圏	はちおうじし 八王子市		

	にしたまこうつうけん 西多摩交通圏	おうめし 青梅市		
	けんおうこうつうけん かながわ 県央交通圏 (神奈川)	ふじさわし 藤沢市		
	しょうなんこうつうけん 湘南交通圏	かまくらし 鎌倉市		
	けいようこうつうけん 京葉交通圏	いちかわし 市川市		
	けんなんせいぶこうつうけん さいたま 県南西部交通圏 (埼玉)	かわごえし 川越市		
ほくりく 北陸 しんえつ 信越	にいがたこうつうけん 新潟交通圏		350 km	250 km
きんき 近畿	おおさかしいきこうつうけん 大阪市域交通圏		350 km	275 km
	ほくせつこうつうけん 北摂交通圏	いけだし 池田市	350 km	275 km
	かほくこうつうけん 河北交通圏	ひらかたし 枚方市	350 km	275 km
	かなんこうつうけん 河南交通圏	まつばらし 松原市	350 km	275 km
	こうべしいきこうつうけん 神戸市域交通圏		350 km	275 km
	きょうとしいきこうつうけん 京都市域交通圏		350 km	275 km
ちゅうごく 中国	ひろしまこうつうけん 広島交通圏		350 km	260 km
きゅうしゅう 九州	ふくおかこうつうけん 福岡交通圏		360 km	270 km

ちゆう じょうむきより さいこうげんど いったい こうそくそうこうぶぶん きより のぞ
(注1) 乗務距離の最高限度については、一定の高速走行部分の距離を除くこと

くわ じぎょうしゃ しじ したが
ができることとなっているので、詳しくは事業者の指示に従ってください。

ちゆう じょうき していちいきない えいぎょうしょ はいち うんこうきろくけい そうちゃく
(注2) 上記の指定地域内の営業所に配置するタクシーには、運行記録計の装着

ぎむづ
が義務付けられています。

1. 4 タクシー業務適正化特別措置法 (主なものを掲載)

ほんこう ぶんちゆう こくどうつうだいじん きじゆつ つぎ
本項 (59 ページまで) 文中における「国土交通大臣」の記述は、次のとおり
となります。

うんでんしゃとうろくじむ じっさい とうろくじっしきかん じっし こくどうつう
※1: 運転者登録事務は、実際には登録実施機関が実施するため、「国土交通

だいじん とうろくじっしきかん よか
大臣 (※1)」については「登録実施機関」と読み替えることとなります。

しけんじむ じっさい とうろくじっしきかんまた てきせいかじぎょうじっしきかん じっし
※2: 試験事務は、実際には登録実施機関又は適正化事業実施機関が実施する

こくどうつうだいじん とうろくじっしきかん また てきせいかじぎょう
ため、「国土交通大臣 (※2)」については「登録実施機関」又は「適正化事業

じっしきかん よか
実施機関」と読み替えることとなります。

1. 目的 (第1条) (全文)

ほうりつ うんでんしゃ とうろく じっし していちいき ゆそう
この法律は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において、輸送の

あんぜんおよ りようしゃ りべん かくほ かん しけん おこな とくていしていちいき
安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域にお

ぎょうむてきせいかじぎょう じっし そくしん とう そち さだ
いてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることによ

り、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の

確保に資することを目的とする。

- ① 公共輸送機関としてのタクシーは、「旅客自動車運送事業運輸規則第2条（一般準則）」に定められているように、乗客に対し安全・确实・迅速な運輸を遂行し、乗客への公平かつ懇切な対応が求められています。
- ② このようなタクシーの社会的責任に反するような、乗車拒否や乗客の選別等の不適正な業務が行われないように、運転者の登録制度や適正化事業を実施するなど、乗客の利便を確保することを目的として、この法律は制定されたものです。

2. 定義（第2条）（全文を編集）

(1) この法律で「タクシー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営む者が、その事業の用に供する自動車で、ハイヤー以外のものをいう。

(2) この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営む者が、その事業の用に供する自動車で、当該自動車による運送の引き受けが、営業所のみにおいて行われるものをいう。

(3) この法律で「タクシー事業」とは、タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

(4) この法律で「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

(5) この法律で「指定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域を

いう。(国土交通大臣は、タクシーによる運送の引き受けが専ら営業所

以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の

規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、

同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全

及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況

に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる

地域を、指定地域として指定することができる。)

(6) この法律で「特定指定地域」とは、第二条の三第一項の規定により指定さ

れた地域をいう。(国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を

確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認めら

れる地域を、特定指定地域として指定することができる。)(東京地域、横浜

地域及び大阪地域)。

■タクシー業務適正化特別措置法における指定地域・特定指定地域

名称	地域
札幌地域	北海道の区域のうち、札幌市、江別市、北広島市及び石狩市(厚田区及び浜益区を除く。)の区域
仙台地域	宮城県の区域のうち、仙台市の区域
さいたま地域	埼玉県の区域のうち、さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡の区域
千葉地域	千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市の区域
東京地域	東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域
横浜地域	神奈川県内の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域
名古屋地域	愛知県の区域のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井市郡及び海部郡の区域
京都地域	京都府の区域のうち、京都市(右京区京北を除く。)、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市(美原区を除く。)、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、茨木市、八尾市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡及び泉北郡の区域
神戸地域	兵庫県内の区域のうち、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡の区域
広島地域	広島県の区域のうち、広島市(佐伯区(湯来町及び杉並台に限る。))を除く。)、廿日市市(玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和、大野、宮島口一丁目から四丁目まで、宮島口東一丁目から三丁目まで、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口上一丁目及び二丁目、福面一丁目から三丁目まで、対巖山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目から六丁目まで、物見東一丁目及び二丁目、物見西一丁目から三丁目まで、上の浜一丁目及び二丁目、下の浜、大野一丁目及び二丁目、大野中央一丁目から五丁目まで、大野原一丁目から四丁目まで、梅原一丁目及び二丁目、塩屋一丁目及び二丁目、沖塩屋一丁目から四丁目まで、林が原一丁目及び二丁目、丸石一丁目から五丁目まで、宮浜温泉一丁目から三丁目まで、八坂一丁目及び二丁目並びに宮島町を除く。)及び安芸郡の区域
北九州地域	福岡県の区域のうち、北九州市、中間市及び遠賀郡の区域
福岡地域	福岡県の区域のうち、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、筑紫郡及び粕屋郡の区域

ぎょうむてきせいいかとくべつそちほう たんいちいき

■ タクシー業務適正化特別措置法における単位地域

名称	地域
北海道A	前条第一項に規定する札幌地域
北海道B	北海道の区域のうち、北海道A以外の区域
青森県	青森県全域
岩手県	岩手県全域
宮城県A	前条第一項に規定する仙台地域
宮城県B	宮城県の区域のうち、宮城県A以外の区域
秋田県	秋田県全域
山形県	山形県全域
福島県	福島県全域
茨城県	茨城県全域
栃木県	栃木県全域
群馬県	群馬県全域
埼玉県A	前条第一項に規定するさいたま地域
埼玉県B	埼玉県の区域のうち、埼玉県A以外の区域
千葉県A	前条第一項に規定する千葉地域
千葉県B	千葉県の区域のうち、千葉県A以外の区域
東京都A	前条第一項に規定する東京地域
東京都B	東京都の区域のうち、東京都A以外の区域
神奈川県A	前条第一項に規定する横浜地域
神奈川県B	神奈川県の区域のうち、神奈川県A以外の区域
山梨県	山梨県全域
新潟県	新潟県全域
富山県	富山県全域
石川県	石川県全域
長野県	長野県全域
福井県	福井県全域
岐阜県	岐阜県全域
静岡県	静岡県全域
愛知県A	前条第一項に規定する名古屋地域
愛知県B	愛知県の区域のうち、愛知県A以外の区域
三重県	三重県全域
滋賀県	滋賀県全域
京都府A	前条第一項に規定する京都地域
京都府B	京都府の区域のうち、京都府A以外の区域
大阪府A	前条第一項に規定する大阪地域
大阪府B	大阪府の区域のうち、大阪府A以外の区域
兵庫県A	前条第一項に規定する神戸地域
兵庫県B	兵庫県の区域のうち、兵庫県A以外の区域
奈良県	奈良県全域
和歌山県	和歌山県全域
鳥取県	鳥取県全域
島根県	島根県全域
岡山県	岡山県全域
広島県A	前条第一項に規定する広島地域
広島県B	広島県の区域のうち、広島県A以外の区域
山口県	山口県全域
徳島県	徳島県全域
香川県	香川県全域
愛媛県	愛媛県全域
高知県	高知県全域
福岡県A	前条第一項に規定する北九州地域
福岡県B	前条第一項に規定する福岡地域
福岡県C	福岡県の区域のうち、福岡県A及び福岡県B以外の区域
佐賀県	佐賀県全域
長崎県	長崎県全域
熊本県	熊本県全域
大分県	大分県全域
宮崎県	宮崎県全域
鹿児島県	鹿児島県全域
沖縄県	沖縄県全域

3. 指定地域の指定（第2条の2第1項）（全文）

国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。

4. 特定指定地域の指定（第2条の3第1項）（全文）

国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。

5. 登録運転者の乗務（第3条第1項）（全文）

タクシー事業者は、タクシーには、当該タクシーを配置する営業所を設けている単位地域（全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿（以下「原簿」という。）を設ける単位となる地域として国土交通大臣が指定する地域をいう。以下同じ。）に係る原簿に登録を受けている者（以下「登録運転者」という。）以外

もの うんてんしゃ じょうむ うんこう りょかく うんそう
の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を

もくてき ばあい かぎ
目的としない場合は、この限りでない。

じょうむ うんてんしゃ えいぎょうしょ たんいちいき げんぼ とうろく
すべてのタクシーに乗務する運転者は、営業所のある単位地域の原簿に登録
う ひつよう
を受けていることが必要です。

6. 原簿（第4条）（全文）

げんぼ とうろく い か とうろく こくどうつうだいじん おこな
（1）原簿への登録（以下「登録」という。）は、国土交通大臣（※1）が行う。

げんぼ たんいちいき もう
（2）原簿は、単位地域ごとに設ける。

たんいちいき げんぼ べつ たんいちいき いどう げんぼ
単位地域ごとに原簿があるため、別の単位地域に異動するときは、もとの原簿
とうろく しょうじょ あたら とうろく う ひつよう
から登録を削除し、新しく登録を受けることが必要となります。

7. 登録の申請（第5条）（全文を編集）

とうろく とうがいとうろく かかわ たんいちいきない えいぎょうしょ ゆう じぎょうしゃ
（1）登録は、当該登録に係る単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に

こよう もの とうろく じょうけん こよう けいやく ていけつ もの ふく
雇用されている者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含

む。）で、タクシー運転者として選任されており、又は選任されることを予定

されているものの申請により行う。

とうろく しんせい もの つぎ じこう きさい しんせいしょ こくどうつうだいじん
（2）登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣

ていしゅつ
（※1）に提出しなければならない。

しんせいしゃ しめい せいねんがっぴおよ じゅうしょ
① 申請者の氏名、生年月日及び住所

② 申請者が雇用されているタクシー事業者（登録を条件として雇用の契約

を締結している者を含む。）の氏名又は名称及び住所

③ 申請者が受けている第二種運転免許の種類並びにこれに係る運転

免許証の番号及び有効期限

④ 申請に係る単位地域

(3) 前項の申請書を提出する場合には、同項第1号に掲げる事項を証する

書面、申請者が第7条（1）～（5）までに該当する者でないことを証す

る書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転

免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

① 登録制度は、単位地域内においてタクシー運転者として適格な者を「登録」

し、登録運転者であることを証する「運転者証」をタクシーに表示するこ

とを義務づけることにより、運転者としての資格と責任を明示し、利用客の

安心を担保するものとも言えます。

② 登録の申請は、タクシー運転者になる者が自ら行います。

8. 登録の拒否（第7条）（全文を編集）

国土交通大臣（※1）は、登録の申請を受理した場合において、申請者が次の

各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが

あき
明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

とうろく きよひ ちたい りゆう しめ むね しんせいしゃ つうち
登録を拒否したときは、遅滞なく理由を示し、その旨を申請者に通知しなければならない。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ ようけん どうろんそうほうだい じょう
(1) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者としての要件 (道路運送法第25条

せいらい さだ ようけん そな
の政令で定める要件) を備えていないこと。

りょかくじどうしゃ うんてんしゃ ようけん
※旅客自動車の運転者としての要件

ねんれい さいいじょう とくれいきょうしゅう もの さい
① 年齢21歳以上 (ただし、特例教習を受けた者は19歳以上。)

ふつうじどうしゃなど うんてんけいけん ねんいじょう など りょかくじどうしゃ うんてんしゃ
② 普通自動車等の運転経験が3年以上である等 (ただし、旅客自動車の運転者

いがい じょうむいん ねんいじょう けいけん など とくべつ じゆう もの ねん
以外の乗務員として、2年以上の経験がある等の特別な事由のある者は、1年

いじょう
以上。)

だいにしゅうてんめんきょ う こうりよく ていし
③ 第二種運転免許を受け、かつ、その効力が停止されていないこと

うんてんしゃ せんになん もの りょかくじどうしゃうんそうじぎょう
(2) タクシー運転者として選任されることができない者 (旅客自動車運送事業

うんゆきそくだい じょうだい こう がいとう もの
運輸規則第36条第1項に該当する者) であること。

ひびやと い もの
① 日々雇い入れられる者

つきいなく きかん さだ しょう もの
② 2月以内の期間を定めて使用される者

しょうきかんちゅう もの にち こ ひ つづ しょう いた もの のぞ
③ 試用期間中の者 (14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

にちみまん きかん ちんぎん しはら う もの
④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者

うんてんしゃ ぎょうむ とりあつか かかわ ゆそう あんぜんおよ りようしゃ りべん
(3) タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便

かくほ かん こうしゅう こくどうつうしょうれい さだ しゅうりょう
の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを修了していな
いこと。

していちいき どうがいしていちいき かかわ こくどうつうしょうれい さだ うんてん
(4) 指定地域にあっては、当該指定地域に係る国土交通省令で定める運転の

けいれき ゆう また だい じょう きてい こくどうつうだいじん おこな
経歴を有しておらず、又は第48条の規定により国土交通大臣(※2)の行

ゆそう あんぜんおよ りようしゃ りべん かくほ かん しけん ごうかく
う輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に合格していないこと。

とうがいたんいちいきない えいぎょうしょ ゆう じぎょうしゃ こよう もの
(5) 当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者で、

うんてんしゃ せんにな また せんにな よてい
タクシー運転者として選任されており、又は選任されることを予定されて

ものいがい もの
いる者以外の者であること。

とうろく とりけ しょぶんとう さいとうろくきんしきかん けつてい う どうがいさいとうろくきんし
(6) 登録の取消し処分等により再登録禁止期間の決定を受け、当該再登録禁止

きかんちゅう もの
期間中にある者であること。

とうろく きょひようけん がいどう かくにん
登録にあたっては、拒否要件に該当しないかどうか、確認してください。

9. 登録事項の変更等の届出(第8条)(抜粋を編集)

とうろくうんてんしゃ つぎ かが ばあい ただ むね こくどうつうだいじん
登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣(※1)に

とど で
届け出なければならない。

つぎ じこう へんこう
(1) 次の事項に変更があったとき

しめい じゅうしょ
① 氏名、住所

こよう じぎょうしゃ しめいまた めいしょうおよ じゅうしょ こよう
② 雇用されているタクシー事業者の氏名又は名称及び住所(雇用されてい

じぎょうしゃ か ふく
る事業者が変わったときを含む)

③ 第二種運転免許の種類、運転免許証の番号及び有効期限

(2) 次の事項に該当することとなったとき

① 運転免許の取消し又は効力が停止されたとき。

② タクシー運転者として選任されることができなくなったとき。

(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)

③ 単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者で、タ

クシー運転者として選任されなくなったとき。

(運転者から事務職になったような場合など)

(3) 運転免許の効力停止が40日未満の場合に、その停止期間が短縮されたとき。

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則第9条)

[罰則] この規則に違反した者は、30万円の罰金に処せられます。

ただし、(3)の場合は除かれています。

上記に該当する場合は、直ちに届出をするようしてください。

10. 登録の取消し等 (第9条) (全文を編集)

(1) 国土交通大臣は、登録運転者が次のいずれかに該当するとき、又は登録

運転者になる前2年以内に①、③もしくは④に該当していたことが判明した

ときは、その登録を取消することができる。

- ① 本法、道路運送法もしくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は、
タクシー運転者として、本法、道路運送法もしくは同法に基づく命令もしくは
これらに基づく処分、もしくはこれに付した条件に違反する行為をしたとき。

[登録の取消しとなる違反行為の例]

○ タクシー業務適正化特別措置法関係

運転者証の他人への譲渡、タクシー乗車禁止地区において旅客を乗車させる行為、不正な運転者証の表示

○ 道路運送法関係

無認可の不当な運賃の收受、運送引受義務違反、営業区域外となる旅客運送行為

- ② 第18条の2の規定による命令に係る講習を受けないとき。

- ③ 道路運送法第29条の規定による届出がされた重大な事故（国土交通省令で定めるものに限る。）を引き起こしたとき。

- ④ タクシー運転者の職務に関して、輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

いちじる ふてきとう こうい おも
著しく不_ふ適_{てき}当_{とう}な行_{こう}為_いの主_{おも}なもの

こうい たいしょう
○ 行_{こう}為_いの対_{たい}象_{しょう}

りよかく りよかく ものおよ りよかく もの ふく
旅_{りよ}客_{かく}のほか、旅_{りよ}客_{かく}であつた者_{もの}及_{およ}び旅_{りよ}客_{かく}とな_{もの}る者_{もの}をも含_{ふく}みます。

こうい ないよう
○ 行_{こう}為_いの内_{ない}容_{よう}

さつじん しょうがい ごうかん きょうせい きょうはくなどけいほうじょう せいめいしんたいじゆう
ア. 殺_{さつ}人_{じん}、傷_{しょう}害_{がい}、強_{ごう}姦_{かん}、強_{きょう}制_{せい}わいせつ、脅_{きょう}迫_{はく}等_{など}刑_{けい}法_{ほう}上_{じょう}、生_{せい}命_{めい}身_{しん}体_{たい}自_じ由_{ゆう}に

たい つみ こうせい こうい かしつ のぞ
対_{たい}する罪_{つみ}を構_{こう}成_{せい}する行_{こう}為_い（過_か失_{しつ}によるもの_{のぞ}を除_{のぞ}く）

せつとう ごうとう おうりょうなどけいほうじょう ざいさん たい つみ こうせい こうい
イ. 窃_{せつ}盗_{とう}、強_{ごう}盗_{とう}、横_{おう}領_{りょう}等_{など}刑_{けい}法_{ほう}上_{じょう}、財_{ざい}産_{さん}に對_{たい}する罪_{つみ}を構_{こう}成_{せい}する行_{こう}為_い

まやくとりしまりほう ばいしゅんぼうしほう けいはんざいほう つみ こうせい こうい ほかいちじる
ウ. 麻_ま薬_{やく}取_{とり}締_{しま}り法_{ほう}、売_{ばい}春_{しゅん}防_{ぼう}止_し法_{ほう}、輕_{けい}犯_{はん}罪_{ざい}法_{ほう}の罪_{つみ}を構_{こう}成_{せい}する行_{こう}為_い、そ_{ほか}の他_{いち}著_{じる}

めいわく こうい
し_めく迷_い惑_{わく}を_{こう}か_いける行_{こう}為_い

ふせい しゅだん とうろく う
⑤ 不_ふ正_{せい}な手_{しゅ}段_{だん}により登_{とう}録_{ろく}を_う受_うけて_ういたとき。

こくごとうつうだいじん とうろく とりけ うんてんしゃ いってい きかん
(2) 国_{こく}土_ご交_ご通_{とう}大_{だい}臣_{じん}は、登_{とう}録_{ろく}を_{とり}取_け消_うすとき_{うん}は、そ_いの運_き転_{かん}者_んにつ_んいて一_い定_{てい}の期_き間_{かん} (2

ねんい ない とうろく おこな けってい
年_{ねん}以_い内_{ない}) 登_{とう}録_{ろく}を_お行_{こな}わ_けない_けこ_いを_け決_け定_{てい}し_けな_けら_いば_いな_いら_いない。

こくごとうつうだいじん とうろくうんてんしゃ じょうき がいとう ばあい
(3) 国_{こく}土_ご交_ご通_{とう}大_{だい}臣_{じん}は、登_{とう}録_{ろく}運_{じょう}転_き者_んが上_が記_い①から⑤に該_が当_いした場_ば合_あい_いて、そ

とりけししょぶん まえ とうろく しょうじょ おこな もの いってい
の取_{とり}消_け処_し分_{ぶん}の前_{まえ}に登_{とう}録_{ろく}の消_{しょう}除_{じょ}が_お行_{こな}わ_けれた_いときは、そ_もの者_{もの}につ_いて一_い定_{てい}の

きかん ねんい ない とうろく おこな けってい
期_き間_{かん} (2年_{ねん}以_い内_{ない}) 登_{とう}録_{ろく}を_お行_{こな}わ_けない_けこ_いを_け決_け定_{てい}す_けこ_いが_いで_いる

とうろく しょうじょ だい じょう ばっすい へんしゅう
1 1. 登_{とう}録_{ろく}の消_{しょう}除_{じょ} (第_{だい}10条_{じょう}) (抜_ば粹_{すい}を編_{へん}集_{しゅう})

こくごとうつうだいじん とうろくうんてんしゃ つぎ がいとう
(1) 国_{こく}土_ご交_ご通_{とう}大_{だい}臣_{じん} (※1) は、登_{とう}録_{ろく}運_{じょう}転_き者_んが次_{つぎ}のい_がず_いれ_がに該_が当_いする_がときは、

その登録を消 除 しなければならない。

① 前 条 の規定により登録を取消されたとき。

② 次のいずれかに該当することとなったとき。

○ 第二種運転免許の取消し又は40日以上効力の停止となったとき。

○ 道路運送法の規定に基づく国土交通省令の規定（日々雇入れられる者、

2月以内の期間を定めて使用される者又は14日未満の期間ごとに賃金の

支払いを受ける者ではないこと〈運輸規則第36条第1項〉）に違反しなけれ

ばタクシー運転者として選任することができない者となったとき。

③ 次のいずれかに該当するとき

○ タクシー事業者に雇用又は運転者として選任されなくなった後2年間を

経過したとき。

○ 登録の消 除 の申請をしたとき。

(2) 国土交通大臣(※1)は、登録運転者が第二種運転免許の40日未満の効力

の停止となったときは、その事由を登録し、その事由が存続する期間、登録

の効力を停止しなければならない。

12. 原簿の謄本等(第12条)(全文)

(1) 登録運転者は、国土交通大臣(※1)に対し、その者に係る原簿の謄本の

こうふまた えつらん せいきゆう
交付又は閲覧の請求をすることができる。

(2) タクシー事業者は、国土交通大臣(※1)に対し、営業所を設けている単位

ちいき かかわ げんぼ とうほん こうふまた えつらん せいきゆう
地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

とうろくうんてんしゃ じぶん げんぼ とうほん こうふ う げんぼ えつらん
登録運転者は、自分の原簿の謄本の交付を受けたり、原簿の閲覧をすることが
できます。

13. 運転者証の表示(第13条)(全文を編集)

じぎょうしゃ とうろくうんてんしゃ じょうむ とうろく
タクシー事業者は、タクシーに登録運転者を乗務させるときには、登録タクシ

うんてんしゃしょう い か うんてんしゃしょう こくどうつうしょうれい さだ
一運転者証(以下「運転者証」という)を国土交通省令で定めるところによ

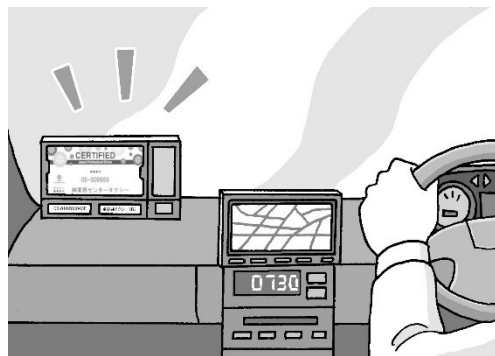
とうがい ひょうじ うんこう りょかく うんそう
り、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を

もくてき ばあい かぎ
目的としない場合は、この限りでない。

■ タクシー業務適正化特別措置法施行規則第12条

うんてんしゃしょう ぜんめん うちがわ うんてんしゃしょう おもて
運転者証は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証の表をタクシーの

がいぶ うら ないぶ む りょうしゃ み ひょうじ
外部に、裏を内部に向け、利用者に見やすいように表示しなければなりません。



14. 運転者証の交付（第14条）（全文）

国土交通大臣（※1）は、タクシーの運転者として登録運転者を雇用している

タクシー事業者の申請により、当該登録運転者の登録に係る単位地域ごとに

当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

運転者登録については、運転者個人が申請等の手続きを行います。運転者
証は、タクシー事業者が申請して交付を受けるもので、交付の手続きから、
日常の管理、返納まで全てタクシー事業者の責任で行われます。

15. 運転者証の記載事項の訂正（第15条）（全文）

タクシー事業者は、交付を受けている運転者証の記載事項に変更があったと

きは、直ちに当該運転者証を国土交通大臣（※1）に提出して、訂正を受けなければならない。

運転者は、運転者証に変更がある場合、直ちに事業者に申し出てください。
登録事項の変更手続きも必要です。

16. 運転者証の返納等（第16条）（全文を編集）

（1）タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について、次の事由があった

ときは、直ちにその運転者証を国土交通大臣（※1）に返納しなければならない。

① 次のいずれかに該当することとなったことを知ったとき。

○ 第二種運転免許の取消し又は40日以上^{だいにしゅうんてんめんきょ とりけ また にちじょう こうりよく ていし}の効力の停止となったとき。

○ 道路運送法の規定に基づく国土交通省令の規定^{どうろうんそうほう きてい もと こくどうつうしょうれい きてい ひびやとい}（日々雇い入れられる者^{もの}、

2月以内の期間を定めて使用される者又は14日未満の期間ごとに賃金^{つきない きかん さだ しょう ものまた にちまん きかん ちんぎん}の

支払いを受ける者ではないこと^{しはら う もの うんゆきそくだい じょうだい こう いはん}（運輸規則第36条第1項）に違反しなけれ

ばタクシー運転者として選任することができない者となったとき。

② 退職したとき。^{たいしょく}

③ 当該登録運転者の登録に係る単位地域内の営業所に配置するタクシー^{とうがいどうろうんてんしゃ どうろく かかわ たんいちいきない えいぎょうしょ はいち}

運転者として選任することをやめたとき。^{うんてんしゃ せんにな}

④ 登録の取消処分に伴い登録の消滅がなされ、国土交通大臣（※1）から^{どうろく とりけししょぶん ともな どうろく しょうじょ こくどうつうだいじん}

その旨の通知を受けたとき。^{むね つうち う}

(2) タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について、第二種運転免許^{じぎょうしゃ こよう どうろうんてんしゃ だいにしゅうんてんめんきょ}40

日未満の効力の停止により、旅客自動車運送事業用自動車の運転者として^{にちまん こうりよく ていし りやくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ}

の要件（法令P10の「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する^{ようけん ほうれい りやくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ ようけん かん}

政令」参照）を備えていないことを知ったときは、直ちに運転者証を国土^{せいれい さんしょう そな し ただ うんてんしゃしょう こくど}

交通大臣（※1）に提出しなければならない。^{こうつうだいじん ていしゆつ}

(3) 国土交通大臣（※1）は、上記（2）により提出された運転者証につい^{こくどうつうだいじん じょうき ていしゆつ うんてんしゃしょう}

て、第二種運転免許の40日未満の効力の停止期間中、当該運転者証を領置^{だいにしゅうんてんめんきょ にちまん こうりよく ていしきかんちゆう とうがいうんてんしゃしょう りょうち}

するものとする。

17. 運転者証の再交付（第17条）（全文）

タクシー事業者は、運転者証をよごし、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができる。

運転者は、運転者証をよごしたり、紛失したときは、直ちにタクシー事業者
に申し出てください。運転者証の再交付の申請は、タクシー事業者が行う
ことになっています。

18. 運転者証の譲渡等の禁止（第18条）（全文）

タクシー事業者は、運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

運転者も、自分の運転者証を他人に譲り渡したり、貸与してはいけません。

19. 講習の命令（第18条の2）（全文）

国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその
業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び
利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさ
せるよう命ずることができる。

事業者から指示があった場合、運転者は講習を受講しなければなりません。
なお、受講しなかった場合には、登録の取消し処分となります。

20. 登録運転者業務経歴証明書の交付（第18条の3）（全文）

(1) 登録運転者は、国土交通大臣（※1）に対し、第9条第1項第3号に規定す

る重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する

経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面（「登録運転者業務

経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

(2) 前項の規定による申請を受けた国土交通大臣（※1）は、国土交通省令で

定めるところにより、登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。

登録運転者は、登録運転者業務経歴証明書の交付を申請できます。

21. 登録等（第19条）（抜粋を編集）

国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者（以下「登録

実施機関」という。）に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務

（以下「登録事務等」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

実際には、全ての単位地域において、その登録事務は各登録実施機関が行うことになっています。

22. 審査請求（第32条の2）（全文を編集）

登録実施機関がした、登録事務等に係る処分に不服がある者は、国土交通

大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

23. 適正化事業実施機関の指定（第34条）（抜粋を編集）

特定指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者で、特定

指定地域ごとに、国土交通大臣の指定するもの（適正化事業実施機関）は、当該

業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有する

タクシー事業者から負担金を徴収することができる。

(1) タクシー運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶、その他同法

またはこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導

(2) タクシー運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修

(3) タクシー事業の利用者からの苦情の処理

(4) タクシー乗場、その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及

び運営

24. タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定（第43条）（全文を編集）

(1) 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによ

る運送の引受けの適正化を図るため、特に必要があると認めるときは、タク

シー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び

時間を指定することができる。

(2) タクシー事業者は、前項の指定をされた地区（乗車禁止地区）及び時間

においては、同項の指定をされたタクシー乗場以外の場所で、タクシーに
旅客を乗車させてはならない。

(3) 国土交通大臣は、第1項の指定をするときは、当該指定をする地区に係
る都道府県公安委員会及び道路法による道路の管理者に協議しなければな
らない。

(4) 国土交通大臣は、第1項の指定をするときは、その旨を官報で公示すると
ともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシー
乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

① タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定は、特定指定地域のみが
関係しています。

② 本条は、輸送需要が集中的に発生することにより、乗車拒否などの
違反行為が、頻繁に行われる可能性がある地区及び時間帯について、国土
交通大臣が、運送引受けの適正化を図り、輸送秩序を維持するために、タ
クシー乗場を指定し、かつ、乗車禁止地区や時間帯を指定することができる
こととしているものです。

③ タクシー乗場及び乗車禁止指定地区は、官報で公示されるとともに、「タ
クシー乗場」、「タクシー乗車禁止」の標識が設置されています。タクシ
ー乗車禁止区域においては、タクシー乗場以外で運送の引受けをすること
ができないので、注意してください。

25. タクシーである旨の表示等（第45条）（全文を編集）

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業を^{いっばんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょう}経営する者は、その事業の用に^{けいえい}供する^{もの}ものは、その事業の用に^{じぎょう}供する^{よう}に^{きょう}供する

自動車^{じどうしゃ}で指定地域内の^{していちいきない}営業所に^{えいぎょうしょ}配置するものに、国土交通省令^{はいち}で定める^{こくどうつうしょうれい}に^{さだ}める

ところにより、タクシー又はハイヤーである旨の表示、その他の一般乗用

旅客自動車運送事業の^{りょかくじどうしゃうんそうじぎょう}業務の^{ぎょうむ}適正化のために必要と認められる^{てきせい化}国土

交通省令^{こくどうつうしょうれい}で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければなら

ない。

(2) 前項の規定により表示し、又は装着する場合及び国土交通省令で定める

場合を除き、自動車に同項の表示事項もしくは装置又はこれらに類似する

ものを表示し、又は装着してはならない。

26. 不正表示の禁止（第47条）（全文を編集）

本法等で定められた場合を除き「運転者証」もしくはこれに類似するものを、

表示してはならない。

〔罰則〕 この規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられます。

ほんぼうだい じょう うんてんしゃしょう ひょうじ ぎ む いはん ばっきん しょ
本法第13条により、運転者証の表示が義務づけられ、違反すると罰金に処
せられることとなっていますが、本条は、登録運転者以外の者が、運転者証
およ ーるいじ ひょうじ きん いはんしゃ ばっきん しょ
及び類似のものを表示することを禁じており、違反者は罰金に処せられるこ
ととなっています。

27. 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験(第48条)(抜粋を編集)

こくどうつうだいじん していちいき こくどうつうしょうれい さだ
国土交通大臣は、指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タ
クシーの運転者になろうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の
ぎょうむ ひつよう ゆそう あんぜんおよ りようしゃ りべん かくほ かん しけん おこな
業務に必要な輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う。

ゆそう あんぜんおよ りようしゃ りべん かくほ かん しけん していちいき かんけい
※輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験は、指定地域のみが関係
しています。

28. 試験事務の代行(第49条)(抜粋を編集)

こくどうつうだいじん しんせい していちいき とくていしていちいき のぞ
国土交通大臣は、申請により、指定地域(特定指定地域を除く。)にあっては
とうがいしていちいき かがわ とうろくじっしきかん とくていしていきかん とうがいとくていしていちいき
当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定機関あつては当該特定指定地域
かがわ とうろくじっしきかんまた てきせいかじぎょうじっしきかん ぜんじょう しけん じ む おこな
に係る登録実施機関又は適正化事業実施機関に、前条の試験事務を行わせる
ことができる。

ゆそう あんぜんおよ りようしゃ りべん かくほ かん しけん していちいき かんけい
※輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験は、指定地域のみが関係
しています。

登録運転者に対する行政処分

ほうれいいはんこうい いちじる ふてきとう こうい うんそうひきうけぎ むいはん
 法令違反行為や 著しく不適当な行為したときなど（運送引受義務違反

じょうしゃきよひ うんちん ふせいしゅうじゅ あくしつ きやくひ など およ いったい じゅうだいじ こ ししょう
 （乗車拒否）、運賃の不正收受、悪質な客引き等）及び一定の重大事故（死傷

じこなど ひ お うんてんしゃとうろく とりけ うんてんしゃ とうろく
 事故等）を引き起こしたときは、運転者登録は取消しとなります。運転者の登録

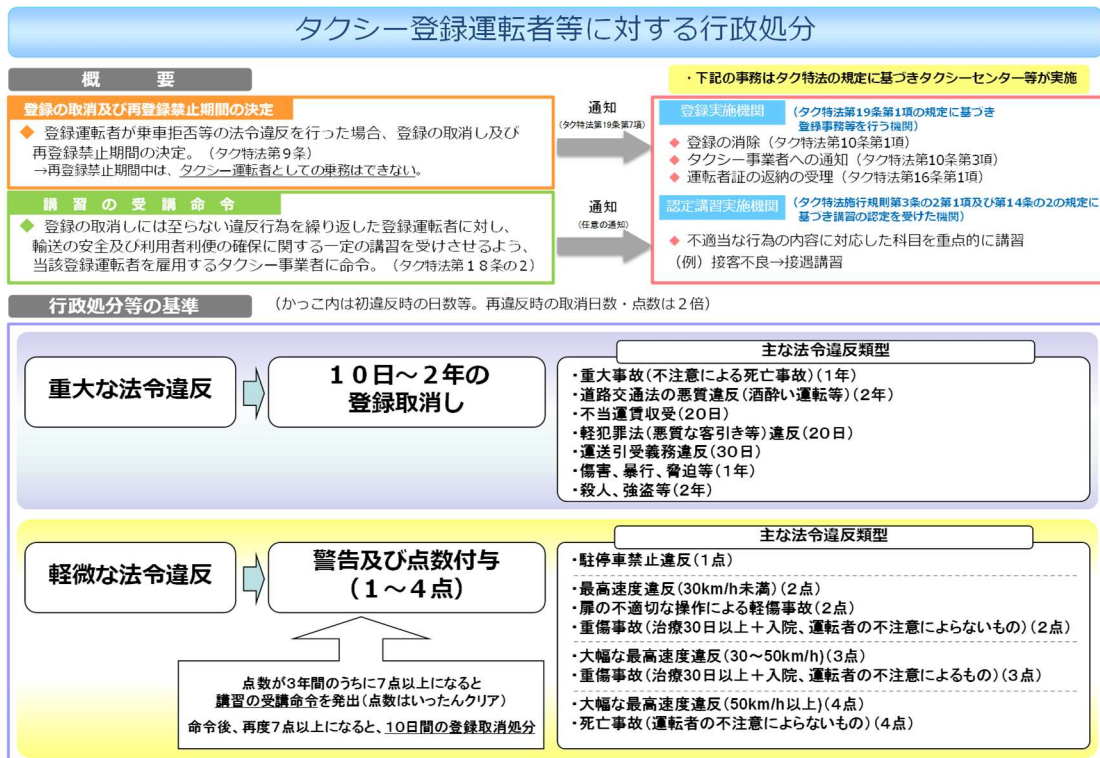
とりけ とう ぎょうせいしよぶん がいよう い か
 取消し等の行政処分の概要は以下のとおりとなっています。

とうろく とりけ とう とうろくげんぼ まっしょう ばあい さいとうろくきんしきかん
 登録の取消し等により、登録原簿から抹消された場合、再登録禁止期間が

せってい きんしきかんちゆう うんてんしゃ じょうむ
 設定され、禁止期間中はタクシー運転者として乗務できないこととなります。

さいとうろくきんしきかんまんりょうご ふた た うんてんしゃ じょうむ ばあい あらた
 再登録禁止期間満了後に再びタクシー運転者として乗務する場合、改めて

しんきとうろく てつぷ ひつよう
 新規登録の手続きが必要となります。



1. 5 ^{どうろこうつうほう おも} 道路交通法 ^{けいさい} (主なものを掲載)

1. ^{もくてき だい じょう ぜんぶん} 目的 (第1条) (全文)

^{ほうりつ どうろ きけん ぼうし た こうつう あんぜん えんかつ はか およ}
この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及
^{どうろ こうつう きいん しょうがい ぼうし し もくてき}
び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

2. ^{ようご い み だい じょう ばっすい へんしゅう} 用語の意味 (第2条) (抜粋を編集)

^{どうろこうつうほうじょう ようご い み さだ とく かんけい ふか ばっすい}
道路交通法上の用語の意味が定められています。特に関係が深いものを抜粋
します。

(1) ^{しゃりょう} 車両

^{じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ けいしゃりょうおよ い}
自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスを言います。

^{しゃりょうなど ばあい ろめんでんしゃ ふく}
車両等という場合には、路面電車を含みます。

(2) ^{ちゅうしゃ} 駐車

^{きやくま に ま かもつ つみおろ こしょう た りゆう けいぞくてき ていし}
客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により、継続的に停止

^{い かもつ つみおろ ふん こ じかんない}
することを言います。ただし、貨物の積卸しで5分を超えない時間内のもの

^{およ ひと じょうこう ていし じょがい たんじかん}
及び、人の乗降のための停止は除外されます。しかし、いくら短時間でも、

^{うんでんしゃ しゃりょうなど はな ただ うんでん じょうたい ばあい}
運転者が車両等を離れて、直ちに運転することができない状態にある場合

^{ちゅうしゃ}
は、駐車となります。

^{してい の ば してだいすう こ きやくま のりばいがい どうろ}
指定タクシー乗り場で、指定台数を超えて客待ちをしたり、乗場以外の道路

じょう きやく ま ていしゃ ちゅうしゃ み ちゅうしゃきんし
上で客待ちをすることは、停車ではなく駐車と見なされ、そこが駐車禁止

ばしょ ちゅうしゃいはん
場所であれば、駐車違反となります。

(3) 徐行

しゃりょうなど ただ ていし そくど しんこう
車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをい
ます。

たん そくど げんしょう なに ふそく じたい ただ ていし
単に、速度を減少することではなく、何か不測の事態があれば、直ちに停止
できるような速度で進行することを言います。

3. 信号機の信号等に従う義務（第7条）（全文を編集）

どうろ つうこう ほこうしゃまた しゃりょうなど しんごうき ひょうじ しんごうまた けいさつかんどう
道路を通行する歩行者又は、車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等

てしんごうどう したが
の手信号等に従わねばなりません。

きいろ とうか ひょうじ いみ
黄色の灯火の表示の意味

ほこうしゃ どうろ おうだん はじ どうろ おうだん ほこうしゃ
① 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また道路を横断している歩行者

すみ おうだん お おうだん ひ かえ
は、速やかにその横断を終わるか、または横断をやめて引き返さなければ
なりません。

しゃりょうなど ていし いち しんこう きいろ とうか
② 車両等は、停止位置をこえて進行してはなりません。ただし、黄色の灯火

しんごう ひょうじ とき とうがいていし いち きんせつ あんぜん
の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に

ていし ばあい のぞ
停止することができない場合を除きます。

しんごうき あおしんごう こうさてん さゆう あんぜん かくにん しんこう
※なお、信号機が青信号であっても、交差点の左右の安全を確認して進行

するようにしましょう。

4. 通行区分（第17条）（抜粋を編集）

(1) 車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行

しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出入りするためやむ

を得ない場合において歩道等を横断するとき、もしくは駐車するため必要

な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。この場合におい

て、車両は、歩道等に入る直前で一時停止したうえ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

(2) 車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければならない。

(3) 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない

部分であることが表示されているその他の道路の部分に入ってはならない。

5. 左側寄り通行等（第18条）（全文を編集）

(1) 車両通行帯のない道路

車両通行帯の設けられていない道路を通行するときは、自動車は道路の

左側に寄って、通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、右折

のために道路の中央や右はしに寄るとき、又は道路の状況その他の事情

でやむを得ないときは、この限りでない。

(2) 歩道、車道の区別のない道路

車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合に、歩行者の側方を通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

6. 車両通行帯（第20条）（全文を編集）

(1) 通行区分

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、通路の左はしから数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車は、当該道路の左側部分に3以上の車両通行帯が設けられているときは、その最も右側の車両通行帯を「追い越し車線」としてあけておき、それ以外の車両通行帯を、その速度に応じて通行することができる。

(2) 通行区分の指定

車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により(1)に規定する通行区分と異なる通行区分が指定されているときは、その通行の区分に従い、通行しなければならない。

(3) 通行の例外

次の場合は、前記(1)、(2)によらない通行をすることができる。

- ① 追越しをするとき。

※この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の

直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

② 右折又は左折をするとき。

③ 道路標識等によって交差点で進行方向の区分が指定されているとき。

④ 進路変更を禁止する道路標示があるため、そのまま進行しなければならないとき。

⑤ 緊急自動車に進路をゆずるとき。



7. 路線バス等優先通行帯 (第20条の2) (全文を編集)

路線バス等の優先通行帯を確保するため優先通行帯が設けられている道路で

は、自動車は、路線バス等が後方から接近してきた場合に、交通の混雑のため

優先通行帯から出ることができないこととなる場合は、優先通行帯を通行して

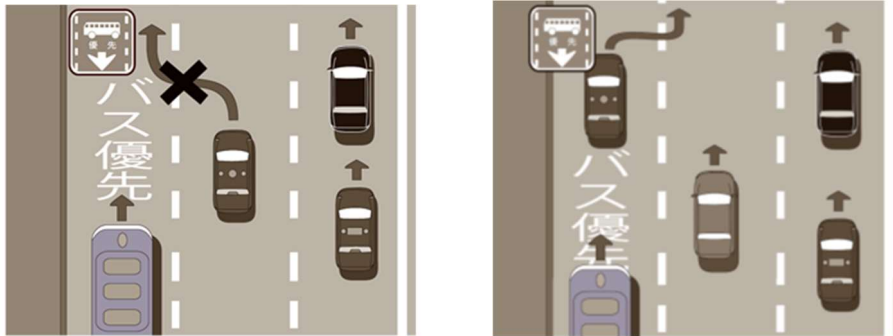
はならず、また、優先通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等

が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないため、すみやかに

優先通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行

しなければならぬとされている道路の部分がその車両通行帯であるとき、^{また}

は道路の状況^{その他の事情}によりやむを得ないときは、この限りでない。



8. 最高速度（第22条）（抜粋を編集）

車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

9. 急ブレーキの禁止（第24条）（全文を編集）

車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除いて、車両等を急に停止させ、又は速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

10. 道路外に出る場合の方法（第25条）（全文を編集）

（1）左折するとき

車両は、道路外に出るため左折するとき、あらかじめその前からできる限

り道路の左はしに寄り、かつ、徐行しなければならない。

(2) 右折するとき

車両は、道路外に出るため右折するとき、あらかじめその前からできる

限り道路の中央（その道路が一方通行となっているときは、当該道路の右は

し）に寄り、かつ、徐行しなければならない。

(3) 左折、右折の合図と後方の車両

道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、それぞれ道路の左

はし、中央又は右はしに寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした

場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しな

ければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の道路の変更を

妨げてはならない。（危険防止などのため速度や方向を急に変更しなければ

ならない場合を除く。）

11. 横断等の禁止（第25条の2）（全文を編集）

(1) 道路外の施設等への出入

車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあると

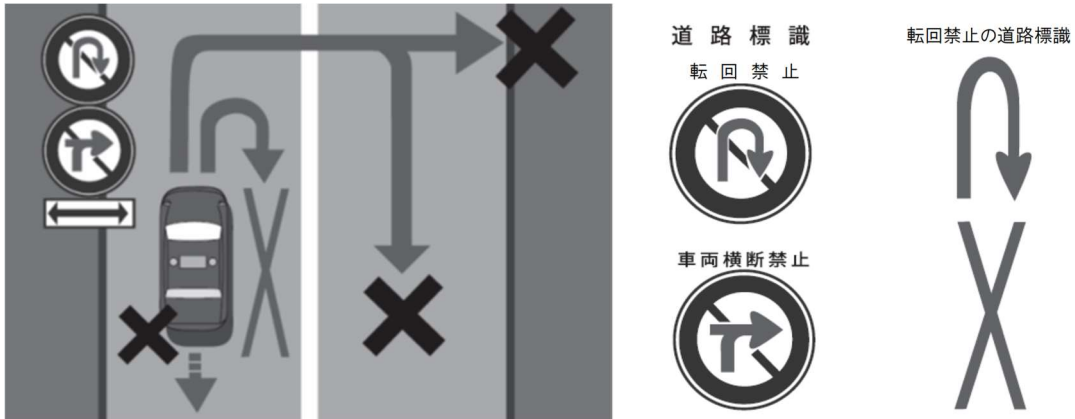
きは、道路外の施設もしくは場所に入出入りするために左折もしくは右折をし、

横断し、転回し、又は後退してはならない。

(2) 道路標識による禁止

道路標識等によって横断、転回、後退が禁止されている所では、その禁止

された行為をしてはならない。



12. 車間距離の保持 (第26条) (全文を編集)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、

その直前の車両等が急に停止したとしてもこれに追突することがないように

必要な距離を、保たなければならない。

速度と停止距離の関係については、安全P121を参照のこと。

13. 進路の変更の禁止 (第26条の2) (全文を編集)

(1) みだりな進路変更禁止

車両は、みだりに進路を変更してはならない。

(2) 後続車の進路妨害禁止

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を變更してはならない。

(3) 進路変更禁止の道路標示

車両は、道路標示によって進路の變更が禁止されている車両通行帯を通行しているときは、次の場合を除いてその道路標示を超えてその進路を變更してはならない。

① 緊急自動車^{きんきゆうじどうしゃ}が接近^{せつきん}してきた場合に道路^{ばあい}の左側^{ひだりがわ}か右側^{みぎがわ}に寄るとき、または道路^{どうろ}の損壊^{そんかい}や道路工事^{どうろこうじ}などの障害^{しょうがい}のため、通行^{つうこう}している車両通行帯^{しゃりようつうこうたい}を通行できないとき。

② 緊急自動車^{きんきゆうじどうしゃ}の通過後^{つうかご}や障害物^{しょうがいぶつ}等の側方通過後^{そくほうつうかご}本来^{ごほんらい}の通行帯^{つうこうたい}にもどるとき。



図示^{ずし}のAの車両通行帯^{しゃりようつうこうたい}を通行^{つうこう}する車両^{しゃりよう}がBの車両通行帯^{しゃりようつうこうたい}を通行^{つうこう}すること、およびBの車両通行帯^{しゃりようつうこうたい}を通行^{つうこう}する車両^{しゃりよう}がAの車両通行帯^{しゃりようつうこうたい}を通行^{つうこう}することを禁止^{きんし}することを示^{しめ}す。



ずし　　しゃりょうつうこうたい　　つうこう　　しゃりょう　　しゃりょうつうこうたい　　つうこう
図示のBの車両通行帯を通行する車両がAの車両通行帯を通行すること

きんし　　しめ
を禁止することを示す。

14. 追越しの方法（第28条）（全文を編集）

（1）前車の右側通行

しゃりょう　　た　　しゃりょう　　お　　こ　　げんそく　　お　　こ
車両は、他の車両を追い越そうとするときは、原則としてその追い越そう

しゃりょう　　みぎがわ　　つうこう
とする車両の右側を通行しなければならない。

（2）前車の左側を通行する場合

しゃりょう　　た　　しゃりょう　　お　　こ　　ばあい　　ぜんしゃ　　うせつ　　どうろ
車両は、他の車両を追い越そうとする場合に、前車が右折するため道路の

ちゅうおうまた　　みぎ　　よ　　つうこう　　ぜんしゃ　　ひだりがわ　　つうこう
中央又は右はしに寄って通行しているときは、前車の左側を通行しなければ
ならない。

（3）追越す場合の注意

しゃりょう　　ろめんでんしゃ　　お　　こ　　ろめんでんしゃ　　ひだりがわ　　つうこう
車両が、路面電車を追い越すときは、路面電車の左側を通行しなければな

きどう　　どうろ　　ひだり　　よ　　もう
らない。ただし、軌道が道路の左はしに寄って設けられているときは、この

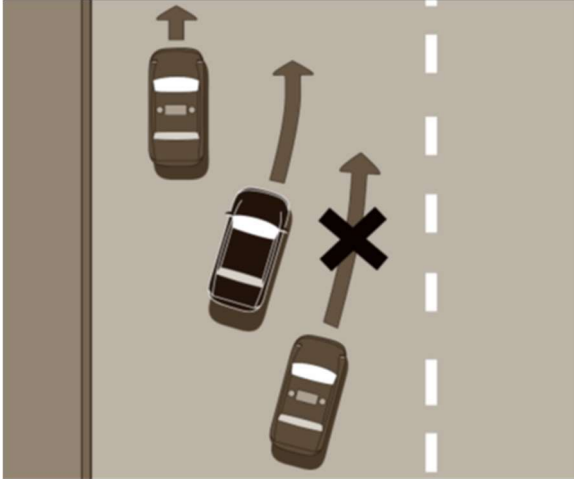
かぎ　　おいこ　　はんたい　　ほうこうまた　　こうほう　　こうつうおよ
限りでない。追越しをしようとするときは、反対の方向又は後方からの交通及

ぜんしゃまた　　ろめんでんしゃ　　ぜんぼう　　こうつう　　じゅうぶん　　ちゅうい　　ぜんしゃまた　　ろめんでんしゃ
び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車

そくど　　しんろ　　どうろ　　じょうきょう　　おう　　かぎ　　あんぜん　　そくど　　ほうほう　　しんこう
の速度や進路、道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行し
なければならない。

15. 追越しを禁止する場合（第29条）（全文を編集）

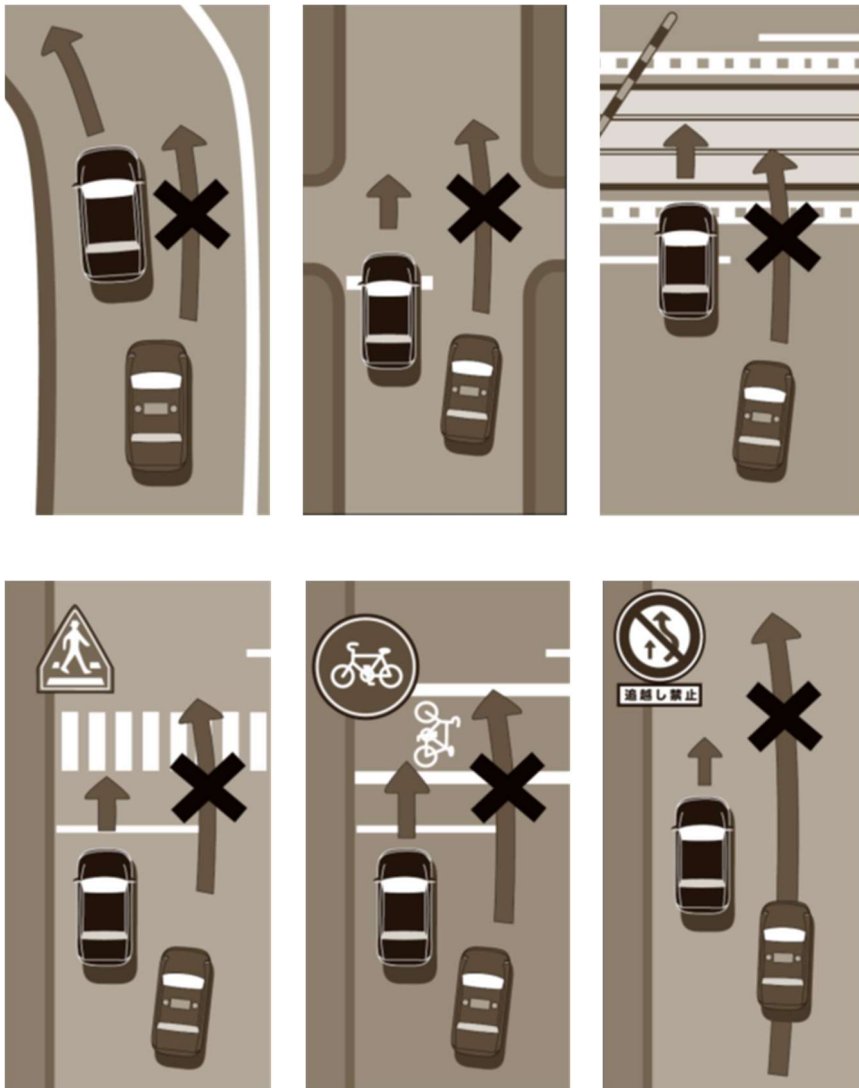
前車が他の自動車又はトロリーバスを追越そうとしているときは、追越しを始めてはならない。



16. 追越しを禁止する場所（第30条）（全文を編集）

車両は、道路標識等によって追越しが禁止されている道路の部分及び次のような場所では、軽車両を除く他の車両を追いつため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

- (1) 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂
- (2) トンネル（車両通行帯の設けられていない道路に限る。）
- (3) 交差点（優先道路を通行している場合その優先道路にある交差点を除く。）、踏切、横断歩道または自転車横断帯およびこれらの手前のはしから前に 30メートル以内の部分



17. 乗合自動車の発進の保護 (第31条の2) (全文を編集)

停留所において乗客の乗降のため停車中の乗合自動車が発進するため、
 進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、
 その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこ
 ととなる場合を除いて、その合図をした乗合自動車の進路変更の妨害をしては
 ならない。

18. 踏切の通過（第33条）（全文を編集）

(1) 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で必ず停止し、

かつ、安全を確認した後でなければ、進行してはならない。

(2) 車両等は、踏切を通過しようとする場合は、踏切の遮断機が閉じようと

し、もしくは閉じている間又は踏切の警報機が鳴っている間は、その踏切

に入ってはならない。

(3) 車両等の運転者は、故障その他の理由により、踏切において車両等を

運転することができなくなったときは、直ちに非常信号を行うなど、踏切

に停止している車両等があることを、鉄道係員又は警察官に知らせると

ともに、車両等を踏切外に移動させるために必要な措置を講じなければならぬ。

乗客を輸送するタクシーにあっては、安全こそが最大の使命であり、乗客

を危険にさらす行為は、絶対に避けなければなりません。

■旅客自動車運送事業運輸規則第50条（運転者の遵守事項）

・踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

・故障などにより踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して

退避させるとともに、列車に対して適切な防護措置をとること。

19. 交差点における左折又は右折の方法（第34条）（抜粋を編集）

(1) 車両は左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左はしに寄り、かつ、できる限り道路の左はしに沿って徐行しなければならない。

ただし、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行することになる。

(2) 自動車が、右折するときは、あらかじめその前からできる限り通路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を、徐行しなければならないこととなっている。

ただし、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行する。



(3) 左折又は右折しようとする車両が、道路の左はし、中央又は右はしに

寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その

後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこと

となる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはなら

ない。

左折・右折をするときは、その 30 メートル手前で方向指示器による合図をし、直進中に左方向あるいは右方向に進路を変更するときは、3 秒前に方向指示器で合図をすることが、義務づけられています。しかし、タクシー営業の特性上、進路変更の機会が比較的多いことから、少し早めに、そして確実に右・左折及び進路変更の合図を行うことにより、事故の危険を回避しましょう。

20. 交差点における他の車両等との関係等（第36条）（全文を編集）

（1）左方からの進行車両の進路妨害禁止

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、次項の規定が

適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる

車両等の進行妨害をしてはならない。

① 車両である場合

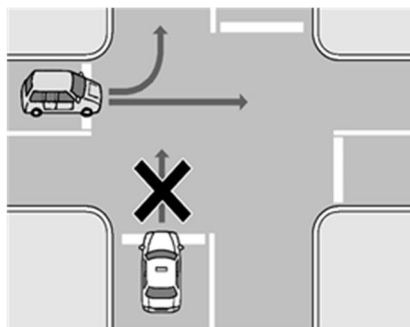
その通行している道路と交差する道路

（以下「交差道路」という。）を左方

から進行してくる車両

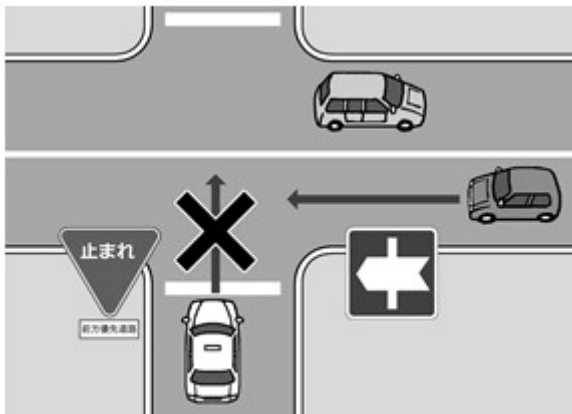
② 路面電車である場合

交差道路を左方から進行してくる路面電車



(2) 優先道路を通行する車両の進路妨害禁止

しゃりょうなど こうつうせいり おこな こうさてん つうこう
車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、その通行してい
どうろ ゆうせんだうろ ばあい のぞ こうさどうろ ゆうせんだうろ また
る道路が優先道路である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はそ
つうこう どうろ ふくいん こうさどうろ ふくいん あき ひろ
の通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものである
ときは、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。



優先道路を通行する車両の優先

(3) 優先道路と徐行

しゃりょうなど ゆうせんだうろ じょうこう
車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われ
こうさてん はい ばあい こうさどうろ ゆうせんだうろ
ていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、
また つうこう どうろ ふくいん こうさどうろ ふくいん あき ひろ
又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いもの
であるときは、徐行しなければならない。

(4) 交差点内の安全運転

しゃりょうなど こうさてん はい およ こうさてんない つうこう どうがい
車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該
こうさてん じょうきょう おう こうさどうろ つうこう しゃりょうなど はんたいほうこう しんこう
交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行して

うせつ　　しゃりょうなどおよ　　こうさてんまた　　ちよつきん　　どうろ　　おうだん　　ほこうしゃ
きて右折する車両等及びその交差点又はその直近で道路を横断する歩行者

とく　　ちゆうい　　かぎ　　あんぜん　　そくど　　ほうほう　　しんこう
に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

2 1. 横断歩道等における歩行者等の優先（第38条）（全文を編集）

（1）横断歩道等の直前で停止できる速度

しゃりょうなど　　おうだんほどう　　じてんしゃおうだんたい　　い　　か　　おうだんほどう
車両等は、横断歩道または自転車横断帯（以下「横断歩道等」という。）に

せつきん　　ばあい　　おうだんほどう　　つうか　　さい　　しんろ　　ぜんぼう　　おうだん　　ほこうしゃ
接近する場合は、その横断歩道等を通る際に進路の前方を横断する歩行者

じてんしゃ　　い　　か　　ほこうしゃとう　　あき　　ばあい　　のぞ
または自転車（以下「歩行者等」という。）のないことが明らかな場合を除い

て、その横断歩道等の直前（停止線が設けられているときはその停止線の

ちやくぜん　　ていし　　そくど　　しんこう
直前）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この

ばあいおうだんほどう　　しゃりょう　　しんろ　　ぜんぼう　　おうだん　　また　　おうだん
場合横断歩道等によって車両の進路の前方を横断し、又は横断しようとする

ほこうしゃとう　　おうだんほどう　　ちやくぜん　　いちじていし　　つうこう
歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止して、その通行を

さまた
妨げないようにしなければならない。



(2) 停止車両のある場合の一時停止

おうだんほどうとう しんごうき しんごうまた けいさつかん てしんごうとう ほこうしゃとう
横断歩道等（信号機による信号又は警察官の手信号等によって歩行者等の

おうだん きんし のぞ また てまえ ちよくぜん ていし
横断が禁止されているものを除く。）、又はその手前の直前で停止している

しゃりょうなど ばあい しゃりょうなど そくほう つうか
車両等がある場合に、その車両等の側方を通過しようとするときは、その

しゃりょう ぜんぽう で まえ いちじていし
車両の前方に出る前に一時停止しなければならない。



3) 30メートル以内の追越し追抜き禁止

おうだんほどうとうおよ てまえ まえ いない どうろ ぶぶん
横断歩道等及びその手前のはしから前に 30メートル以内の道路の部分では、

しゃりょうなど けいしゃりょう のぞ おいこ また そくほう つうか ぜんぽう で
車両等（軽車両を除く。）を追越し又は側方を通過して前方に出てはならない

（いわゆる追抜きの禁止）。



2 2. 横断歩道等のない交差点における歩行者等の優先（第38条の2）（全文）

車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

2 3. 徐行すべき場所（第42条）（全文を編集）

車両等は、次に掲げる場合において徐行しなければならない。

① 道路標識等によって徐行すべきことが指定されている部分を通行する場合。

② 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない場所を通行するとき。

③ 道路のまがりかど附近、上り坂の頂点附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

2 4. 指定場所における一時停止（第43条）（全文を編集）

車両等は、交通整理の行われていない交差点又はその手前の直近において、進路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線のないところでは、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合においてその車両は交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

25. 停車及び駐車を禁止する場所（第44条）（全文を編集）

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている場所や次のような場所においては、法令の規定もしくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配

の急な坂又はトンネル

(2) 交差点のはし又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分

(3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後のはしからそれぞれ前後に5メートル以内の部分

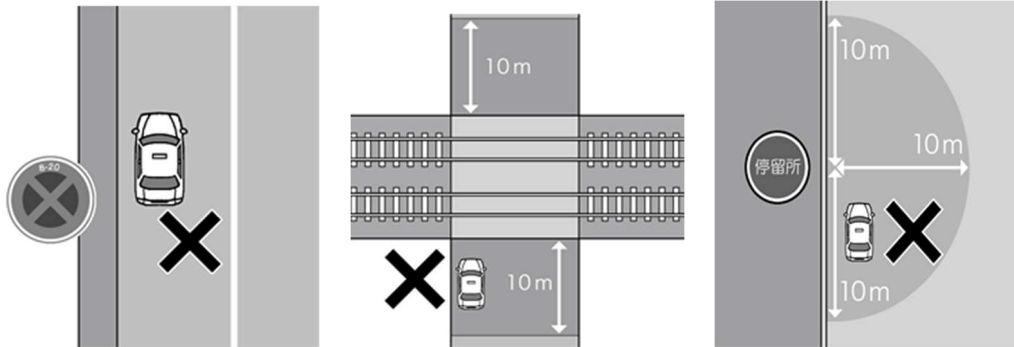
(4) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後のはしからそれぞれ前後に10メートル以内の部分

(5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバスもしくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の

部分（当該停留所又は停留場に属する運行系統に属する乗合自動車、トロ

また ろめんてんしゃ うんこうじかんちゆう かぎ
りーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

(6) 踏みきり ぜんご ぜんご いない ぶぶん
踏切の前後のはしからそれぞれ前後に 10メートル以内の部分



ちゆうしゃ きんし ばしよ だい じょう ぜんぶん へんしゆう
26. 駐車を禁止する場所（第45条）（全文を編集）

きんし ばしよ
(1) 禁止の場所

しゃりよう どうろひようしきとう ちゆうしゃ きんし どうろ ぶぶんおよ つぎ かか
車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲
げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、警察署長
けいさつしやちゆう
の許可を受けた場合を除く。
きよか う ばあい のぞ

ひと じょうこう かもつ つみおろ ちゆうしゃまた じどうしゃ かくのう しゆうり
① 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納もしくは修理のため

どうろそと もう しせつまた ばしよ どうろ せつ じどうしゃよう でいりぐち
道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3

いない ぶぶん
メートル以内の部分

どうろこうじ おこな ばあい こうじくいき いない
② 道路工事が行われている場合の工事区域のはしから 5メートル以内の

ぶぶん
部分

しょうぼうようきかい きぐ おきば しょうぼうようぼうかすいそう また
③ 消防用機械器具の置場もしくは消防用防火水槽のはし又はこれらの

道路に接する出入口から5メートル以内の部分

④ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火

水槽の給水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分

⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分

(2) 右側に3.5メートルの余地

車両は、右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定さ

れているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、

駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行う場合で運転者がその車両

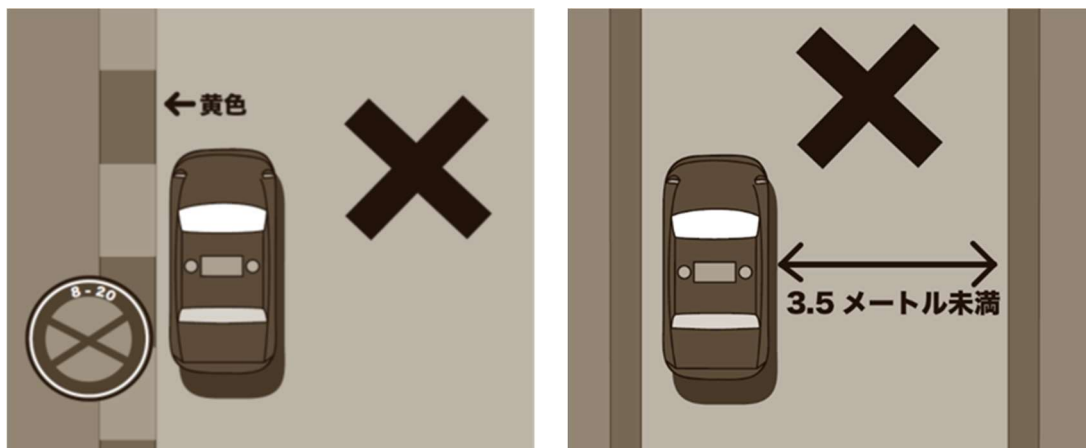
を離れないとき、もしくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事す

ることができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないと

きは、この限りでない。

(3) 公安委員会が交通が頻繁でないと認めて駐車可の指定をした区域におい

ては、前項本文の規定は、通用しない。



27. 停車又は駐車の方法（第47条）（全文を編集）

（1）停車又は駐車の方法

車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り

道路の左はしに沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

（2）道路の左はし

車両は、駐車するときは、道路の左はしに沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

（3）路側帯のある場所

車両は、車道の左はしに接して路側帯（1本線）が設けられている場所に

おいて、停車し又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

28. 交差点等への進入禁止（第50条）（全文を編集）

（1）交差点が渋滞しているとき

交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しよう

とする道路の前方の車両等の状況により交差点（交差点内に道路標識等で

停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分）に入った場合にお

いては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等

の通行の妨害となるおそれがあるときは、信号が青であっても交差点に入ってはならない。

(2) 横断歩道、踏切等が渋滞しているとき

車両等は、その進行しようとする道路の前方の車両等の状況により、

横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った

場合にその部分で停止することになるおそれのあるときは、その部分に入ってはならない。

29. 車両等の灯火（第52条）（全文を編集）

(1) 夜間の点灯

車両等は、夜間に道路を通行するときは、政令で定めるところにより、

前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める

場合においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

(2) 消灯、減光の操作

車両等が、夜間他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行

する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等

の運転者は、政令で定めるところにより灯火を消し、灯火の光度を減ずる等

灯火を操作しなければならない。

30. 合図（第53条）（全文を編集）

（1）合図をする場合

車両の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

（2）合図をする時期

合図を行う時期は次の通りである。

① 左折、右折、回転をするときは、これをする地点（左折、右折する場合は、

その交差点の手前のはし）から30メートル手前の地点に達したとき。

② 進路を左又は右に変えるときは、その変えようとする時の3秒前のとき。

③ 徐行、停止、後退するときは、これをしようとするとき。

（3）合図の終了

上記（1）の行為を終ったときは、当該合図をやめなければならないものと

し、また（1）に規定する合図に係る行為をしないのに、その合図をしてはならない。

31. 整備不良車両の運転の禁止（第62条）（全文を編集）

車両等の使用者、その他車両等の装置の整備について責任の有する者又は

運転者は、その装置が法令の規定に適合しないため交通の危険を生じさせ、

又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両を運転させ、又は運転してはならない。

3 2. 運行記録計による記録等（第63条の2）（抜粋を編集）

自動車の使用者、その他自動車の装置の整備について責任の有する者又は

運転者は、運行記録計を備えなければならないこととされている自動車（タク

シー）にこれを備えていないか、又はその運行記録計についての調整がされ

ていないために一定の事項を記録することができないものを運転させ又は

運転してはならない。

3 3. 酒気帯び運転等の禁止（第65条）（抜粋を編集）

（1）酒気帯び運転等の禁止

酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

（2）車両提供の禁止

酒気を帯びているもので、車両等を運転することとなるおそれがある者に

対し、車両等を提供してはならない。

（3）酒類提供の禁止

車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は

いんしゆ
飲酒をすすめてはならない。

アルコールについては、第2章の安全においても説明しています。安全P157
を参照してください。

34. 過労運転等の禁止（第66条）（全文を編集）

かろう びょうき やくぶつ えいきょう た りゆう せいじょう うんてん
過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれ
がある状態で車両等を運転してはならない。

35. 安全運転の義務（第70条）（全文）

しゃりょうなど うんてんしゃ とうがいしゃりょうなど た そうち かくじつ
車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に
操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼ
さないような速度と方法で運転しなければならない。

36. 運転者の遵守事項（第71条）（抜粋を編集）

しゃりょうなど うんてんしゃ しゅきお うんてん きんし かろううんてん きんし あんぜんうんてん ぎむ
車両等の運転者は、酒気帯び運転の禁止、過労運転の禁止、安全運転の義務
を守るほか、次の事項を守らなければならない。

（1）泥土、汚水の飛散防止

また みず つうこう どろ き つ また じょこう など
ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等
して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑をかけないようにすること。

(2) 身体障がい者、児童、幼児の保護

- ① 身体障がい者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者等がつえを携え、もしくは盲導犬、介助犬、聴導犬を連れて通行しているとき、児童、幼児がひとり歩きをしているとき、高齢者等の歩行者で通行に支障のあるものが通行しているときは一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。児童、幼児等の乗降のために停車している通学通園バス（もっぱら小学校、幼稚園に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

(3) 安全地帯の側方通過時の徐行

- 通路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、その安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

(4) 同乗者の転落防止

乗降口のドアを閉じ、乗車している者が転落しないよう必要な措置すること。

- ① 開扉、降車と危険防止

安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両から降りないようにし、また、同乗者がドアを開いたり降車をしたりして交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講じること。

(5) 車両を離れるときの停止保持

車両を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等して、当該車両が停止の状態を保つために必要な措置を講じること。また、自動車
を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講じること。

(6) 騒音の防止

著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、
自動車を急に発進させたり、急に加速させたり、空ぶかしをする等の行為を
してはならない。

(7) 走行中の携帯電話、無線等の通話、画像表示装置の注視の禁止

① 自動車を運転する場合には、その自動車等が停止しているときを除
き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部ま
たは一部を手で保持しなければ送信又は受信のいずれも行うことができな
いものに限る。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該
自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し
たり、その自動車等に取り付けられもしくは持ち込まれた画像表示用装置（カ
ーナビゲーション、カーテレビ等）に表示された画像を注視したりしてはな
らない。

② 走行中に携帯電話等を手に持って通話したりメール送信等のために画像

ちゆうし
を注視してはならない。



37. 普通自動車等の運転者の遵守事項（第71条の3）（全文を編集）

（1）自動車の運転者は、その自動車に備えなければならないこととされている

座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病、

療養上 適当でない者、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、

この限りでない。

（2）自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車

装置に乗車させて自動車を運転してはならない。

（3）自動車の運転者は、助手席以外の乗車装置（いわゆる後部座席）に他の

者を乗車させて自動車を運転するときは、その者に座席ベルトを装着させ

ずに運転してはならない。この場合においては、（1）ただし書きの規定を

準用する。

ねんど うんてんせきおよ じょしゆせき ほか こうぶざせき
2008年度より、運転席及び助手席の他、後部座席についてもシートベルト

ちやくよう ぎ む か ばっそく どうめん あいだ こうそくどうろじどうしゃ
着用が義務化されています。ただし罰則としては当面の間、高速道路自動車

どう そうこう ばあい かぎ うんてんしゃ たい はんそくてんすう てん か こうせき
道を走行する場合に限り、運転者に対し反則点数(1点)が課せられます。後席

ちやくよう ひと ちやくせつてき ばっそく
シートベルトを着用しなかった人への直接的な罰則はありませんが、

うんてんしゃ たい はんそくてんすう か たい てきよう
運転者に対しては反則点数が課せられます。タクシーに対しても適用になる

じょうきやく ちやくよう うなが
ため、乗客にはシートベルトを着用するよう、促すようにしてください。

こうせき すきま はい こ すく
また、後席シートベルトは、シートの隙間に入り込んでいることも少なくな

じょうきやく ようい ちやくよう にちじょうてんけん わす
いため、乗客が容易に着用できるよう、日常点検を忘れないようにして
ください。



じどうしゃ うんてんしゃ ようじようほじょそうち しょう ようじ
(4) 自動車の運転者は、幼児用補助装置(チャイルドシート)を使用しない幼児

じょうしゃ じどうしゃ うんてん いっぱんりょかくじどうしゃうんそう
を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、一般旅客自動車運送

じぎょう よう きよう じどうしゃ うんてんしゃ ようじ の ばあい
事業の用に供される自動車(タクシーなど)の運転者が幼児を乗せる場合と

いった、やむを得ない理由がある場合には使用しなくてもよいことになって
います。

38. 初心運転者標識等の表示義務（第71条の5）（抜粋を編集）



普通自動車を運転できる免許を受けた者で、70歳以上75歳未満のものは、加齢

に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に及ぼすおそれがあるときは、

自動車の前面及び後面に高齢者運転標識（いわゆる高齢運転者マーク）を付け

て運転するように努めなければならない。（第3項）

75歳以上の者は、自動車の前面及び後面に高齢者運転標識を付けずに運転し

てはならない。（第4項）

39. 交通事故の場合の措置（第72条）（抜粋を編集）

車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の

運転者は、直ちに車両等の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険

を防止する等必要な措置を講じなければならない。

この場合において当該車両等の運転者は、警察官に交通事故の発生日時、

場所、死傷者の数、負傷の程度、損壊した物、損壊の程度やその事故について講

そ ち ほうこく
じた措置を報告しなければならない。

40. 高速道路（第75条の2の3～第75条の11）（抜粋を編集）

こうそくじどうしゃこくどう じどうしゃせんようどうろ い か こうそくじどうしゃこくどう
高速自動車国道および自動車専用道路（以下「高速自動車国道」という。）に

じどうしゃ こうつうほうほうどう つぎ さだ
おける自動車の交通方法等については、次の定めるところによる。

（1）本線車道の出入りの方法（第75条の7）

じどうしゃ ほんせんしゃどう はい ばあい かそくしゃせん もう
① 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられて

かそくしゃせん つうこう
いるときは、その加速車線を通行しなければならない。

じどうしゃ つうこう ほんせんしゃどう で ばあい
② 自動車は、その通行している本線車道から出ようとする場合においては、

まえ でぐち せつぞく しゃりょうつうこうたい つうこう
あらかじめその前から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならな

ばあい げんそくしゃせん もう げんそくしゃせん
い。この場合において減速車線が設けられているときは、その減速車線を

つうこう
通行しなければならない。

（2）自動車の運転者の遵守事項（第75条の10）

こうそくじどうしゃこくどうどう じどうしゃ うんてん
高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、

ねんりょう れいきやくすい りょう かもつ せきさいじょうたい てんけん ひつよう ほじゆう
燃料、冷却水、オイルの量、貨物の積載状態を点検し、必要があれば補充

とちゆう うんてん また せきさい もの お
するなど、途中で運転ができなくなることを、又は積載している物を落としたり

ひさん
飛散させたりすることを防止するための措置を講じなければならない。

（3）故障等の場合の措置（第75条の11）

① 自動車じどうしゃの運転者うんでんしゃは、故障こしょうその他の理由た りゆうにより本線車道ほんせんしゃどうもしくはこれに接せつする加速車線かそくしゃせん、減速車線げんそくしゃせんもしくは登坂車線とはんしゃせん又はこれらに接する路肩せつ ろかたもしくは路側帯ろそくたいにおいて当該自動車とうがいじどうしゃを運転うんでんができなくなったときは、当該自動車とうがいじどうしゃが故障こしょうその他の理由た りゆうにより停止ていししているものであることを表示ひょうじしなければならない。

② 上記じょうきの理由りゆうで運転うんでんできなくなったときは、速やかすみに当該自動車とうがいじどうしゃを本線車道ほんせんしゃどう等以外とうがいの場所ばしょに移動いどうするため必要ひつような措置そちを講じなければならない。

4 1. 第二種免許だいにしゅめんきょ（第86条）だい じょう（抜粋ばっすいを編集へんしゅう）

旅客自動車りょかくじどうしゃであるものを旅客自動車運送事業りょかくじどうしゃうんそうじぎょうに係かかわる旅客りょかくを運送うんそうする目的もくてきで運転うんでんする者は、その自動車じどうしゃの種類しゅるいに応じ、第二種免許だいにしゅめんきょを受けなければならない。

4 2. 更新こうしんを受けようとする者の義務う（第101条の3）もの ぎ む（抜粋だ い じょうを編集ばっすい へんしゅう）

免許証めんきょしょうの更新こうしんを受けようとする者は、公安委員会もの こうあんいいんかいの行う講習おこな こうしゅうを受けなければならない。ただし、更新期間こうしんきかんが満了まんりょうする日前ひ まえ6月以内つきい ないに公安委員会こうあんいいんかいの行う講習こうしゅうを受けた者う、その他講習た こうしゅうを受ける必要ひつようがないものとして政令せいれいで定める者さだは、この限りかぎでない。

4 3. 70歳以上さいいじょうの者の特例もの とくれい（第101条の4）だ い じょう（抜粋ばっすいを編集へんしゅう）

免許証めんきょしょうの更新こうしんを受けようとする者うで更新期間もの こうしんきかんが満了まんりょうする日ひにおける年齢ねんれいが

70歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内にその者の住所地を管轄

する公安委員会が行う講習（高齢者講習）を受けていなければならない。た

だし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が

満了する日における年齢が75歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月

以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行う認知機能検査を受けてい

なければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の

講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

資料1-2 処分の基礎点数

前歴	免許の停止	免許の取消し				
		欠格期間 1年(3年)	欠格期間 2年(4年)	欠格期間 3年(5年)	欠格期間 4年(5年)	欠格期間 5年
なし	6点～14点	15点～24点	25点～34点	35点～39点	40点～44点	45点以上
1回	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点～34点	35点～39点	40点以上
2回～3回	2点～4点	5点～14点	15点～24点	25点～29点	30点～34点	35点以上
3回以上	2点または3点	4点～9点	10点～19点	20点～24点	25点～29点	30点以上

※免許の取消し、停止の処分の基礎点数は、過去3年以内の免許の停止の前歴に

よって異なり、資料1-2のように定められている。なお、欠格期間が終了後、

5年以内に再び免許の取消処分等の処分を受けたときは、欠格期間が2年

延長される（カッコ内）。免許の停止等の処分の回数の計算にあつては、免許

期間1年間無違反、無処分ですと、それ以前の前歴は消されて、「前歴がな

もの
い者」となる。

1. 6 どうろんそうしゃりょうほう おも けいさい 道路運送車両法（主なものを掲載）

1. もくてき だい じょう ぜんぶん 目的（第1条）（全文）

ほうりつ どうろんそうしゃりょう かん しょゆうけん こうしょうとう おこな なら
この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並び
あんぜんせい かくほおよ こうがい ぼうし た かんきょう ほぜんなら せいび
に安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての
ぎじゆつ こうじょう はか あわ じどうしゃ せいびじぎょう けんぜん はったつ し
技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、
こうきょう ふくし ぞうしん もくてき
公共の福祉を増進することを目的とする。

2. ていぎ だい じょう ぼっすい へんしゅう 定義（第2条）（抜粋を編集）

ほうりつ どうろんそうしゃりょう じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃおよ けいしゃりょう
(1) この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両
をいう。

じどうしゃ げんどうき りくじょう いどう もくてき せいさく
(2) 「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作し
ようぐ きじょう かせん もち また けんいん
た用具で、軌条もしくは架線を用いないもの、又は、これにより牽引して
りくじょう いどう もくてき せいさく ようぐ げんどうきつき
陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付
じてんしゃいがい
自転車以外のものをいう。

げんどうきつきじてんしゃ こくどうこうつうしょうれい さだ そうはいきりょうまた ていかくしゆつりよく
(3) 「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力
ゆう げんどうき りくじょう いどう もくてき せいさく ようぐ
を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具
きじょう かせん もち また けんいん りくじょう
で、軌条もしくは架線を用いないもの、又は、これにより牽引して陸上を
いどう もくてき せいさく ようぐ
移動させることを目的として製作した用具をいう。

(4) 「軽車両」とは、人力もしくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条もしくは架線を用いないもの、又は、これにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、政令で定めるものをいう。

(5) この法律で、「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いることをいう。ただし、道路以外の場所のみにおいて用いる場合は、除外されます。

(6) この法律で「道路」とは、道路法による道路、道路運送法による自動車道及び、その他一般交通の用に供する場所をいう。

(7) この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を営む者をいう。

① 内燃機関を原動機とする2輪を有するものは、その総排気量は、0.125リッ

トル以下のものを、原動機付自転車という。

② 第1種原動機付自転車は、総排気量が0.050リットル以下又は、定格出力

が0.60キロワット以下のもの。その他を、第2種原動機付自転車という。

(道路運送車両法施行規則)

道路交通法で定める原動機付自転車(2輪)は、総排気量が、0.050リットル

ていかくしゆつりよく 定格出力が、0.60 キロワットのものをいいます。(道路交通法施行規則) どうろこうつうほうしこうきそく

3. 自動車登録番号標の封印等 (第11条) (抜粋を編集)

こくどうつうだいじん うんゆしきよくちよう けんげんにん い か うんゆしきよくちよう また いたく
国土交通大臣 (運輸支局長に権限委任、以下「運輸支局長」。) 又はその委託

う もの とりつ ふういんまた ふういん とりつ じどうしゃとうろくばんごう
を受けた者が取付けをした封印又はその封印の取付けられた自動車登録番号

ひょう と はず
標を取り外してはならない。

4. 自動車登録番号標の表示義務 (第19条) (全文を編集)

じどうしゃ じどうしゃとうろくばんごうひょう こくどうつうしょうれい さだ い ち ひふく
自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆し

た とうがいじどうしゃとうろくばんごうひょう きさい じどうしゃとうろくばんごう しきべつ
ないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に

ししょう こくどうつうしょうれい さだ ほうほう ひょうじ うんこう
支障がないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行

よう きょう
の用に供してはならないこととなっています。

じどうしゃとうろくばんごうひょう じどうしゃ ぜんめんおよ こうめん み い ち かくじつ と
自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面の見やすい位置に、確実に取り
つけねばなりません。(施行規則第7条) しこうきそくだい じょう

5. 自動車の構造及び装置 (第40条・第41条) (抜粋を編集)

じどうしゃ こうぞうおよ そうち だい じょう だい じょう ばつすい へんしゅう
自動車は、その構造及び装置について、国土交通省令で定める保安上又は

こうがいぼうしじょう ぎじゆつきじゆん てきこう うんこう よう きょう
公害防止上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはなら
ない。

6. 日常点検整備 (第47条の2) (抜粋を編集)

(1) 自動車じどうしゃの使用者しようしゃは、自動車じどうしゃの走行距離そうこうきょり、運行時うんこうじの状態じょうたいとう等から判断はんだんした適切てきせつ

な時期じきに、国土交通省令こくどうつうしょうれいで定める技術上さだの基準ぎじゅつじょうにより、灯火装置きじゆんの点灯とうかそうち、

制動装置せいどうそうちの作動さどうその他の日常た的に点検にちじょうてきすべき事項てんけんについて、目視等じこうにより、

自動車じどうしゃを点検てんけんしなければならない。

(2) 事業用自動車じぎょうようじどうしゃについては、使用者しようしゃ又はこれら自動車じどうしゃを運行うんこうする者ものは、1日いち

1回かい、その運行開始前うんこうかいしまえに前記ぜんきの日常点検にちじょうてんけんをしなければなりません。

① 旅客りやくの安全輸送あんぜんゆそうを重大じゅうだいな責務せきむとする、タクシー事業じぎょうにあつては、装置そうちや

設備せつびなどの点検てんけんを1日1回いち実施かいじしし、保安基準ほあんきじゆんに適合てきごうするように、維持管理いじかんりしなければなりません。

② 日常点検にちじょうてんけんについては、資料1-3「日常点検基準しりょう」(法令P101)にちじょうてんけんきじゆんを参照ほうれいしてさんしょうください。

7. 定期点検整備ていきてんけんせいび (第48条)だい (抜粋じょうを編集)ぼつすい (へんしゅう)

自動車じどうしゃの使用者しようしゃは、次つぎの各号かくごうに掲げる自動車かかについて、それぞれ当該各号じどうしゃに掲とうがいかくごう

げる期間きかんごとに、点検てんけんの時期じき及び自動車およの種別じどうしゃ、用途等しゆべつに応じ国土交通省令ようとうでおう こくどうつうしょうれい

定める技術上さだの基準ぎじゅつじょうにより、自動車きじゆんを点検じどうしゃしなければならない。てんけん

(1) 自動車運送事業じどうしゃうんそうじぎょうの用に供ようする自動車きょう及び国土交通省令じどうしゃおよで定める自家用こくどうつうしょうれい さだ じかよう

自動車じどうしゃについては、3ヵ月げつごと

(2) 自家用乗用自動車じかようじょうようじどうしゃについては、1年ねんごと

(3) その他、^た前記^{ぜんきいがい}以外の^{じどうしゃ}自動車は、^{げつ}6カ月ごと

8. ^{じどうしゃ}自動車の^{けんさおよ}検査及び^{じどうしゃけんさしやう}自動車検査証^{だい}（^{じやう}第58条）^{ぼっすい}（^{へんしゆう}抜粋を編集）

^{じどうしゃ}自動車は、^{こくどうつうだいじん}国土交通大臣の^{おこな}行^{けんさ}う検査を受け、^{ゆうこう}有効な^{じどうしゃけんさしやう}自動車検査証^{こうふ}の^う交付を受
けているものでなければ、これを^{うんこう}運行の^{よう}用に^{きやう}供してはならないこととなってい
ます。

9. ^{じどうしゃけんさしやう}自動車検査証の^{ゆうこうきかん}有効期間^{だい}（^{じやう}第61条）^{ぼっすい}（^{へんしゆう}抜粋を編集）

^{りょかく}旅客を^{うんそう}運送する^{じどうしゃうんそうじぎやう}自動車運送事業の^{よう}用に^{きやう}供する^{じどうしゃ}自動車の^{けんさしやう}検査証の^{ゆうこうきかん}有効期間は、
^{ねん}1年となっています。

10. ^{じどうしゃけんさしやう}自動車検査証の^{そなえつ}備付け等^{とう}（^{だい}第66条）^{じやう}（^{ぼっすい}抜粋を編集）^{へんしゆう}

^{じどうしゃ}自動車は、^{じどうしゃけんさしやう}自動車検査証^{そなえつ}を^{こくどうつうしやうれい}備付け、かつ、^{さだ}国土交通省令で定めるところによ
^{けんさひやうしやう}り、^{ひやうじ}検査標章を表示しなければ、^{うんこう}運行の^{よう}用に^{きやう}供してはならない。

資料1-3 日常点検基準 (道路運送車両法第47条の2関係)

別表第1

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	<p>1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが^ふ適^{てきとう}当^{とう}で、ブレーキの効^きき^{じゆうぶん}が十分であること。</p> <p>2 ブレーキの液^{えきりょう}量^{てきとう}が適^{とう}当^{とう}であること。</p> <p>3 空^{くう}気^き圧^{あつりょく}力^あの上^ぐが^あり具^ぐ合^{あい}が不^ふ良^{りょう}でないこと。</p> <p>4 ブレーキ・ペダルを踏^ふみ込^こんで放^{はな}した場^ば合^{あい}に、ブレ一キ・バルブからの排^{はい}気^き音^{おん}が正^{せい}常^{じょう}であること。</p> <p>5 駐^{ちゆう}車^{しゃ}ブレ一キ・レバ一^ひの引^ひきし^りろが適^{てきとう}当^{とう}であること。</p>
2 タイヤ	<p>1 タイヤの空^{くう}気^き圧^{あつ}が適^{てきとう}当^{とう}であること。</p> <p>2 亀^き裂^{れつ}及^{およ}び損^{そん}傷^{しょう}がないこと。</p> <p>3 異^い状^{じょう}な摩^ま耗^{もう}がないこと。</p> <p>4* 溝^{みぞ}の深^{ふか}さが十^{じゆう}分^{ぶん}であること。</p>
3 バッテリ	<p>* 液^{えきりょう}量^{てきとう}が適^{とう}当^{とう}であること。</p>
4 原 ^{げん} 動 ^{どう} 機 ^き	<p>1* 冷^{れい}却^{いき}水^{すい}の量^{りょう}が適^{てきとう}当^{とう}であること。</p> <p>2* ファン・ベルトの張^はり具^ぐ合^{あい}が適^{てきとう}当^{とう}であり、かつ、フ</p>

	<p>アン・ベルトに損傷がないこと。</p> <p>3* エンジン・オイルの量が適当であること。</p> <p>4* 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。</p> <p>5* 低速及び加速の状態が適当であること。</p>
5 灯火装置及び 方向指示器	<p>点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。</p>
6 ウインド・ウオッ シャ及びワイパー	<p>1* ウインド・ウオッシャの液量が適当であり、かつ、 噴射状態が不良でないこと。</p> <p>2* ワイパーの払拭状態が不良でないこと。</p>
7 エアタンク	<p>エア・タンクに凝水がないこと。</p>
8 運行において 異状が認められた 箇所	<p>当該箇所に異状がないこと。</p>
<p>(注) * 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した、適切な時期に行うことで足りる。</p>	

資料1-4 日常点検の実施方法 (抜粋)

日常点検の実施方法 (道路運送車両法第57条関係)

点検箇所	点検項目	点検の実施方法	
運転中の異状箇所	当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。	
運 転 席 で の 点 検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。) ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。	
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ) ○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。	
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音	○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウインド・ウォッシュャ	※噴射状態	○ ウインド・ウォッシュャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ○ きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
	◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検します。

点検箇所	点検項目	点検の実施方法	
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシュャ・タンク	※液量 ○ ウインド・ウォッシュャ液の量が適当かを点検します。	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量 ○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検します。	
	バッテリー	※液量 ○ バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER~LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。	
	ラジエータなどの冷却装置	※水量 ○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検します。 [冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。]	
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量 ○ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。	
	△ファン・ベルト	※張り具合、損傷 ○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。	
車の周りから点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷 ○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。	
	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
		亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの前周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
		異常な摩耗 ※溝の深さ	○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。 ○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水 ○ ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。	
	◎(ブレーキ・ペダル)	※(踏みしろ、ブレーキのきき) ○トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検を行います。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。	

(注)

- ※印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっては、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
- ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。
- △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。

1. 7 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（全文）

1. 適用範囲（第1条）

（1）当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この

運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項について

は、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

（2）当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の

一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、そ

の特約によります。

2. 係員の指示（第2条）

旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上

の指示に従わなければなりません。

3. 運送の引受け（第3条）

当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶

する場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

4. 運送の引受け及び継続の拒絶（第4条）

（1）当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続

きよぜつ
を拒絶することがあります。

- ① とうがいうんそう もうしこ うんそうやっかん
当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- ② とうがいうんそう てき せつび
当該運送に適する設備がないとき。
- ③ とうがいうんそう かん もうしこみしゃ とくべつ ふたん もと
当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- ④ とうがいうんそう ほうれい きていまた おおやけ ちつじょ ぜんりょう ふうぞく ほん
当該運送が法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- ⑤ てんさい た え じゅう うんそうじょう ししょう
天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- ⑥ りょかく じょうむいん りょかくじどうしゃうんそうじぎょうなどうんゆきそく きてい もと おこな
旅客が乗務員の旅客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う
そち したが
措置に従わないとき。
- ⑦ りょかく りょかくじどうしゃうんそうじぎょうなどうんゆきそく きてい もちこ きんし
旅客が旅客自動車運送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された
はもの た ぶつびん けいたい
刃物その他の物品を携帯しているとき。
- ⑧ りょかく だい じょう だい こうまた だい こう きてい もちこ きよぜつ ぶつびん
旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品
けいたい
を携帯しているとき。
- ⑨ りょかく いきさき めいりょう つ また ひと たす ほこう
旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が
こんなん すすい
困難なほど泥酔しているとき。
- ⑩ りょかく しゃない おせん ふけつ ふくそう
旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- ⑪ りょかく つきそいにん ともな じゅうびょうしゃ
旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- ⑫ りょかく かんせんしょう よぼうおよ かんせんしょう かんじゃ たい いりょう かん ほうりつ
旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によ

いちるいかんせんしょう にるいかんせんしょう しんがた などかんせんしょう も してい
る一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定
かんせんしょう にゆういん ひつよう かぎ かんじゃ かんじゃ
感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなさ
れる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

だい じょう
(第4条の2)

とうしゃ きんえんしゃりょう きんえんしゃ むね ひょうじ しゃりょう じこう
(1) 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において
おな ない りょかく きつえん さ ひか
同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

りょかく とうしゃ きんえんしゃりょうない きつえん また きつえん ばあい
(2) 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、
うんでんしゃ きつえん ちゆうし もと りょかく もと おう
運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じ
ない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

だい じょう
(第4条の3)

りょかく だい じょうだい ごう ぶっぴん しゃない もちこ
(1) 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

とうしゃ りょかく てまわりひん りょかく けいこう ぶっぴん い か おな なか
(2) 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に
ぜんこう ぶっぴん しゆうのう みと りょかく たい
前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し
てまわりひん ないよう めいじ もと
手回品の内容の明示を求めることがあります。

とうしゃ ぜんこう きてい もと おう りょかく たい てまわりひん
(3) 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の
もちこ きよぜつ
持ち込みを拒絶することがあります。

とうしゃ りょかく だい こう きてい もと おう ばあい てまわりひん
(4) 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品
ないよう だい こう ぶっぴん るいじ しきべつ こんなん
の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、

りょかく ぶっぴん むね そうとう しょうめい かぎ てまわりひん
旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の
もちこ きよぜつ
持込みを拒絶することがあります。

5. 運賃及び料金 (第5条)

(1) とうしゃ しゅうじゆ うんちんおよ りょうきん りょかく じょうしゃ じ ちほううんゆ
当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸
きょくちよう にんか う また ちほううんゆきょくちよう とどけで じっし
局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているもの
によります。

(2) ぜんこう うんちんおよ りょうきん じかん か けいやく ばあい のぞ うんちんりょうきん
前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金
き ひょうじがく
メーター器の表示額によります。

6. 運賃及び料金の收受 (第6条)

とうしゃ りょかく げしゃ さい うんちんおよ りょうきん しはら もと
当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

7. 旅客に対する責任 (第7条)

(1) とうしゃ とうしゃ じどうしゃ うんこう りょかく せいめいまた からだ がい
当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したとき
は、これによって しょう そんがい ばいしょう せき にん とうしゃおよ
生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、とうしゃおよ
とうしゃ かかりいん じどうしゃ うんこう かん ちゅうい おこた とうがいりょかくまた
当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又
は とうしゃ かかりいん いがい だいさんしゃ こいまた かしつ なら じどうしゃ
当社の係員以外の第三者が故意又は過失のあったこと並びに自動車に
こうぞうじょう けっかんまた きのう しょうがい しょうめい かぎ
構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限
りではありません。

(2) 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車の時に始まり、下車をもって終わります。

8. 損害賠償責任 (第8条)

当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

9. 天災等の損害賠償 (第9条)

当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

10. 旅客の責任 (第10条)

当社は、旅客の故意もしくは過失により又は旅客が法令もしくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

だい しょう あん ぜん
第 2 章 安 全

2. 1 あんぜんへん もくてき 安全編の目的

しめい きやくさま あんぜん はや もくてきち はこ きやくさま
タクシーの使命は、お客様を安全に早く目的地まで運ぶことです。お客様は、
し うんてんしゃ いのち の うんてんしゃ
知らない運転者に命をあずけて乗ることになるわけですが、運転者がプロである
しん あんぜん うんてん しごと な た
ことを信じています。安全な運転なしにタクシーの仕事は成り立ちません。
じぶん けんきよ きも しごと
自分はプロだからといって、おごることなく、いつも謙虚な気持ちで仕事をして
おも
いただきたいと思います。

あんぜんへん こうつう じ こ じょうきょう げんいん し じ こ よほう ほうほう まな
安全編では、交通事故の状況や原因を知り、事故を予防する方法を学びます。
うんてんしゃ じぶん けんこうかんり いんしゅうんてん もんだいちしき み
また、タクシー運転者として、自分の健康管理や飲酒運転の問題知識を身につけ、
あんぜん たい いしき たか
安全に対する意識を高めてください。

2. 2 交通事故防止とタクシー運転者の使命

1. 安全で早く確実な輸送

タクシー会社やタクシー運転者には、お客様を安全に運ぶことが義務づけられています。タクシーは公共の交通手段なので、お客様の安全な輸送が最も大切な使命であり義務です。

2. プロの運転者としての誇りと責任

全ての運転者は安全運転を心がけ、交通事故を防止しなければなりません。しかし、道路を仕事の間とするタクシー運転者には、道路交通の知識や技術、マナーを知りつくしているプロとして、一般の運転者のお手本となる責任もあります。いつも一般の運転者から見られていることを意識して、安全運転を心がけてください。

2. 3 タクシーの特殊性、交通事故発生状況を踏まえた運転等の技能及び知識

1. 交通法規の遵守

車は便利な乗り物ですが、使い方を間違えると交通事故を起こす凶器になることもあります。車社会では、歩行者と運転者がお互いの立場を尊重し、交通ルールを守ることがとても大切です。交通ルールは、交通社会の秩序を守るためのルールですから、交通法規を守り、優しさや譲り合いの気持ちを持って行動することが必要です。

特に、タクシー運転者にとっては、道路は仕事の場であり、交通法規は生活のルールとも言えます。タクシー運転者はプロの運転者として、交通法規を守り、交通事故を防止し、交通の秩序を守ることが大切です。他の運転者にとってもお手本となるような運転を心がけましょう。

2. 運行前の点検

タクシー運転者には、法令により、運行を開始する前には「日常点検」を行うことが義務づけられています。具体的な点検の方法は、日常点検基準に定められています。

点検の手順は次の通りです。

- ① 運転席に座り、運転しやすいよう座席位置を前後に調整し、ミラーの位置を調整します。

② ブレーキのきき^{ぐあい}具合やハンドルのまわり^{ぐあい}具合などを^{かくにん}確認します。

③ エンジンルームをあ^あけて、オイルや水^{みず}の^{りょう}量を^{てんけん}点検し、^{しゃたい}車体の^{まわ}りを^{ある}歩
きながら^{じょうたい}タイヤの^し状態や^しドアの^{ぐあい}閉まり^{かくにん}具合などを^{かくにん}確認します。

④ ^あトランクを開けて^{しゅうりこうぐ}スペアタイヤと^{かくにん}修理工具^{しゅっこ}があるかを^{かくにん}確認して、^{しゅっこ}出庫
します。

^{てんけん}点検のときは、^{にちじょうてんけんひょう}「日常点検表」^{しょう}を使用して、^{こうもく}項目ごとに^{かくにん}確認^{おこな}を行い、^ぬ抜け

^もや^も漏れのないように^もしましょう。

3. 正しい運転姿勢

正しい運転姿勢は、安全運転の基本です。窓に寄りかかって半身での運転や

片方の手だけのハンドル操作は、事故につながる危険性があります。また、お

客様にも不安を与えることになります。

正しい運転姿勢とは、ハンドルに両手をかけた状態で、ひじがわずかに曲が

るようにシートの背に合わせ、ゆったりとした姿勢で運転することです。この

姿勢を保つことで、長時間の運転でも安全に運転することができます。



4. シートベルトの着用^{ちやくよう}

シートベルトの着用^{ちやくよう}は、交通事故の致死率^{こうつうじ こ ち しりつ}（死亡する確率^{しほう かくりつ}）に大きな影響^{おお えいきょう}を与えます。統計データ^{とうけい}からも明らか^{あき}になっていますが、運転席^{うんでんせき}や助手席^{じょしゆせき}ではシートベルトの有無^{う む}で致死率^{ち しりつ}が大きく異^{おほ}なります。シートベルトを正しく着用^{ただ ちやくよう}することで、事故の被害^{じ こ ひがい}を軽減^{けいげん}するだけでなく、正しい姿勢^{ただ しせい}を保つことにより疲労^{たも ひろう}も軽減^{けいげん}されるといわれています。

また、後部座席^{こうぶざせき}のシートベルトも義務化^{ぎ む か}されています。タクシー運転者^{うんでんしゃ}がシートベルトを着用^{ちやくよう}していなければ、お客様^{きやくさま}にもシートベルトの着用^{ちやくよう}をすすめることもむずかしくなります。タクシー運転者^{うんでんしゃ}は常にシートベルトを着用^{つね ちやくよう}します。また、後部座席^{こうぶざせき}のシートベルトは、シートのすきま^{はい}に入りこんでしまっていることがあります。後部座席^{こうぶざせき}のシートベルトはお客様^{きやくさま}がいつでも着用^{ちやくよう}できるようにしておき、積極的^{せっきよくてき}にお客様^{きやくさま}に「どうぞシートベルトをお着^つけください」と声^{こえ}をかけましょう。



5. 運転時の留意事項

(1) 道路状況に応じた運転

・道路の曲がり角やカーブの手前では、速度を落とすことが大切です。速度

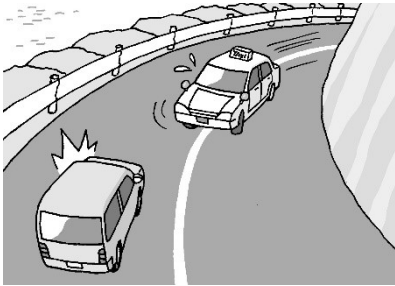
を落とさずにカーブを曲がると、遠心力（外側に飛び出そうとする力）

の作用でセンターラインをはみ出して対向車と衝突する事故が起こりやすくなります。

・速度が速いほど、カーブが急なほど、遠心力が大きくなるので注意しましょう。

・坂道では、車間距離を長くとり、狭い道路ですれ違うときは上りの車を

優先させましょう。



(2) 夜間の運転

・夜間は視界が悪くなり、状況を把握しにくくなります。速度感覚も鈍

り、どうしても速度超過になりがちですから注意しましょう。また、早め

にヘッドライトをつけることが大切です。

夜間はタクシー運転者自身も疲労から注意力が不足しがちになるだけ

でなく、^た他の^{くるま}車^{ほこうしゃ}や^{ひるま}歩行者^{ちが}も^{こうどう}昼間^{よそう}とは違った行動が予想されますから、

^{ひるま}昼間の^{うんてん}運転^{すうばい}の数倍^{しんちょう}の^{ひつよう}慎重^ささが^{ひつよう}必要^{です}です。

- ・^{やかん}夜間^{じぶん}には、^{くるま}自分の^{たいこうしゃ}車^{まじ}と^{まじ}対向車^{まじ}の^{まじ}ヘッドライト^{まじ}が^{まじ}交わる^{まじ}ことで、^{どうろ}道路^のの

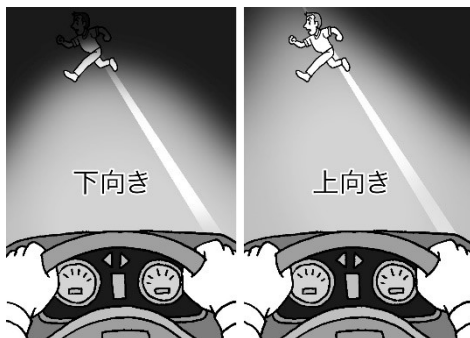
^{ちゅうおうふきん}中央^{ほこうしゃ}付近^{すがた}にいる^み歩行者^みの^み姿^みが^み見え^みにくくなる^みこと^{じょうはつげんしょう}（^{じょうはつげんしょう}蒸発現象^が）^{あり}あり

ますから、^{ちゅうい}注意^ししましょう。

- ・^{たいこうしゃ}対向車^{うわむ}の^{うわむ}ヘッドライト^{うわむ}が^{うわむ}上向き^{うわむ}の場合^{うわむ}、^{うわむ}その^{うわむ}まぶしさ^{うわむ}で^{うわむ}一時的^{うわむ}に^{うわむ}視力^{うわむ}が

^{ていか}低下^{げんわく}すること^{げんわく}（^{げんわく}幻惑^{げんわく}）^{あり}あります。^{たいこうしゃ}対向車^{たいこうしゃ}の^{たいこうしゃ}ヘッドライト^{たいこうしゃ}が^{たいこうしゃ}まぶしい^{たいこうしゃ}とき

は、^{してん}視点^{すこ}を^{すこ}少し^{ひだり}左^{いどう}に^{いどう}移動^{いどう}させ^{いどう}ましょう。



(3) ^{うてん}雨天^{きり}や^{あくてんこう}霧^{うんてん}などの悪天候下での運転

- ・^{あめ}雨が^ふ降ると、^{しかい}視界^{わる}が悪くなるだけでなく、^{どうろ}道路^{すべ}が^{すべ}滑りやすくなります。

^{はじ}ブレーキ^{はじ}が^{はじ}きき^{はじ}始めて^{はじ}から^{はじ}車^{はじ}が^{はじ}停止^{はじ}する^{はじ}までの^{はじ}距離^{はじ}も^{はじ}長^{はじ}くなる^{はじ}ので、^{はじ}ブレ

^{はじ}ーキ^{はじ}を^{はじ}かけて^{はじ}も^{はじ}止^{はじ}まる^{はじ}まで^{はじ}に^{はじ}時間^{はじ}が^{はじ}かか^{はじ}ります^{はじ}。また、^{はじ}高速^{はじ}走行^{はじ}時は、^{はじ}ハ

^{はじ}イドロ^{はじ}プレー^{はじ}ニング^{はじ}現象^{はじ}（^{はじ}タイヤ^{はじ}が^{はじ}浮^{はじ}いて、^{はじ}ハンドル^{はじ}や^{はじ}ブレーキ^{はじ}が^{はじ}きか

^{はじ}なくなる^{はじ}現象^{はじ}）^{はじ}も^{はじ}起^{はじ}こ^{はじ}ります^{はじ}。晴^{はじ}れている^{はじ}とき^{はじ}とは^{はじ}違^{はじ}う^{はじ}状^{はじ}況^{はじ}なので、

あめ ひ うんてん ちゅうい ひつよう
雨の日の運転では注意が必要です。

- ・霧の中での運転は、運転者も歩行者も視界が狭くなりますから、前部霧灯
やヘッドライトをつけて、速度を落とすなど、事故を防ぐために注意しま
しょう。

(4) 子どもと高齢者に対する注意

こ こうれいしゃ たい ちゅうい
子どもや高齢者には、一層の注意を払う必要があります。

- ・次のような子どもの特性を理解しましょう。

- ① 子どもは判断力が未熟で、思いもよらない行動をすることがありま
す。
- ② 子どもの視野は大人よりも狭く、車が近づいても気づかないことが
あります。
- ③ 遊びに夢中になると、目の前の車にさえ気づかないことがあります。
- ④ 急に引き返したり、直角に曲がったりすることがあります。
- ⑤ 車が急に止まれないことを理解しておらず、手を上げてすぐに
横断することがあります。

- ・次のような高齢者の行動特性を理解しましょう。

- ① 身体的な衰えがあり、行動がゆっくりになることがあります。
- ② 若い人に比べて歩行速度がかなり遅いことがあります。
- ③ 運転経験のない高齢者の場合、車の特性や距離感、スピード感覚が

わからず、^{くるま ちよくぜん おうだん}車の直前を横断したり、^{きゅう ひ かえ}急に引き返したり、^{きけん ほうこう}危険な方向

^{すす}に進んだり、^{た ど}立ち止まったりすることがあります。



(5) ^{けいたいでんわとう しょう}携帯電話等の使用

^{そうこうちゆう}走行中にスマートフォンなどの^{けいたいでんわ}携帯電話などを^{つか}使ったり、カーナビゲー

^{がめん み}ションの画面を見たりすると、^{まわ こうつうじょうきょう ちゆうい む}周りの交通状況に注意が向かなくなり、

^{ついとつじ こ}追突事故や^{そうさ}ハンドル操作ミスによる^{じ こ}事故につながる可能性があります。

- ^{そうこうちゆう でんげん き}・走行中は、電源を切るか、ドライブモードにしましょう。
- ^{しょう ひつよう ばあい あんぜん ばしょ くるま と しょう}・使用する必要がある場合は、安全な場所に車を止めてから使用しまし
う。
- ^{しょうひんど たか ばあい じぜん がた}・使用頻度が高い場合は、事前にハンズフリー型にしましょう。
- ^{そうこうちゆう がめん み きんし}・走行中は、カーナビゲーションの画面をじっと見ることも禁止です。



6. 安全な速度と車間距離

制限速度は、道路の形や交通量、過去の事故などのデータを考慮して決められたものです。タクシー運転者にとっては、速度が遅く感じることもあるかもしれませんが、予期せぬ状況に備えて設定されています。制限速度を守るよう心がけましょう。

- ・車が止まるまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際にきき始めるまでの間に車が走る距離（空走距離）と、ブレーキがきき始めてから車が停止するまでの距離（制動距離）とを合わせた距離（停止距離）が必要です。

- ・運転者が疲れていると、危険を認識するまでに時間がかかるため、空走距離が長くなります。

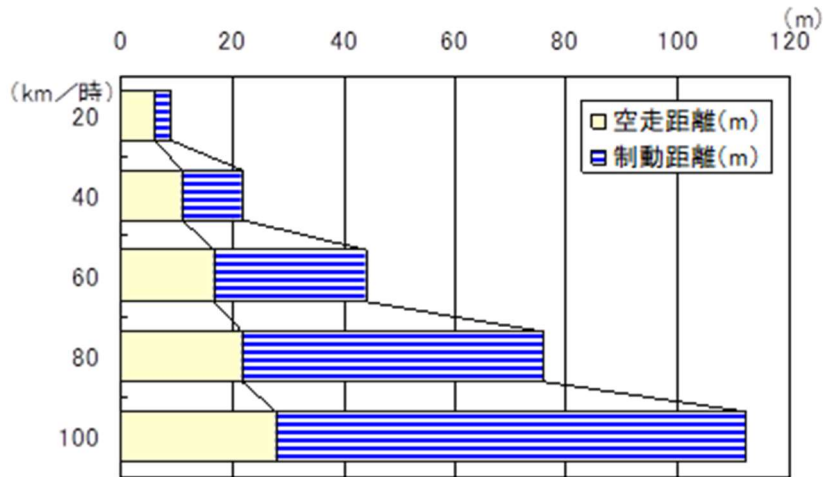
- ・雨の日や重い荷物を積んでいる場合は、制動距離も長くなります。

交通状況や天候、夜間、視界など、運転条件は日によって時間によって違ってきます。予期しない事態に備えるためにも、安全な速度と適切な車間距離を保つよう心がけましょう。

統計データによると、タクシーの事故では「出会い頭事故」や「追突事故」が多くなっていますから、車間距離を十分にとることが重要です。また、タクシーの事故は、空車走行時に多く発生しています。乗客を探す際にも、安全

かくにん わす
確認を忘れずにおこなしましょう。

か ず み そくど はや せいどうきょり なが そくど
下図を見ると、速度が速くなると制動距離も長くなることがわかります。速度
が2倍になると、制動距離は4倍になることもわかります。



しゅってん いっぽんざいだんほうじんぜんにっぽんこうつうあんぜんきょうかい こうつう きょうそく
出典：一般財団法人全日本交通安全協会「交通の教則」

7. 交差点での留意事項

(1) 交差点での事故形態

交差点やその周辺では事故が多く起こります。交差点での事故を防ぐためには、次のことに気をつけましょう。

・一時停止の標識のある場所では、停止線の前で必ず停止し、徐行（ただし止まることのできる速度で進行すること）の標識のある場所では、

徐行しながら左右の安全を確認しましょう。

・右左折するときは側面衝突事故や、左折するときの巻き込み事故に注意しましょう。

・車間距離を十分にとり、追突事故に注意しましょう。

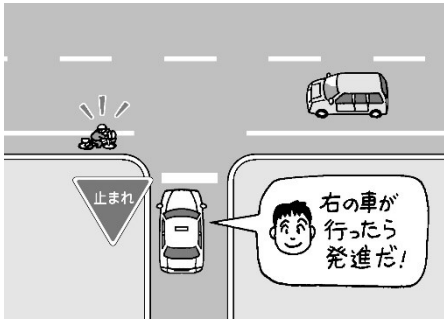
・信号が青でも、注意を怠らないようにしましょう。

(2) 交通整理の行われていない交差点での注意点

・優先権を持たず、譲り合う気持ちを持ちましょう。

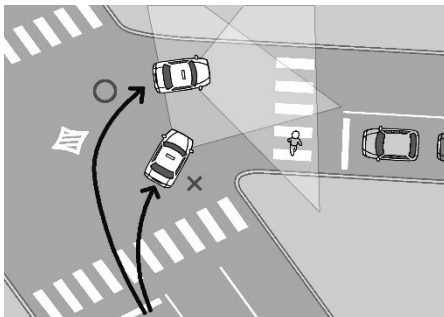
・歩行者や自転車を守る運転を心がけましょう。

・優先道路に入るときは、徐行や一時停止をおこない、左右の安全を確認しましょう。



(3) 交差点で右折するときの注意点

- ・ 直進する車が右折する車より優先されます。
- ・ 直進する車のかげから来る二輪車に注意しましょう。
- ・ 横断中の歩行者（特に子供や高齢者）や自転車に注意しましょう。
- ・ 交差点の中心のすぐ内側を通行しましょう。



(4) 交差点で左折するときの注意点

- ・ できるだけ左側に寄り、徐行します。特に自分の車の近くにいて死角（運転席から見るできない部分・範囲）に入っている二輪車や自転車との事故に注意しましょう。
- ・ 内輪差（曲がる時、後ろのタイヤが前のタイヤの内側を通ること）を

りかい こうりん にりんしゃ ま こ じ こ ほどう の あ しんごう ま
理解し、後輪による二輪車の巻き込み事故や、歩道への乗り上げ、信号待

ほこうしゃ あし ま こ ちゆうい
ちの歩行者の足の巻き込みなどに注意しましょう。

こうさてんちか ついとつ じ こ ぼうし
(5) 交差点近くでの追突事故防止

あんぜん しゃかんきょり たも はや すうかい わ ふ
安全な車間距離を保ち、ブレーキを早めにかけて、数回に分けて踏むこ

じぶん ついとつ うし く くるま ついとつ
とで、自分が追突しないだけでなく、後ろから来る車に追突されないよう
にしましょう。

8. 高速道路での留意事項

高速道路では速度が速くなるため、不注意な運転が重大事故につながることも

多くなります。高速道路での運転では、次のことに注意しましょう。

- ・車間距離を十分にとります。時速100キロなら100メートル、時速80キロなら80メートルを目安に、前の車との距離を保ちましょう。雨の日やタイヤが減っている場合は、この数字の2倍程度の車間距離が必要になることがあります。

- ・高速での運転に慣れてくると、速度感覚が麻痺してしまうことがあります。

一般道路に出るときや料金所では、速度オーバーになりやすいので、速度

メーターを確認して安全な速度で走行しましょう。



- ・急なハンドル操作は危険ですから避けましょう。

- ・強風の時は、ハンドルが取られやすくなるので、速度を落としましょう。

また、トンネルの出口では横風に注意してハンドルをしっかりと握りましょ
う。

・トンネルに入ると視力が急激に低下するので、手前で速度を落とすように
しましょう。

・渋滞の最後尾に追突しないように、注意しましょう。

参考文献：一般財団法人全日本交通安全協会「交通の教則」

2. 4 タクシー運転者として特別に注意すべき事項

1. 点呼の重要性

点呼は、出発するときと帰ってくる時に行われます。免許証の確認やア

ルコール検知器によるチェック、乗務に必要な情報の共有化、運転者の健康

状態の確認など、安全に乗務するために、重要な役割を果たしています。アル

コール検知器によるチェックを点呼時に行うことにより、飲酒運転の防止に努

めてください。また、飲酒、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な

運転をすることができないおそれがある場合には、必ず事業者に届け出るよう
にしてください。

2. 運輸安全マネジメントによる輸送の安全性の向上への取り組み

2006年10月から「運輸安全マネジメント」という取り組みが始まりました。

経営者から運転者まで、みんなが「輸送の安全が最も重要」ということを意識

して、輸送の安全性向上に努めなければなりません。具体的には、「輸送の安全

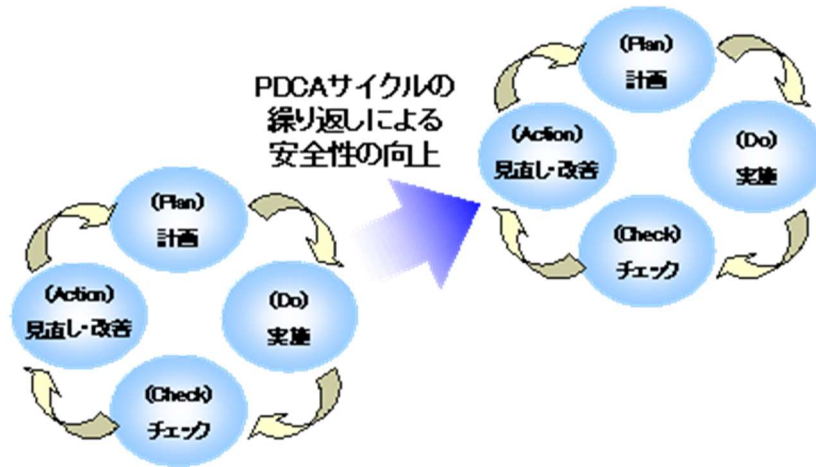
確保に係るPDCAサイクル」の手順を繰り返すことによって、輸送の安全のレベ

ルアップを図ろうとするものです。安全教育に関する明け番研修やドライブ

レコーダーの活用、交通安全週間の行事など、会社から指導があった場合には、

積極的に参加するようにしてください。

ゆそう あんぜん かくほ かかわ
 輸送の安全の確保に係る PDCA サイクル



[PDCA サイクルとは]

1. Plan : あんぜんせいこうじょう 安全性向上 けいかくさくせい のための計画作成
2. Do : けいかく 計画 もと に基づく あんぜんたいさく 安全対策 じっし の実施
3. Check : じっし 実施した こうか ことによる ひょうか 効果の評価
4. Action : かいぜん 改善 せいり ポイントを せいり 整理し、けいかく さらに かいぜん 計画を じっし 改善し実施する

3. えいぎょうくいき 営業区域 じょうたい の状態 はあく の把握

えいぎょうくいき 営業区域 じょうたい の状態 し を知っていることは、じこ 事故 ふせ を防ぐのに役立ちます。営業
くいきない 区域内の道路 どうろじょうきょう 状況 こうつう や じこ 交通事故 お が起きやすい場所、ばしょ 高齢者 こうれいしゃ や こ 子ども おお が多い場所
 など、ちいき その地域 とくちょう の特徴 こうつうきせい や交通規制 じょうきょう の状況 せいかく を正確 し に知っておくことは、タクシ
うんてんしゃ 一運転者 たいせつ として大切なことです。いつも さいしん 最新の じょうほう 情報 あつ を集めるように こころ 心がけて、
うんてん 運転 やくだ に役立ててください。

4. 地理への精通

タクシーは、安全でスムーズな輸送をし、戸口から戸口へ個別にお客様を運ぶという仕事です。営業区域の地理に詳しくなることは、タクシー運転者にとって必要な条件です。地理に詳しいことは、お客様へのサービスだけでなく、交通事故を防ぐためにもとても大切なことです。

また、毎日の運転において、他の車の事故現場を見たり情報を得たりしたら、そこが危険な場所だと考えて、自分が通るときには必ず注意して走りましょう。自分が知った情報は会社に報告して、点呼のときなどに役立てるといいでしょう。営業区域内の交通情報を詳しく知るために、毎日努力しましょう。

5. お客様の安全確保

お客様の安全を守るために、急にスピードを上げたり、急に止まったり、急にブレーキをかけたり、急にハンドルを切ったりしないようにしましょう。また、危険を予測して安全な運転を心がける必要があります。お客様を乗せているときは、お客様の命を預かっていることを忘れないようにしましょう。

6. 安全な乗降場所の選び方とドア開閉時の周囲への配慮

停車時には、お客様が安全に乗り降りできる場所を選びましょう。そして、

後ろから車が来ていないか、通行する人がいないか確認してからドアを開閉し

ましょう。特に、高齢者や体の不自由な人が乗り降りするときは、お客様の

立場を考えて、親切で丁寧な対応が必要です。

また、お客様を乗せる際にドアを開けたときに、後ろから来るバイクや自転車

がぶつかったり、開けたドアに飛び込んできたりすることがよくあります。この

ような事故を防ぐために、後方や側方の確認を十分にしましょう。

7. 空車時は、周囲の車などに注意

タクシーはお客様が乗っているときよりも、お客様がいないときのほうが

事故が起きやすくなっています。空車のときは、お客様を探すことに集中し

やすいので、まわりに気を配ることを忘れがちです。特にお客様を見つけたと

きは、進路変更や停車のための安全確認を忘れやすくなります。お客様を見つ

けたときは、周囲の自動車や二輪車、自転車、歩行者にも注意を向けるようにし

ましょう。

8. 明け番や公休日には十分な休養と睡眠

安全な運転をするためには、まず自分の体が健康であることが大切です。タ

クシー運転者の仕事は、早朝から深夜までの場合が多く、生活が不規則になり

がちです。休日は、計画的に過ごし、十分に休んで睡眠をとるようにしましよ

う。また、休日には日常のストレスを解消する方法を見つけて、リラックス

することも大切です。



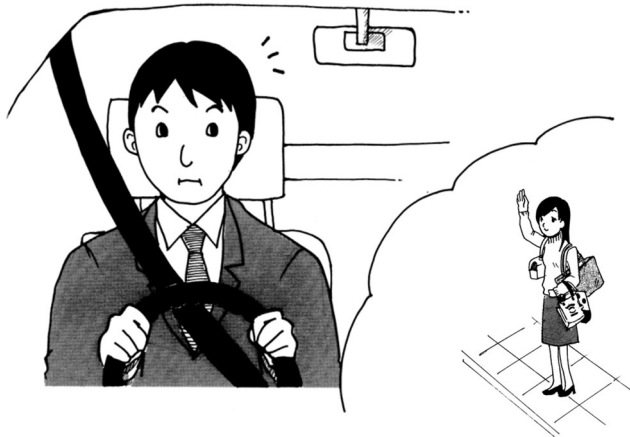
2. 5 交通事故の防止、事故発生時の対応

1. 交通事故の危険予測と回避

走行中の車は、その速さやパワー（力）によって、速度に応じた危険な場所になります。タクシー運転者は、その危険な場所をよく把握し、起こるかもしれない危険とそれを避ける方法について、常に危険を予測して訓練をおこなう必要があります。

(1) タクシー運転時に予測される危険と危険の回避

- ① 空車走行時にお客様を確認した際の急な進路変更・急停車に伴う接触・追突事故



【回避要領】

- 空車時は、できるかぎり歩道寄りの車線を安全速度で走行します。
- お客様の合図を確認したら、確実に左への方向指示器を出し、ブレーキを踏

んでいったん^{そくど お}速度を落とし、^{こうほう そくほう あんぜん かくにん}後方・側方の安全を確認して、^{ほど}できるかぎり歩道
よ^{ていしゃ}寄りに停車します。

② ^{はっしん じ}発進時に、^{よこ つうか}横を通過しようとする^{こうぞくしゃ}後続車と^{せつしよくじ こ}接触事故



^{かいひようりょう}
【回避要領】

^{こうほう そくほう あんぜん かくにん}・後方・側方の安全を確認して、^{はっしん}ゆっくりと発進します。

③ きゅう しんろへんこう 急な進路変更による せつしょく 接触・ついとつじこ 追突事故



かいひようりょう
【回避要領】

・ きゅう しんろへんこう 急な進路変更は、きやくさま きょうふかん あた お客様に恐怖感を与え、ふゆかい いんしょう あた 不愉快な印象を与えるだけでな

あんぜんじょう この く、安全上も好ましくありません。も うんでん ころ ゆとりを持った運転を心がけ、きゅう しんろ 急な進路

へんこう ぜったい 変更は絶対にしないようにしましょう。

④ 急発進及び急停車、急ハンドルによる、お客様の車内での事故



【回避要領】

- ・発進するときは、行き先、コースをたずねながらお客様が座席にすわったことを確認し、ひと呼吸おいてから、静かに発進します。
- ・特に高齢社会を迎え、高齢者のタクシー利用が増加していますが、高齢者はちょっとしたことでも、骨折などの重大事故になりやすいものです。高齢者が乗車されたら、まず、このことを意識し、走行中もやさしい運転を心がけましょう。

⑤ お客様の指示による急な進路変更又は停車に伴う、接触・追突事故



【回避要領】

- ・ あらかじめ、途中経路や停車場所等を、確認しておきます。
- ・ 到着予定場所付近では、あらかじめ、歩道寄りの車線に移り、到着予定場所付近であることを伝えて、早めに停車場所を確認します。

⑥ 複数の乗客の乗車に伴う、後方及び左側方の視界の制約に起因する

事故



【回避要領】

・お客様の乗車人員が、多くなればなるほど、後方及び左方の視界が悪くなり、

運転環境が悪化することを理解することが大切です。

・その上で、そのぶんだけ速度を落とし、安全確認を早めに確実にこなします。

⑦ お客様の降車時の不用意なドア開扉に伴う、二輪車・自転車の追突事故



かいひよりょう
【回避要領】

- ・ あらかじめ、お客様の停車希望場所を確認し、できるだけ歩道寄りで足下の安全な場所を選んで停車します。
- ・ 後方の安全を確認し、ひと呼吸おいてドアを開きます。

ちりふあんない ともな ついとつ せつしよく
⑧ 地理不案内に伴う追突、接触



かいひようりょう
【回避要領】

- ・あらかじめ、行き先（目的地）、経路を確認し、もし、地理に不安があれば正直にお客様に伝え、発車前に地図を確認したりお客様にたずねるなど、不安感をなくして出発します。
- ・営業区域内の地理に精通できるように、毎日努力をします。

⑨ 住宅区域内の狭い道路での、子どもの飛び出し、歩行者との接触事故
 や、家屋・塀等との接触事故



【回避要領】

- ・タクシーの特徴は、戸口から戸口までのきめ細かな、お客様の輸送にあります。また、高齢社会を迎えて、より一層、タクシーの持つ、きめ細かなサービスが必要とされています。その結果、住宅地や細街路の中まで入ることが多くなり、子どもや自転車の飛び出しや、狭い道での接触等の危険性が高くなります。
- ・速度を落とし、前方、左右の安全を確認して、よりきめ細やかで、慎重な運転を心がけましょう。

(2) 危険回避のための心構え

くるま うんてん じ こ お きけんせい つね
車を運転するときは、事故が起こる危険性が常にあることをしっかりと

りかい たいせつ とく うんてん ぎょうむ とくしゆせい じ こ
理解することが大切です。特にタクシーの運転は、業務の特殊性から事故

きけんせい たか かなら じ こ お
の危険性が高いといえますが、必ずしも事故が起こるわけではありません。

じ こ お うんてんしゃ なんど じ こ お うんてんしゃ
事故を起こさない運転者もいれば、何度も事故を起こす運転者もいるでし

よう。事故の危険性を減らすための心構えは、次のとおりです。

くるま うんてん ひと いのち うば おお きけん つね そんざい
・車の運転には、人の命さえ奪うような大きな危険が、常に存在してい

ることを、しっかりと理解することが大切です。

じぶん じょうず うんてんしゃ だいじょうぶ おも うんてんしゃ だれ
・自分が上手な運転者だから大丈夫だとは思わないこと。運転者なら誰で

も危険はあります。

うんてん いっぱんてき きけんせい くわ ぎょうむとくゆう
・タクシーの運転には、一般的な危険性に加えて、タクシー業務特有の

きけんせい りかい ひつよう
危険性もあることをしっかりと理解する必要があります。そして、そのよ

きけん たい じぶん きけんかいひ ほうほう かんが じぶん
うな危険に対して、自分なりの危険回避の方法を考え、自分なりのノウ

ハウ（技術や技能）を身につける必要があります。

2. 交通事故の場合の措置

交通事故が起きた場合、旅客自動車運送事業運輸規則や道路交通法では、次のような措置が義務づけられています。

(1) 旅客自動車運送事業運輸規則「事故の場合の処置」(第18条)

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断した場合、運転者と共に乗車している乗客のために以下の処置をしなければなりません。

- ① 乗客の運送を継続すること
- ② 乗客を出発地まで送還すること
- ③ 乗客を保護すること

(2) 旅客自動車運送事業運輸規則「事故による死傷者に関する処置」(第19条)

天災やその他の事故により乗客が死亡または負傷した場合、旅客自動車運送事業者は運転者ととも次以下の処置を実施しなければなりません。

- ① 死傷者に対する応急手当、その他の必要な措置
- ② 死者、負傷者の家族へのすみやかな通知
- ③ 遺留品の保管
- ④ 死傷者の保護

(3) 道路交通法「交通事故の場合の措置」(第72条)

道路交通法は、交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊)

が発生した場合に、運転者などに対して救護などの措置をとることを義務づけています。

① ただちに車両等の運転を停止すること

② 負傷者の救護を行うこと(救護義務)

③ 道路における危険防止の措置をとること(危険防止措置義務)

④ ただちに最寄りの警察署の警察官に、次のことを報告すること(届出義務)

・ 事故発生の日時

・ 事故発生場所

・ 死傷者の数及び負傷者の程度

・ 損壊した物及び損壊の程度

・ 交通事故について講じた措置

3. 交通事故の場合の具体的な対応

(1) 死傷者がある場合

交通事故現場にいる人にも助けを求めて、冷静ですばやく対応することが大切です。

① 救急車を呼び、ケガをした人を助けます。もし事故が続けて起こる

おそれがある場合は、ケガをした人を安全な場所にすばやく移動させ、

救急車が来るまで応急処置をします。

② 事故が続けて起こるのを防ぐために、適切な措置をとります。

③ 警察に連絡し、遺留品などを保管します。

④ 会社に報告し、管理者が速やかに対応できるようにします。また、死者

やケガをした人の家族にも連絡します。

⑤ 警察官が来たら、死者やケガ人や事故の状況を説明し、保管してい

る遺留品を引き継ぎます。

(2) 軽微（程度が軽い）な事故の場合

打撲程度の軽微な事故で、相手がたいした事故ではないと言って立ち去

ろうとした場合でも、その後、予想しない後遺症が出て、思いがけないトラ

ブルの原因になる可能性もあります。軽微な事故でも必ず警察に届け出ます。

① 事故じこが続つづけて起おこるのを防ふせぐために、車くるまを路肩ろかたなどに移動いどうするなど、
適切てきせつな対策たいさくをとります。

② お互たがいにケガかがないか確認かくにんします。

③ 警察けいさつに届とどけ出でて、指示しじに従したがって対応たいおうします。

④ 会社かいしゃに連絡れんらくします。

⑤ お互たがいの車くるまのナンバーじゅうしょや住所なまえ、名前でんわばんごう、電話番号じこ、事故じかんの時間ばしょと場所ばしょな
どを確認かくにんします。

⑥ お互たがいの損そん害がい状じょう況きょうを確認かくにんします。

(3) 迎車げいしゃおよび客きやく様さまの乗車じょうしゃ中ちゆうの事故じこの場合ばあい

どちらの場合ばあいも、仕事しごとを中ちゆう断だんして警察けいさつに連絡れんらくする必要ひつようがあります。迎車げいしゃ

中ちゆうの事故じこの場合ばあいは、会社かいしゃに連絡れんらくし、別べつの車くるまの配車はいしやてつづ手続ききやくさまをします。客きやく様さま

の乗車じょうしゃ中ちゆうの事故じこの場合ばあいは、客きやく様さまのケガうむの有無かくにんを確認いじょうし、異常いじょうがなけれ

ば別べつの車くるまを用意よういして運はこびます。客きやく様さまは事故じこの重じゅう要ような証人しょうにんとなってい

ただくことあるため、住所じゅうしょや名前なまえ、電話番号でんわばんごう等など、連絡先れんらくさきを記録きろくしておき
ます。

2. 6 過労運転の防止等、健康管理に関する知識

1. 心身の健康状態の把握

一般的に、車の運転をするときは、閉鎖された環境の中で自制心が弱くなり、

自己中心的な行動になりやすいといわれています。特に急いだり焦ったりする

と、イライラしてスピードを出したり、乱暴な運転をしたりすることがあります。

しかし、タクシー運転者は安全に運ぶことが最大の使命です。一般の運転者がお

ちいりやすい「いそぎ・あせり・いかり」の感情を抑える必要があります。そ

のためには、自分の健康管理を適切に行い、心身の健康を常に意識しましょう。

また、会社は運転者の健康状態を確認する義務があり、運転者は点呼時に健康

状態を報告する義務があります。運行管理者が健康状態についてたずねたり、

アルコールチェックをおこなったりする場合、運転者は協力する必要があります

ます。業務前の点呼では、健康状態の報告やアルコール検知器の検査に協力

し、病気や疲労、睡眠不足、酒気を帯びた状態で運転しないようにして、安全

な運転を心がけましょう。

① 旅客自動車運送事業運輸規則「運転者の遵守事項」(第50条)

運転者は、飲酒や病気、疲労、睡眠不足などの理由で安全な運転ができな

い場合、それを会社に申し出る義務があります。

② りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく てんこう だい じょう 旅客自動車運送事業運輸規則「点呼等」(第24条)

かいしゃ じょうむ うんてんしゃ たい いんしゅ びょうき ひろう すいみんぶそく りゆう
会社は、乗務する運転者に対して、飲酒や病気、疲労、睡眠不足などの理由
あんぜん うんてん てんこじ かくにん ぎむ
で安全な運転ができないおそれがあるかどうかを点呼時に確認する義務が
あります。

2. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」は、タクシーなどの

運転者の労働時間や休息期間などの労働条件を改善するために定められ

た基準です。

■改善基準の概要〔タクシー関係〕

① 拘束時間（始業から終業までの時間）

<日勤勤務のタクシー運転者>

1か月288時間以内、1日原則13時間以内（最大15時間）

<隔日勤務のタクシー運転者>

1か月262時間以内、2暦日22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均

し、隔日勤務1回当たり21時間以内

② 休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）

<日勤勤務のタクシー運転者>

継続11時間以上を基本とし、継続9時間を下回らない

<隔日勤務のタクシー運転者>

継続24時間以上を基本とし、継続22時間を下回らない

(2) 「タクシー」^{うんてんしゃ} 運転者の「改善基準」^{かいぜんきじゆん} のポイント

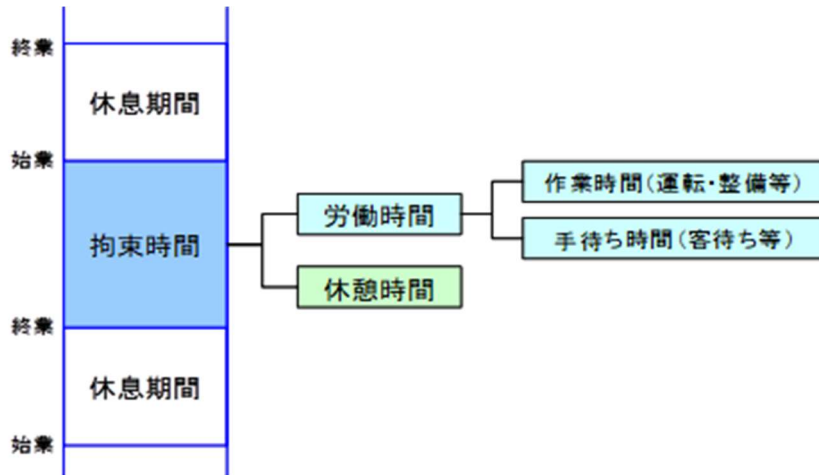
① ^{こうそくじかんおよ} 拘束時間及び^{きゆうそくきかん} 休息期間

^{しぎょうじかん} 始業時間から^{しゅうぎょうじかん} 終業時間までの時間で、^{じかん} 労働時間と^{ろうどうじかん} 休憩時間^{きゆうけいじかん}（^{かみんじかん} 仮眠時間を含む。）の合計時間を「拘束時間」といいます。

^{ごうけいじかん} 勤務と次の勤務の間で^{きんむ} 睡眠時間^{つぎ}（^{きんむ} 勤務）^{あいだ} 睡眠時間^{すいみんじかん} を含む生活時間として労働者にとって全く自由な時間を「休息期間」といいます。

^{ふく} 含む生活時間として労働者にとって全く自由な時間を「休息期間」といいます。

^{こうそくじかんおよ} 拘束時間及び^{きゆうそくきかん} 休息期間の分類



この^{こうそくじかん} 拘束時間と^{きゆうそくきかん} 休息期間について、^{きじゆん} 基準が以下のように^き 決められています。

② ^{にっきんきんむしゃ} 日勤勤務者の^{こうそくじかんおよ} 拘束時間及び^{きゆうそくきかん} 休息期間

◎ ^{げつ} 1か月の^{こうそくじかん} 拘束時間

^{げつ} 1か月の^{こうそくじかん} 拘束時間は^{じかん} 288時間以内であることが^{きじゆん} 基準です。

なお、^{きゃくさま} お客様の^{ようぼう} 要望に^{こた} 答えるために、^{しゃこ} 車庫で^{たいき} 待機して^{じゆんび} 準備しておく

しゅうろうけいたい うんてんしゃ しゃこま とう うんてんしゃ
就労形態のタクシーの運転者（「車庫待ち等の運転者」といいます）に

ろうしきょうてい かいしゃ ろうどうしゃ やくそく つく げつ
については、労使協定という会社と労働者の約束ごとを作れば、1か月の

こうそくじかん げんどう じかん えんちよう
拘束時間の限度を300時間まで延長することができます。

にち こうそくじかん きゅうそくきかん
◎ 1日の拘束時間と休息期間

にち こうそくじかん きほんてき じかんいなし さいだい じかん
1日の拘束時間は基本的に13時間以内で、最大でも15時間までとなります。

にち きゅうそくきかん きんむしゅうりようご けいぞく じかんいじょう きほん けいぞく
1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上を基本とし、継続9

じかん したまわ
時間を下回ってはなりません。

かくじつきんむしゃ こうそくじかんおよ きゅうそくきかん
③ 隔日勤務者の拘束時間及び休息期間

げつ こうそくじかん
◎ 1か月の拘束時間

げつ こうそくじかん じかんいなし きじゆん ろうし
1か月の拘束時間は262時間以内であることが基準です。ただし、労使

きょうてい ねん げつ じかん えんちよう
協定により1年のうち6か月までは270時間まで延長することができます。

れきじつ こうそくじかん きゅうそくきかん
◎ 2暦日の拘束時間と休息期間

れきじつ こうそくじかん じかんいなし かい かくじつきんむ へいきん かくじつ
2暦日の拘束時間は、22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し、隔日

きんむ かいあ じかんいなし
勤務1回当たり21時間以内です。

きゅうそくきかん きんむしゅうりようご けいぞく じかんいじょうあた つと
休息期間は、勤務終了後、継続24時間以上与えるよう努めることを

きほん けいぞく じかん したまわ
基本とし、継続22時間を下回ってはなりません。

しゃこま どう うんてんしゃ かか とくれい
◎車庫待ち等の運転者に係る特例

につぎきんむ しゃこま どう じどうしゃうんてんしゃ
【日勤勤務の車庫待ち等の自動車運転者】

- げつ こうそくじかん じかんいなし
・ 1か月の拘束時間は、288時間以内です。
- ろうしきょうてい げつ こうそくじかん じかん えんちよう
・ 労使協定により、1か月の拘束時間を300時間まで延長することが
できます。
- つぎ ようけん み ばあい にか こうそくじかん じかん
・ 次のア～ウの要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで
えんちよう
延長することができます。

きんむしゅうりょうご けいぞく じかんいじょう きゅうそくきかん あた
ア 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

にか こうそくじかん じかん こ かいすう げつ かい
イ 1日の拘束時間が16時間を超える回数が1か月について7回
いなし
以内であること。

にか こうそくじかん じかん こ ばあい やかん じかんいじょう
ウ 1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間に4時間以上
かみんじかん あた
の仮眠時間を与えること。

かくじつきんむ しゃこま どう じどうしゃうんてんしゃ
【隔日勤務の車庫待ち等の自動車運転者】

- げつ こうそくじかん じかんいなし
・ 1か月の拘束時間は、262時間以内です。
- ろうしきょうてい げつ こうそくじかん じかん えんちよう
・ 労使協定により、1か月の拘束時間を270時間まで延長すること
ができます。
- か き ようけん み ばあい げつ こうそくじかん じょうき
・ 下記のアとイの要件を満たす場合は、1か月の拘束時間を上記の
じかん じかんまた じかん じかん くわ じかん えんちよう
時間（262時間又は270時間）に10時間を加えた時間まで延長する
ことができます。

ア 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。

イ 労使協定により、2暦日の拘束時間が22時間を超える回数及び

2回の隔日勤務の平均の拘束時間が21時間を超える回数の

合計を1か月7回以内の範囲で定めること。

・上記アとイの要件を満たす場合、2暦日の拘束時間を24時間まで

延長することができます。

④ 時間外労働及び休日労働の限度

◎時間外労働の限度

時間外労働及び休日労働は、1日または2暦日の拘束時間及び1か月

の拘束時間の範囲内で行われる必要があります。

前もって、労働基準法第36条に基づいて、会社と労働者の約束ごとを決

めます。そして、その約束ごとを「時間外労働及び休日労働に関する

協定届」として、労働基準監督署に届け出る必要があります。

◎休日労働の限度

休日労働は拘束時間の上限を超えない範囲で2週間に1回までです。

⑤ ハイヤーの運転者の時間外労働

ハイヤーの運転者には拘束時間や休息期間の規制は適用されませんが、
時間外労働を行う場合は、1か月45時間、1年360時間まで会社と労働者の約束
ごとを決めておく必要があります。

(3) 「改善基準」の活用について

長時間の運転や疲労は交通事故につながるおそれがあります。安全運転のためには、改善基準に従った運行計画を守り、定められた帰庫時間を守ることが
大切です。

3. 疲労防止について

できるだけ疲れる前に休憩をとることが大切です。長時間の運転する場合は、

1時間走ったら5分間の休憩を心がけましょう。速度の出し過ぎや無謀運転の

繰り返しは、精神的疲労を高めますからやめましょう。

【肩がこった】



肩の力を抜いてしばらく休む。肩の上げ下げを繰り返す。肩をよくもむ。

【首すじが疲れた】



握りこぶしか平手で左右のすじをたたくか、手のひらでよくもむ。

ねむ
【眠くなった】

軽い体操



そと で やす つめ の ぜんしん きんにく うご たいそう
外に出て休む。冷たいものを飲んだり、全身の筋肉を動かす体操をする。

こし いた
【腰が痛くなった】



ざせき たお こし の やす しゃがい で こし からだ の
座席を倒し、腰を伸ばして休む。車外に出て、腰をたたいたり、体を伸ばす。

め つか
【目が疲れた】



にぎ ひたい くび かる つめ みず かお あら つめ
握りこぶしで額や首すじを軽くたたく。冷たい水で顔を洗ったり、冷たいタオル

め あ こうかてき
ルを目に当てるのも効果的。

2. 7 飲酒運転に関する知識

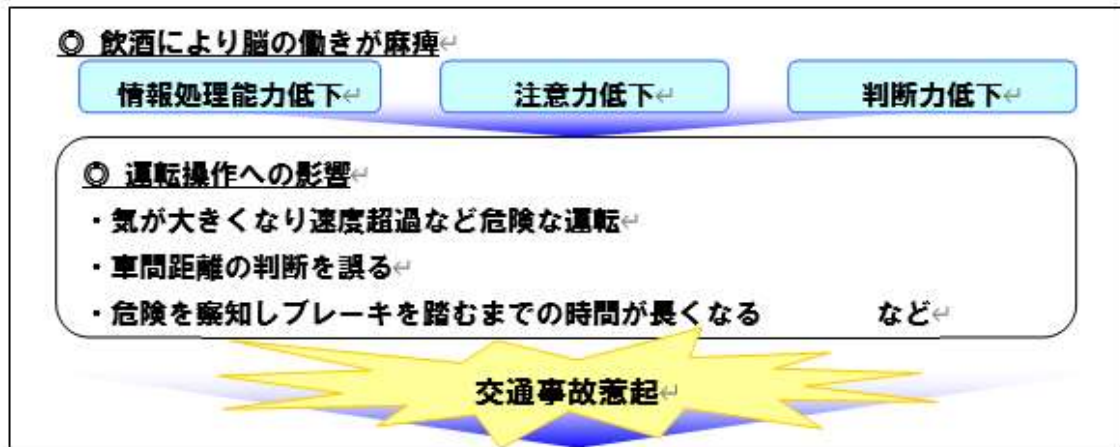
1. アルコールが運転に及ぼす影響

飲酒運転は、お酒を飲んで車を運転することです。お酒を飲むと、脳の働きが麻痺してしまいます。すると、顔が赤くなったり、話が多くなったり、視力が悪くなったりします。さらに、脳の活動がうまくコントロールできなくなるので、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。そのため、お酒を飲んでいると、運転に必要な情報処理能力や注意力、判断力が低下してしまいます。その結果、速度オーバーなどの危険な運転をして、事故につながる可能性が高くなります。

また、アルコールの程度が軽いお酒でも運転に影響が出ることがあります。

酒の強さに関係なく、お酒の影響を受けることがあり、酒に強いからといってアルコールによる影響を受けることが少ないわけではありません。特に、酒に強い人は自分が酔っていないと思いがちなので、多くのお酒を飲んでも大丈夫だと思ってしまうことがありますから注意しましょう。

いんしゅうんてん きけんせい
■ 飲酒運転の危険性



さんこうぶんけん
参考文献：

かがくけいさつけんきゅうじょうこうつうあんぜんけんきゅうしつ ていのうど うんてんそうさとう あた
・ 科学警察研究所交通安全研究室「低濃度のアルコールが運転操作等に与える

えいきょう かん ちょうさけんきゅう
影響に関する調査研究」

こうえきざいだんほうじんこうつうじ こ そうごうぶんせき うんてん あた えいきょう
・ 公益財団法人交通事故総合分析センター「アルコールが運転に与える影響の

ちょうさけんきゅう
調査研究」

2. 飲酒運転の厳罰化

2007年6月15日に道路交通法が改正され、飲酒運転に対する罰則が強化され、

飲酒運転をした人に対する罰則が厳しくなりました。さらに、飲酒運転をした人

に車やお酒を提供したり、一緒に乗った人も罰せられることになりました。

運転者本人への対策の推進

■ 飲酒運転等に対する罰則を引上げ

改正前	
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
飲酒検査（呼気検査）拒否	30万円以下の罰金



改正後	
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒検査（呼気検査）拒否	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

うんてんしゃ しゅうへんしゃ たいさく すいしん
 運転者の周辺者への対策の推進

いんしゅうんてんほうじょこうい たい ぼっそく せいび
 ■飲酒運転幫助行為に対する罰則の整備

		酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがある者に対し	
		車両を提供する	酒類を提供する
運転者本人が	酒酔い運転の場合	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転の場合	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら
自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する	
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

3. 飲酒から運転までの時間





(1) 飲酒から数時間後の運転の多さ

NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会の分析によると、飲酒運転で摘発されるのは、お酒を飲んだ後、数時間からひと晩たってから運転している人が多いことがわかりました。例えば、お店で飲んだ後に6時間眠ってから運転したり、旅行先で飲酒し9時間後の翌朝に運転して摘発されるなどです。

(2) お酒が分解される速さ

翌日に運転する場合は、お酒の量を抑えなければいけません。お酒が体内で分解される速さは体重によって違います。普通、体重1キロにつき1時間でアルコールの0.1グラムが分解されるといわれています。例えば、体重が60kgだと、1時間で6gのアルコールが分解されます。次に掲げる酒の量は、体重60kgの人が体内で分解するのに3～4時間かかる量です。ビール中びん3本のアルコールを飲んだ場合、体重60kgの人では9時間以上かかることとなりますから注意が必要です。

■ 体重 60 kg の人が体内で分解するのに 3~4 時間かかるアルコールの量

<p>ビール (アルコール約 5%)</p>  <p>中びん 1本 (500ml)</p>	<p>日本酒 (約15%)</p>  <p>1合 (180ml)</p>	<p>ウイスキー (約43%)</p>  <p>ダブル 1杯 (60ml)</p>
<p>ワイン (約12%)</p>  <p>小グラス 2杯 (200ml)</p>	<p>チューハイ (約15%)</p>  <p>1合 (180ml)</p>	<p>焼酎 (約25%)</p>  <p>コップ半分 (100ml)</p>

出典：NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会ホームページ

4. アルコール依存症^{いぞんしょう}について

(1) アルコール依存症^{いぞんしょう}とは

アルコール依存症^{いぞんしょう}とは、お酒^{さけ}を飲む^のことが強い習慣^{つよ しゅうかん}となり、自分の意志^{じぶん いし}で飲酒^{いんしゅ}をコントロールできなくなる病気^{びょうき}です。アルコール依存症^{いぞんしょう}は回復^{かいふく}可能な病気^{かのう びょうき}であり、早期^{そうき}に治療^{ちりょう}を受けるほど回復^{かいふく}の可能性^{かのうせい}が高^{たか}くなります。

アルコール依存症^{いぞんしょう}の疑い^{うたが}がある場合^{ばあい}は、専門^{せんもん}の機関^{きかん}に相談^{そうだん}しましょう。

(2) アルコール依存症^{いぞんしょう}の診断基準^{しんだんきじゆん}

【診断^{しんだん}ガイドライン】

アルコール依存症^{いぞんしょう}の診断基準^{しんだんきじゆん}は、次の項目^{つぎ こうもく}のうち3つ以上^{いじょう どうじ}が同時に存在^{そんざい}する^{ばあい}場合に、依存症^{いぞんしょう}と診断^{しんだん}されます。

(a) お酒^{さけ}を飲みたい^のという強い欲望^{つよ よくぼう}や強迫感^{きょうはくかん}

たとえば、次のようなことです。

- ・仕事^{しごと}が終わるとすぐ^おに飲みにいきたい^のと考える^{かんが}。
- ・家^{いえ}にはいつもお酒^{さけ}を用意^{ようい}しておかないと不安^{ふあん}になる。
- ・他のこと^たでは外出^{がいしゅつ}するのが面倒^{めんどう}でも、お酒^{さけ}を手^てに入れるためなら積極的^{せっきよくてき}に出かける^で。
- ・仕事^{しごと}が終わってから帰宅^{きたく}するまでの間^{あいだ}にがまんできず^{くるま}に車^{なか}の中で飲^のんだり、隠^{かく}れてこっそり飲^のむようになる。

(b) 飲酒を制御することが困難であること

たとえば、次のようなことです。

- ・今日はやめておこうと思っても飲んでしまう。
- ・「一杯だけ」と決めて飲み始めたはずなのに、結局は自分の決めた量以上のお酒を飲んでしまう。
- ・翌日にお酒が強く残ってしまうほど飲む。
- ・身体に異変がおきるまで飲んでしまう。
- ・医師から禁酒や節酒を指導されても、守ることができない。

(c) 禁酒をしたり飲酒量を減らしたときに起きる離脱症状

離脱症状とは、お酒を飲むことによって脳の神経が抑制された状態が

普通になってしまっているために、それが抜けていくときに生じるさまざま

な神経の興奮状態のことです。たとえば、次のようなことです。

- ・イライラして落ち着かない感じがする。
- ・汗をかいたり微熱が出る。
- ・心臓の鼓動が速くなったり、足のつりや不眠症、手や指の震えなどが現れる。
- ・アルコール依存症が進行している場合には、全身が大きく震えたり、幻覚

もうそう お
や妄想が起こることもある。

(d) お酒の量が極端に増える

アルコール依存症の人は、長い間 お酒を飲んでいると、それまでと同じ量
では酔わなくなってしまうことがあります。そのため、だんだんと飲酒量が
増えていきます。普通は飲めないような大量のお酒を飲むことがあります。

(e) お酒のために、それにかわる楽しみや興味を次第に無視するようにな
り、お酒を飲んでいる時間や、その効果からの回復に要する時間が長
くなる

たと つぎ
例えば、次のようなことです。

- ・ お酒を飲むために、家族との時間や会話が減ってしまう。
- ・ 外出するときも、お酒を飲むことが優先される。
- ・ お酒を飲む時間が長くなり、他のことに時間を使うことができなくなってしまう。
- ・ 休日は二日酔いで寝ていることが多くなる。

(f) 明らかな有害な結果があるにもかかわらずお酒を飲み続ける

有害な結果とは、例えば、次のようなことです。

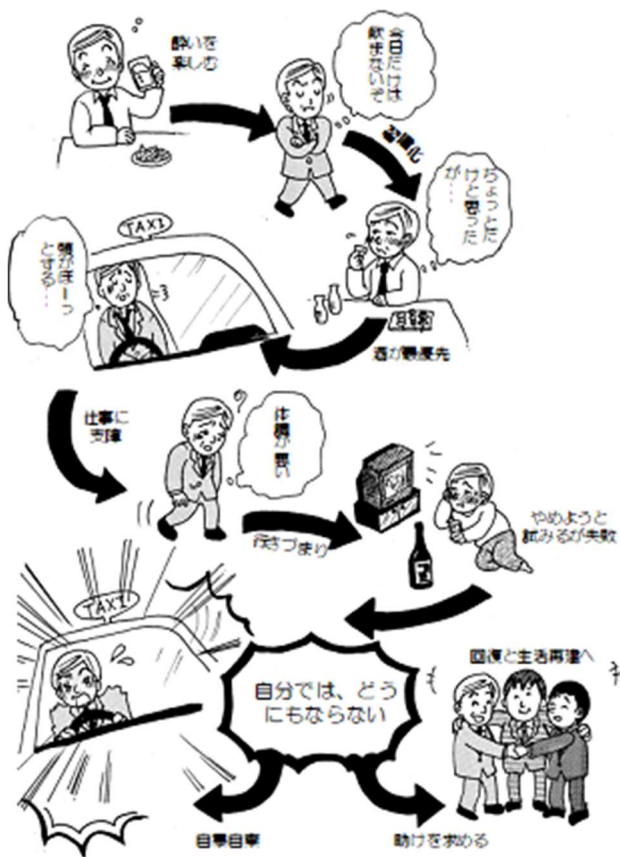
- ・お酒を飲むことで、肝臓病や高血圧、糖尿病、心臓病など病気になる。
- ・悲しい気持ちが増えたり、家族とのトラブルが起きたりする。
- ・周りの人々から信頼を失う。
- ・飲んだ後に車を運転することなどの法律に違反する行動をする。
- ・仕事などでトラブルが起きる（急に休む、遅刻する、人間関係の問題が起きたりする）。
 - ・お金のトラブルが起こる。

(3) アルコール依存症の進行プロセス

アルコール依存症は、進行性の病気であり、段階的に悪化していきます。アル

コール依存症の状態を示す診断基準に該当する項目が複数ある場合は、早めに

専門の機関で治療を受けることが重要です。



しゅってん ほうじん やくぶつもんだいぜんこくしみんきょうかい
 出典：NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会ホームページ

だい しょう せつ ぐう
第 3 章 接 遇

3. 1 接客編の目的

接客編では、タクシー運転者としてお客様に対する接客（接客の考え方やマナー、具体的なおもてなし方法）の方法について学びます。目的は、すべてのお客様に満足してタクシーを利用してもらうことです。

タクシーは、電車やバスと違って乗り換えや階段を上り下りする必要がなく、目的地までスムーズに移動できる交通手段です。また、個別にお客様を運ぶことができるのもタクシーの特徴です。お客様は、このような快適で便利な移動手段を利用する代わりに、他の交通手段より高い運賃を支払います。このことをわすれずに、運賃に見合ったサービスを提供して、おもてなしをしましょう。

また、高齢者や障害者、子供連れのお客様などには、特別な接客が求められます。すべてのお客様が不快な思いをせずに気持ちよく利用してもらうためには、それぞれの人が必要とする接客を学んで実践する必要があります。

ここでは、接客の基本となる態度や言葉づかい、身だしなみ、車内の清掃や取り扱いに関する基礎的な知識を確認し、さらにタクシーの仕事中に起こりやすい問題についても確認します。また、障害のある人など特に接客に気をつけるお客様に関することも学びます。最後に、苦情の例を考えることで、問題のある接客とはどんなものかを考え、良い接客の方法を身につけましょう。

3. 2 ^{せつきやく}接客についての^{きほんてき}基本的な^{こころ}心がけ

1. ^{ことば}言葉づかいや^{たいど}態度

タクシーは、^{こしつ}個室の中で^{なか}後ろ向きになって、^{うし}お客様と^む接する^{きやくさま}特殊な^{せつ}仕事です
から、^{ことば}言葉づかいが^{たいせつ}とても^{けんきよ}大切です。いつも「^{けんきよ}謙虚」で「^{ことば}ていねい」な^{ことば}言葉づか
いを^{こころ}心がけて、^{せい}誠意^もを持って^{たいおう}対応^もしましょう。

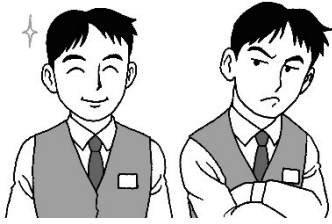
タクシー^{うんでんしゃ}運転者の^{ことば}言葉づかいや^{たいど}態度^{たいせつ}で^{きやくさま}大切な^{かんしゃ}ことは、^{きも}お客様に^{きも}感謝の^{きも}気持ち
が^{つた}伝わる^{えがお}ことです。^{こころ}笑顔で^{たいおう}心の^{かなら}こもった^{かんしゃ}対応^{きも}を^{つた}すると、^{かなら}必ず^{かんしゃ}感謝の^{きも}気持ち^{つた}が^{つた}伝
わります。^{きやくさま}お客様が^{はな}話しかけて^{へんじ}いるのに^{みじか}返事^{きより}を^{きより}しな^{きより}かったり、^{きより}短い^{きより}距離の^{きより}
^{じょうしゃ}乗車^{ふかい}に^{たいど}不快な^{たいど}態度^でをと^でったり^ですると、^でクレーム^でが^で出る^でことがあります。^でそれは、
^{きやくさま}お客様^{かんしゃ}への^{きも}感謝^{わす}の^{わす}気持ち^{わす}を^{わす}忘^{わす}れて^{わす}しま^{わす}った^{わす}から^{わす}です。

<^{きやくさま}お客様に^{こうかん}好感^よ(^{いんしょう}良い印象)^{あた}を^{たいど}与^{たいど}える^{たいど}態度>

○^{はじ}初めて^あ会う^{としうえ}年上^{ひと}の人^{たい}に対する^{けい}ような^い敬意^もを持つ^{きも}気持ち。

○^{ことば}言葉^{かんけつ}は^{はな}はっきりと^{へんじ}簡潔^{あか}に^{あか}話し、^{あか}返事^{あか}は^{あか}明るく。

○^{した}親しみ^{れいぎ}や^{わす}礼儀^{わす}を^{えがお}忘れ^{おうたい}ずに、^{えがお}笑顔^{おうたい}で^{おうたい}対応。



きやくさま ふかいかん わる いんしょう あた たいど
<お客様に不快感（悪い印象）を与える態度>

の たいど
○「**かせてやっているんだ**」という態度。

はな たいど
○できるだけ話したくないという態度。

えがお らんぼう ことば
○笑顔がなく、**乱暴な言葉づかい**。

2. 服装、身だしなみ

清潔な身だしなみは、仕事をする上でとても大切なことです。お客様に不快感や

嫌悪感を与えるような不潔な服装やだらしない服装は、タクシーのような接客の仕事には合いません。

服装や身だしなみから、運転者の人柄が判断されることもよくありますから、一目見ただけで信頼や安心を感じられるような、清潔できちんとした服装を心がけましょう。

【運転者が心がける身だしなみ】

○清潔なワイシャツとネクタイ、上着、靴を着用すること

○ひげを剃り、髪の手入れをすること

○臭いにも気をつけること

○派手な化粧やマニキュアは避けること

【お客様に嫌がられる運転者の身だしなみ】

○フケだらけで乱れた髪や伸びたひげ

○汚れたり、ほころびたりしている上着

○サンダルやスリッパの使用

○濃い色のサングラスの使用

○タバコの臭いがすること

(※乗る前に鏡を見て身だしなみを確認しましょう)

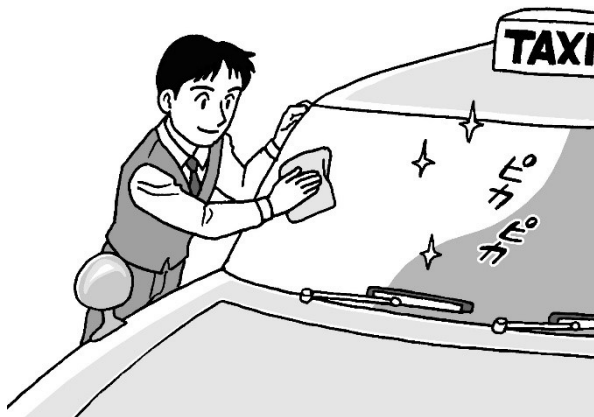


3. クルマの清掃

人はきれいなものが好きです。お客様は自分が乗るタクシーができるだけきれいであってほしいと思っています。お客様から信頼や安心を得るためには、タクシーをきれいに掃除することがとても大切です。そして、きれいなタクシーであるほど、お客様も汚さないように気をつけるでしょう。普段からタクシーの手入れをしていれば、お客様が気持ちよく乗ってくれるだけでなく、運転者自身もタクシーを大切に思えるようになります。

【タクシーの清掃チェックリスト】

- 窓ガラスは、ほこりや油をふき取って、いつも明るく。
- ボディーの塗装部分は水アカをとり、ワックスでみがいて、ホコ리를払う。
- マット・シートに泥や紙くずなどがついていないか確認しよう。
- リア（後ろの棚）やダッシュボードのホコリは取っておこう。
- 可動部品はよく注油しておこう。



3. 3 せつぐう かん き そちしき 接遇に関する基礎知識

1. あいさつと乗車の手順 じょうしゃ てじゆん

(1) 乗車時のあいさつと心がけ じょうしゃ じ こころ

あいさつと乗車時の状況確認はサービスの第一歩
じょうしゃ じ じょうきょうかくにん だいいっぽ

のとき じょうしゃ
・乗る時に「ご乗車ありがとうございます。〇〇タクシーの△△です」と
きも
気持ちよくあいさつしましょう。

ていしゃ はじ きやくさま じょうきょう かくにん
・停車したときからサービスが始まっているので、お客様の状況を確認
てにもつ じょうきょう お あ
します。そして、手荷物の状況によって、クルマを降りてドアの開け
し にもつ あず てつだ きやくさま あ
閉めと荷物をトランクにお預かりするお手伝いをします。お客様に合
うご お じこ お
わせて、ドアが動かないように押さえたり、事故が起こりそうになった
そな みまも あんぜん じょうしゃ てつだ
ときに備えて見守るなど、安全に乗車されるお手伝いをしましょう。

(2) 行き先、コースの確認 ゆ さき かくにん

「行き先」や「コース」の確認は、タクシーの仕事の基本
ゆ さき かくにん しごと きほん

きやくさま ゆ さき き い
・お客様に「どちらまでですか？」と行き先を聞いて、「〇〇へ」と言わ
い かえ
れたら、「はい、かしこまりました〇〇ですね」と言い返しましょう。

で い ぐち ふくすう ばあい くわ
・出入り口が複数ある場合は、「〇〇のどのあたりでしょうか？」と詳しい

ばしょ かくにん
場所を確認しましょう。

・そして、「どのコースを通りましょうか？」とコースを確認して言い返しましょう。

なが きょり ばあい
・長い距離の場合は、コースをメモしておくとい良いでしょう。



(3) 運賃メーターの操作

うんちん ゆ さき かくにん ご じっしゃ ちんそう もくてきち
運賃メーターは、行き先、コースの確認後に「実車（賃走）」、目的地
つ しはらい
に着いたらすぐに「支払」に

ゆ さき かくにん あと うんちん じっしゃ ちんそう そうさ
・行き先とコースを確認した後に、運賃メーターを「実車（賃走）」に操作
しず はっしん
して、静かに発進します。

もくてきち つ うんちん しはらい そうさ
・目的地に着いたらすぐに運賃メーターを「支払」に操作します。

そうさ とき ちゅうい お まちが お わす
・操作する時は注意して、押し間違えたり押し忘れたりしないようにしましょう。

（4）^{しはらい てじゆん} 支払の手順

^{うんちん} 運賃は^{つた}はっきり^{せん せいかく わた}伝えて、^{かんしゃ きも}つり銭は正確に渡して、感謝の気持ちを^{きも}こめて^{きゃくさま おく だ}お客様を送り出しましょう。

・^{もくてきち つ}目的地に着いたら、「^まお待たせしました。^{うんちん えん}運賃は〇〇円です」とお客様^{きゃくさま}に運賃を確認してもらいます。

・「はい^{えん あず}〇〇円お預かりしました」や「^{えん かえ}〇〇円のお返しです」と言って、正確^{せいかく}にお釣りを渡しましょう。^{つ わた}領収証^{りょうしゅうしょう ひつよう ばあい いっしょ わた}が必要な場合は、一緒に渡します。

・^{わす もの}「お忘れ物はございませんか？」や「^{かんしゃ}ありがとうございます」と感謝の^{きも}気持ちをこめてお客様を送り出しましょう。



(5) 乗車中の会話

・車内での会話は、「疲れていて話したくない」や「上機嫌でしゃべりたい」な

ど、お客様の気持ちをくみとって、それに沿うようにします。

・言葉づかいや表現に気をつけて、誠意を持って話しましょう。

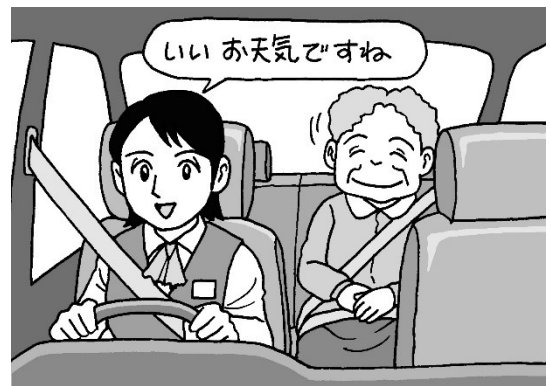
・プライバシーに配慮して、お客様の個人的

な話題などはしないようにしましょう。

・お客様に好感を持ってもらえる言葉づかい

は、「簡潔」で「要領を得た」「ていねい」な
ものです。

以下はタクシーの代表的なあいさつです。



【お客様から好感（良い印象）を持たれる言葉】

<乗車時>

○どちらまでお送りしますか？

○はい、かしこまりました。〇〇までですね。

<降車時>

○お待たせいたしました。

○ありがとうございました。

○お忘れ物はございませんか？

○いってらっしゃいませ、お気をつけて。

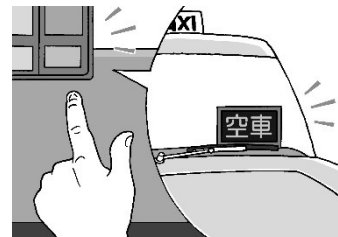
2. メーター^{あつか}の扱い

(1) 空車^{くうしゃ}

「空車」を表示しているときは、^{うんそう} 運送の^{もうこ} 申し込みを^{ことわ} 断ることができません

- ・「空車」という表示は、^{きやくさま} お客様を^{はこ} 運ぶの^{うい} を受け入れることを意味しますから、^{きほんてき} お客様が^{ことわ} 申し込んできたなら、基本的に断ることはできません。

- ・^{せいとう} 正当な理由がないのに^{もうこ} 申し込みを断ると、^{ほうりつ} 法律に違反することになり、^{ばつ} 罰せられます。

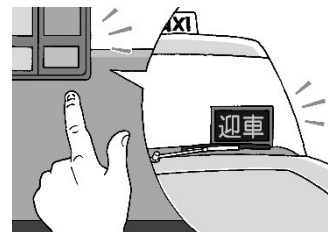


(2) 迎車^{げいしゃ}

「迎車」を表示しているときは、^{うんそう} 運送の^{もうこ} 申し込みを^{ことわ} 断ることができます

- ・「迎車」という表示は、^{きやくさま} お客様を^{むか} 迎へに行く^い 途中である^{とちゆう} ことを意味します。お客様を運ぶのは^{もうこ} 申し込み順^{じゆん} なので、^{とちゆう} 途中で^{べつ} 別の^{もうこ} 申し込みは^う 受けられません。

- ・^{げいしゃ} 迎車のための^{かいそうりようきん} 回送料金は、^{げいしゃひようじ} 迎車表示することにより^{いってい} 一定の^{げいしゃりようきん} 迎車料金が^き メーター^{ひようじ} 器に表示されます。



(3) 実車 (賃走)

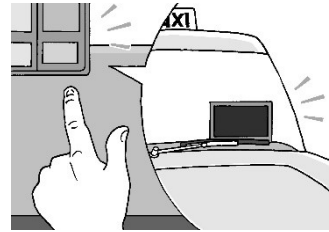
「実車 (賃走)」の表示は、運送を引受けているという意味

・お客様を運んでいるときに「実車 (賃走)」と表示します。

・距離に応じて料金が計算されるため、出発す

るときにメーターを「実車 (賃走)」に設定し、

目的地で停車したらすぐに「支払」に切り替えます。



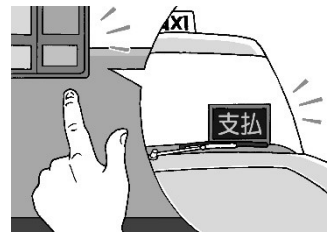
(4) 支払

「支払」の表示は、運賃の收受をしているという意味

・「支払」という表示は、料金を受け取っていることを意味します。

・目的地に運び終えたら、すぐにメーターを

「支払」に切り替えます。



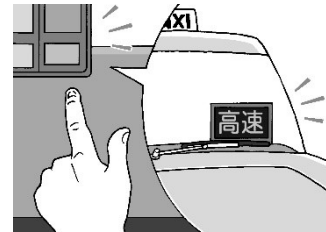
(5) 高速

「高速」の表示は、一般道路との分岐点で操作



- ・ 高速道路に入るときは、一般道路との分岐点で「高速」と表示し、高速道路から一般道路に出るときも同じく分岐点で表示を解除します。

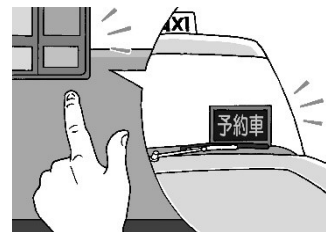
※一般道路との分岐点とは高速道路の料金所ではなく、一般道路と高速道路の境界のことで



(6) 予約車

「予約車」の表示は、待機する場合に使用

- ・ お客様の都合で待機する場合や、迎車のときでお客様を確認してから待つ場合に「予約車」と表示します。



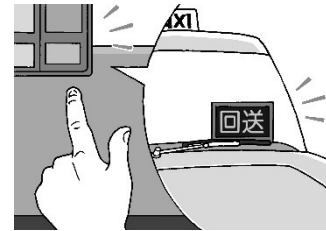
(7) 回送

「回送」を表示しているときは、申し込みを断らなければなりません

・「回送」という表示は、食事や休憩、燃料補給、乗務終了などにより、

車庫へ車を戻すなど、お客様を運ぶことができ

ない場合に表示します。これ以外の場合には表示してはいけません。



3. ラジオ、エアコンの扱い

ラジオ・エアコンは、お客様の好みに応じて操作

・ラジオは切っておくか、お客様が希望する場合にスイッチを入れて、好

きな局にして音量を調整します。

・エアコンは、風が直接当たらないようにしたり、温度が快適かを確認します。

・閉め切ったままの車内は空気が汚れてしまうので、においがこもらないように換気にも気を付けましょう。



4. 釣銭、領収証の扱い

釣銭は、トラブルや苦情の原因になりやすい

- ・お金を受け取ったら、「1,000円お預かりします」などと声に出して確認します。
- ・お釣りは十分に用意して、間違いなくお渡しします。
- ・視覚障害者や高齢者（特に夜間など）のお釣りは、お金の種類ごとに「千円が2枚、500円が1枚、10円が3枚」のように確認しながら手渡します。
- ・領収証の必要なお客様には、こころよく発行しましょう。

5. ドアの扱い

ドア開閉による事故に注意

- ・ドアを開けるときは、後ろから二輪車や自転車などが来ていないか確認します。
- ・ドアを閉めるときは、手や足、衣服、持ち物などをはさんだりぶつかりしないように確認します。
- ・特に、幼児や和服を着た女性が乗り降りするときは、身体や衣服を傷つけないように気をつけましょう。



6. タクシー運転者の毎日の心がけチェックリスト

お客様に気持ちよくタクシーを利用してもらえるよう、タクシー運転者は次の

点に毎日心がけましょう。

① 出庫前の心がけ

明るく・元気に・さわやかなスタート

清潔な服装と身だしなみを確認

車両はいつもきれいに清潔に保つ

日常点検の確実な実施

運転者証の正しい表示とタクシーカードの補充

② 営業中の心がけ

安全運転こそ最高のサービス

短い距離のお客様も大切に

お客様感謝の気持ちで、言葉づかいなど節度ある対応をする

身体障害者や高齢者、妊産婦や病人などに対する優しい対応

メーターや高速道路料金を正しく扱う

定められた休憩をとる

目的地に到着したら

駐車場所の確認

料金メーターの確認

あらかじめ釣り銭の用意と計算間違いをしないこと

ドアの扱い（開閉事故に注意）

忘れ物の注意喚起と確認

領収証をこころよく発行する

③ 乗務前の心がけ

十分に休養をとり、健康管理に努める

3. 4 タクシー運転者として特に身につけておきたい知識

1. 乗車拒否について

乗車拒否とは、「駐停車中やお客様を認めて停車や徐行をおこない、お客様からタクシーに乗る申し込みを受けてから、正当な理由がなく、タクシーに乗せることを断る」、ことや「タクシーでお客様を運び始めてから正当な理由がなく、これを中断すること」をいいます。公共の輸送機関であるタクシーが、正当な理由もなく乗車拒否をすることは法律で禁止されており、乗車拒否をすれば罰せられます。

お客様の行き先が短い距離であったり、車をUターンさせるのが面倒だからという理由でお客様を選別することはできません。

ただし、正当な理由がある場合は乗車を拒否することができますが、その理由を説明する義務があります。

タクシー運転者が法律に従ってお客様の乗車を拒否することができる場合は、次のような場合です。

(1) 運送の申し込みが、道路運送法により認可を受けた運送約款によらないものであるとき

れい
例)

にんかうちんいがい うんちん
・認可運賃以外の運賃によるもの

あんぜん はこ じょうむいん しじ したが
・安全に運ぶための乗務員の指示に従わないもの

(2) 運ぶために必要な設備が車にないとき

れい
例)

しゃない はい にもつ
・車内やトランクに入らない荷物があるとき

しゃない い うんてん ししょう
・車内に入れることはできても、それによって運転に支障があるようなとき

じょうしゃていいん こ
・乗車定員を超えるとき



(3) お客様に特別な負担を求められたとき

例)

- ・ 高速道路、フェリーなどの料金の支払いをお客様から強制されたとき
- ・ 現金や会社が使える有効なチケット以外の支払いを求められたとき
- ・ 遠く離れた場所へ運ぶことを求められたとき



(4) 運送が法令や公共のルールなどに反する場合

例)

- ・ 道路交通法上の停車禁止、一方通行などに違反するとき
- ・ 入庫、燃料補給、食事、休憩などのために回送を必要として、回送板を掲出しているとき
- ・ その運送を引き受けることにより、定められた乗務時間または乗務距離を越えることとなるとき
- ・ 運送の申し込みに際し、暴行や威嚇などがあつたとき
- ・ 賭博場、売春宿などの風俗に反する場所への案内を求められたとき

(5) 天災などのやむを得ない事情で運送ができないとき

(6) お客様が車内で法律や公共のルールに反する行動をするとき、タクシー

運転者は、それを止めたり必要な指示することができるが、お客様がこ

れに従わないとき。



(7) 物品の持込制限

例)

・お客様が法令による制限(数量、荷造方法)を超えた火薬類、揮発油、

有毒ガス発生物質などの危険物類を携行しているとき

(8) 泥酔や不潔な服装をした人であって、他のお客様の迷惑となる人

例)

・行き先をはっきり言えない人

・自分で歩くことがむずかしい人

・車内を汚すおそれがある人

・不潔な服装で車内をひどく汚すおそれがある人

(9) お客様が介添人のいない重病者であるとき

(10) お客様が法令で定められた感染症の患者や新たな感染症の所見のある人
の場合

2. 手荷物を持っているお客様への対応

ゴルフバッグやスーツケースなど、たくさんの荷物を持っているためタクシーを利用するお客様もいます。そのときは、お客様が荷物をトランクに入れるのを手伝ってあげましょう。お客様が荷物を運ぶのに苦労しているのを見てもぬふりをしないようにしましょう。

ただし、タクシーに持ち込むことができないものもありますから、それについては旅客自動車運送事業運輸規則第52条「物品の持ち込み制限」（法令編P29）を参照してください。



3. タクシーでの忘れ物の取り扱い

タクシー内の忘れ物を防ぐため、お客様が降りるときに「忘れ物はありませんか」と声をかけることが重要です。また、運転者自身も後部座席をよく確認して、忘れ物がないようにすることもサービスのひとつです。

<参考>忘れ物の処置

(1) 運転者が見つけた場合

忘れ物は、すぐに会社に持ち帰ります。

(2) お客様が見つけた場合

必ず、預かり書(ものを受け取ったことを明らかにしておく書類)

を渡して、お客様の住所や氏名、連絡先を記録します。会社に届

ける前に忘れ物の持ち主がわかった場合は、すぐに会社に連絡し

てから処理します。

4. 地理に詳しくない場合の対応

タクシー運転者が地理に詳しくないと、お客様から苦情を受けることがあります。職業としてタクシーの仕事をするからには、地理の知識をしっかりと身につけることが大切です。地理に詳しくなくても、地図で調べたり営業所に連絡して情報を得たり、お客様に教えてもらうなど、努力をしてお客様を目的地まで運ばなければなりません。ただし、「何もしないでお客様に聞けばいい」といういい加減な考えは、プロの運転者としては成り立ちません。

5. クレジットカードなど現金以外の支払いへの対応

現在はキャッシュレスの時代で、現金を持たずにクレジットカードや電子マネーで支払う人が増えました。タクシーでもクレジットカードやタクシーチケットを使える会社もあります。取扱い可能な決済方法と取扱い要領が定められていますので、正確に取り扱えるようにしましょう。

6. お客様が眠ったときの対応

お客様が途中で眠ってしまうこともありますので、タクシーに乗るときに

目的地やコースなどを確認を忘れずにおこなしましょう。

・特に遠い距離を運ぶ酔ったお客様が目的地に近づいてもまだ眠っている

場合は、むやみに走らず交番や警察署に事後処置をお願いしましょう。

・眠っているお客様を起こすときは、「財布がなくなった」などのトラブルに

なるから、からだに触れてはいけません。



7. クルマに弱いお客様への対応

クルマに弱いお客様（気分が悪くなったり吐きそうになるなど）には、いったん停止したり、ゆっくり走ったり、窓を開けたりして親切に対応しましょう。

・お客様の気分が悪くなって吐きそうになった場合は、安全な場所に停車し

て、お客様が外に出て回復するのを待ちます。エチケット袋を用意しておくこともひとつの方法です。

・吐いて車内を汚されても、文句を言ったり掃除代などの不当な請求をすることはできません。

8. お客様とのトラブルの処理

トラブルの原因が、タクシー運転者の「荒れた行動」「運転」「言葉づかい」にある場合があります。自分からトラブルの原因をつくらないようにしますが、もしもトラブルとなってしまったら、「無用の議論を避け」「寛大」「冷静」に、「誠意を持って」対応しましょう。

解決困難と思われたときは、警察官などの第三者に仲裁を頼んで解決にあたりましょう。

9. お客様から無理を言われたとき

いほう うんてん だんごうりょうきん た む り い じじょう せつめい
違法な運転や談合料金、その他無理を言われたときは、事情をよく説明して

りかい もと
理解を求めましょう。

10. 急病人の取り扱い

きゅうびょうにん と あつか
急病人は基本的に救急車で運ばれますが、状況によってはタクシーで

はこ もと しんみ おう
運ぶことを求められることがありますから、親身になって応じましょう。

きやくさま たいおう しんちょう じょうきょう てきせつ はんたん たいしょ
お客様への対応は慎重におこない、状況を適切に判断して、すばやく対処

ひつよう つぎ てん き
する必要があり、次の点に気をつけましょう。

ほ ご し ゃ かいぞえにん どうじょう
・保護者や介添人に同乗してもらう。

ひつよう おう じょうこう て だす
・必要に応じて乗降のときに、手助けをする。

びょうにん じょうたい そうこう
・病人の状態により、走行スピードをコントロールする。

うんそうちゅう きやくさま たいちょう とつぜんわる ばあい たいおう よわ
※運送中にお客様の体調が突然悪くなった場合の対応は、「7. クルマに弱い

きやくさま たいおう せつぐう さんしょう
お客様への対応（接遇P194）」を参照してください。

1 1. 運送を断らないための心得

「空車」表示で走っているときは、お客様を運ぶことを引き受けることを意味しています。お客様から運送の申し込みがあったときに、首をかしげたり嫌な顔をすると、運送の引受けを拒否したのではないかと誤解されます。

1 2. 途中で降車を求める必要がある場合

お客様が乱暴だったり、お金がない、その他正当な理由がありお客様に降車を求めるときは、警察官などの第三者の立ち会いのもとでおこない、のちに争いが起きた場合に証言できるように、その第三者の氏名や連絡先を聞いておきましょう。

1 3. 故障したときの対応

お客様を運んでいる途中で車が故障した場合は、事情をよく説明して修理が終わるまで待ってもらるか、代わりのタクシーを手配しなければなりません。

1 4. 事故が起きた場合の対応

お客様の乗車中に事故が起きたら、まずお客様がケガをしていないか確認し、ケガがなければ代わりのタクシーを手配して運送を続けます。そのときには、後で具合が悪くなったり、事故の重要な証人になってもらうこともあるので、氏名や連絡先を記録しておきましょう。((交通事故の場合の措置(安全P143)参照)

15. 有料道路を使う場合

有料道路を使う場合は、あらかじめお客様の了解を得る必要があります。

了解を得ずにうっかり有料道路に入って迂回走行になったり、運賃トラブル

にならないように注意しましょう。

16. Uターン禁止などの場所の対応

お客様に指示された走行経路が、Uターンや右折・左折禁止など交通ルール

に違反する場合は、事情をよく説明して適切な場所でUターンや迂回すること

を了解してもらってから進行しましょう。

17. 交差点などの駐停車禁止の場合

交差点や横断歩道など、道路交通法で駐停車禁止になっている場所では、お

客様から求められた乗車や降車であっても法令に違反することになります。

このような場合は、事情をよく説明して駐停車禁止以外の安全な場所で乗り降

りするようにします。十分に事情を説明しないでお断りすると、接客業とし

て適切さを欠くだけでなく、乗車拒否を問われる場合もあります。

18. 酔ったお客様の場合

正当に乗車を拒否できるほどお客様が酔っているかどうかを正確に判断するのはむずかしいことです。ひどく酔っていても「自分は酔っていない」と主張して争いになることもあります。運送の引受や継続がむずかしい場合は、警察官などの第三者の立ち会いのもとで降車を求めます。

19. 営業区域の対応

営業区域の中か外かを判断するのはむずかしい場所もあります。地図などを使って間違いのないようにしましょう。営業区域外まで運送した場合は、お客様が降りた後はすぐに営業区域内に戻りましょう。

20. 犯罪防止に向けて

(1) 運行前に「防犯灯」「無線機」なども点検します。

(2) お客様が不審な行動を見せた場合は

① 防犯灯を点灯して周りに知らせる

② 無線で基地局に合言葉などにより連絡する

③ 道路の確認を装い、最寄りの警察署や交番に車を寄せて「警察への

連絡カード」などを見せて対処を求める。

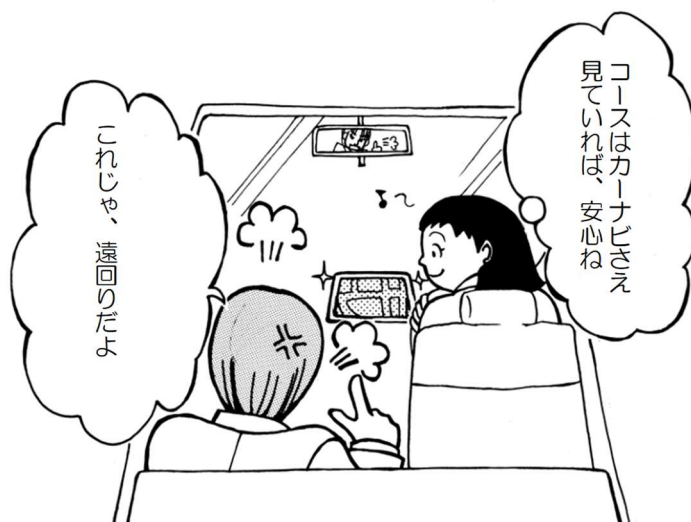
(3) 挑発的な言動は避けて、「人命を第一」に冷静に対処しましょう。

2.1. カーナビゲーションの活用^{かつよう}

さいきん 最近^{さいきん}はカーナビゲーション（カーナビ）があるタクシーが増えています。カーナビは、道に詳しくない場所に行くときや渋滞情報を知りたいときなどに役立つ機器です。使い方によってはお客様へのサービス向上に効果がありますが、使い方を間違えると苦情につながることもあります。

たと 例えば、お客様から指示された道を見無視してカーナビに従い、お客様の意見を聞かない運転者がいます。結果として運賃が高くなってしまいうこともありますが、それは「カーナビが示した道が必ずしも最短で最良ではない」ということです。カーナビはお客様が道を選ぶときの判断材料のひとつであり、運転者からのアドバイスの一手段であると理解しましょう。

また、カーナビに頼りすぎると地理を覚えなくなっています。車に備え付けられた地図と併用するなど、地理の知識を高める努力をしましょう。



3. 5 バリアフリー^{たいおう}対応

1. 高齢者^{こうれいしゃ}や障害者^{しょうがいしゃ}などの社会参加^{しゃかいさんか}とタクシー

行動^{こうどう}が制限^{せいげん}されやすい高齢者^{こうれいしゃ}や障害者^{しょうがいしゃ}にとって、戸口^{とぐち}から戸口^{とぐち}まで移動^{いどう}可能^{かのう}

なタクシー^{たよ}は頼り^{たよ}になる交通手段^{こうつうしゆだん}であり、タクシーなし^{なし}には日常生活^{にちじうせいかつ}が成り立^た

たない人^{ひと}もたくさんいること^{こと}でしょう。また日常^{にちじう}の通院^{つういん}や買い物^かのみならず^{もの}、

娯楽^{ごらく}や社会参加^{しゃかいさんか}のためにタクシー^{りよう}を利用^{きかい}する機会^ふも増え^ふています。今後^{こんご}高齢化^{こうれいか}

がさらに進行^{しんこう}し、また障害者^{しょうがいしゃ}の社会参加^{しゃかいさんか}も進む^{すす}中^{なか}、タクシー^はが果た^はす役割^{やくわり}はま

すますます大き^{おお}くなると見込^{みこ}まれています。

法律^{ほうりつ}の面^{めん}からは、2006年^{ねん}12月^{がつ}に「バリアフリー新法^{しんぽう}（高齢者^{こうれいしゃ}、障害者^{しょうがいしゃ}等^{など}の移動^{いどう}

等^{とう}の円滑化^{えんかつか}の促進^{そくしん}に関する法律^{かん}）」が施行^{ほうりつ}され、タクシー^{しこう}も一定^{いっせい}の義務^{ぎむ}を負^おうこと^{こと}になりました。

①タクシー会社^{がいしゃ}は、福祉^{ふくし}タクシー^{つか}を使う^{とく}ときは、特定^{とくてい}の基準^{きじゆん}に合う車^あを使^くわらないといけません。

②高齢者^{こうれいしゃ}や障害^{しょうがい}のある人^{ひと}がタクシー^{つか}を使って移動^{いどう}するために必要^{ひつよう}な情報^{じょうほう}をきちんと提供^{ていきよう}するよう努^{つと}めないといけません。

③タクシー会社^{がいしゃ}は、職員^{しよくいん}に対し^{たい}、移動^{いどう}などの円滑化^{えんかつか}を図^{はか}るため必要^{ひつよう}な教育^{きょういく}訓練^{くんれん}を行^{おこな}うよう努^{つと}めないといけません。

タクシー^{こうれいしゃ}は、高齢者^{しょうがいしゃ}や障害者^{りよう}が利用^{じゆうよう}できる重要^{こうきよう}な公共交通機関^{こうつうきかん}として位置^{いち}づけられています。ユニバーサルデザイン^{どうにゆう}タクシー^{すす}の導入^{どうにゆう}も進^{すす}んでいますが、

じっさい きやくさま こうれいしゃ しょうがいしゃ うんでんしゃ へんけん
実際にお客様として高齢者や障害者とかかわるタクシー運転者に、偏見や

さべつ ごかい りかいぶそく もんだい かいしょうほんとう いみ
差別、誤解、理解不足などの問題があれば、それを解消しなくては本当の意味

しゃかいさんか ひと かいてき あんしん の
での社会参加にはなりません。すべての人が快適に安心して乗れるタクシーと

しんらい え ころ
して信頼を得られるよう心がけましょう。

2. 高齢者や障害者の特性と安全な運送

(1) 高齢者や障害者の特性

高齢になると、体力・視力・聴力が低下したり、体がスムーズに動かなくなったり、物事を認識・判断するのに時間がかかるようになります。また、障害にはさまざまな種類があり、車イスや杖などを使用している肢体不自由や、白杖や盲導犬を携えている視覚障害のように外見からわかりやすい障害もあれば、内部障害、言語障害、知的障害、精神障害など、わかりにくい障害もあります。

タクシーのお客様には、乗車申し込みの合図や、乗車時、降車時、行き先の伝達に時間がかかったり、介助が必要な人がいます。車内の温度や走行スピード、停車場所などについても、特別な配慮が必要な場合があります。

(2) 安全な運送

① 乗車中の注意事項

・お客様を安全かつ速やかに目的地まで運ぶことがタクシーの使命です。特

に高齢者や障害者には、走行中に不安感や恐怖感を与えない運転操作が

必要です。運転中は次のような点に細心の注意を払いましょう。

◎ 高齢者や障害者の人が乗車中の注意事項

発進、停止、右左折の際は、事前にひと声かけ静かに行う

ブレーキ操作は慎重に、急ブレーキはできるかぎり避ける

スピードは控えめに、右左折は特にスピードを落とす

② 車内環境

適切な空調と席の安定感の確認

・脊髄損傷をした人など、体温をうまく調節できない人もいます。車の中

の温度が低いと体温が下がり、暑いと上がるので、夏は冷房のかけすぎに

注意し、冬は暖房を入れるなど適切な空調を心がけましょう。

・体の安定や皮膚へのダメージの防止に、座席に座る際にクッションなどを

持参する場合があります。

・シートベルトの着用を確認します。

(3) 乗車時・降車時の対応

① 合図に応じる

高齢者や障害者からの乗車申し込みに、積極的に応じる

・高齢者や障害者から乗車の申し込みがあったら、積極的に応じましょう。

・視覚に障害がある人は、白い杖を持っている場合が多く、手あるいは白い

杖を上げるなどして合図します。

② 乗車・降車

乗り降りに時間がかかっても、あわてさせず、安全第一に

・乗り降りに時間がかかっても、「イライラした態度」や「せかせる言動」は

しないで、あわてさせず、安全確実に乗車してもらいましょう。

・ドアの開閉は、必ずひと声かけて安全を十分に確認したうえで慎重におこなひましょう。



③ 介助

乗車・降車の際の介助は、親身な態度でひと声かけて

・乗り降りの際に介助が必要な場合もあります。「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけ、お客様が必要とするお手伝いをお客様の指示を受けておこないます。

・クルマを降りて、ドア開閉や乗車を手助けをしたり、手荷物をトランクにお預かりするなどします。

・お客様が頭や体を車にぶつけないように気を配りましょう。

・黙っていきなり、車イスを押したり体に触れたりすると驚いてしまいますから、必ずひと声かけてからおこないきましょう。



④ 行き先・コースの確認

行き先、コースの確認は、丁寧に、ゆっくりとした会話で

・視覚や聴覚が不自由な人は、コミュニケーションがうまくいかない場合も

あります。行き先・コースの確認は、慎重かつ丁寧におこなひましょう。

・お客様の言葉が聴き取りにくい場合でも、イライラした言動で対応すると

恐怖感を感じて話しにくくなり、余計に聴き取れなくなります。障害を

理解して丁寧にゆっくりと、話しやすい雰囲気では話ひしましょう。

・聴き取れないときに、わかつたようによそおつたり、ハッキリしない態度

をとると、思われぬ誤解を生じます。聞き直すことは失礼なことではありま
せん。

・筆談やジェスチャーなど、会話以外の手段を用いるのもよいでしょう。

・わざと遠回りするようないことがないよう、コースの設定は適正に行つてく
ださい。

・視覚障害の場合は、ブレーキをかけるときに「赤信号で止まります」、ま

た「渋滞なので遅れます」「工事中なので迂回します」など説明をして、

不安を取り除くようにひしましょう。

こうしゃち かくにん
⑤降車地の確認

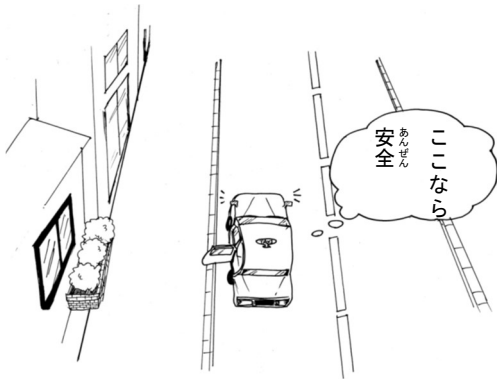
もくてきち はや こえ ていしゃばしょ じゅうぶん
目的地へは早めの声かけ、停車場所は十分なスペースをとって

もくてきち ちか はや こえ くるま と ばしょ しじう
・目的地が近づいたら、早めに声をかけて車を止める場所の指示を受けます。

はや こえ きやくさま じゅんび はじ こうしゃ よう じかん たんしゆく
早めの声かけでお客様は準備を始められ、降車に要する時間の短縮にもつながります。

ていしゃばしょ あんぜん さいゆうせん かんが じゅうぶん かくほ
・停車場所は、安全を最優先に考えたうえで十分なスペースが確保できる

ばしょ えら
場所を選びましょう。



3. 介助を必要とする高齢者や障害者などとの接し方

安全で快適なタクシーと言われるためには、運転者はお客様の障害の

状況に合わせて、接客・接遇・介助についての基本的な知識と心構えを身に

つけておくことが大切です。

接遇と介助の基本的な心構えには次のような点が考えられます。

(1) 介助者がいる場合でも、お客様本人と会話をします。

(2) お客様の人格を尊重します。

(3) お客様が運転者に何を求めているか、何を必要としているかを確認します。

そのためには乗車の際に聞くのがよいでしょう。このときに顔を合わせて

会話することで、思い違いを防ぎます。

※障害の程度は人によりさまざまです。勝手な思い込みや判断をしない

ようにしましょう。

(4) お客様ができることはご自身で行動してもらい、必要な部分だけを介助します。

※お客様の自主性にまかせるとしても、すぐにお手伝いできる距離で見守

るようにしましょう。

(5) お客様のプライベートなことは聞かない。

※病名や私的なことを聞かれると、不快な気持ちになることが多いので気

をつけましょう。

(6) 運転者自身の体力を超えるような対応や、保持している介助技術以上の

無理な対応はしません。思わぬ危険な事態が発生して事故につながる
ことがあります。

※自分では困難だと判断したら、丁寧に事情を説明して理解してもらう
ようにしましょう。

(7) 高齢者は個人ごとに違いはありますが、次のような障害が複合的にある
と考えられます。

① 感覚機能（視力・聴力・触覚・臭覚）の低下

② 運動機能、平衡感覚の低下

③ 排泄機能の低下

④ 骨、関節機能、筋力の低下

⑤ 認知機能の低下

4. 高齢者や障害者などについて想定される主な特性と接遇介助

高齢者や障害者を持っている人に対する対応は、それぞれの障害を縦割りにとらえるのではなく、一人ごとに、移動の際に必要な配慮を総合的に判断します。

「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけ、必要とする介助をお

客様の指示のもとでおこないます。

(1) 高齢者

主な特性：

・視力低下・聴力低下・筋力低下など身体機能の低下・歩行が不安定

・段差の移動が困難・情報の認知やコミュニケーションの困難

接遇介助：

・足元を確認して転倒に注意します

・ゆっくり、はっきりと話します

・お客様のペースに合わせて注意して見守ります

(2) 認知症患者

主な特性：

・病的な物忘れ

・徘徊、攻撃的行動、妄想、幻視、社交性のなさ

- ・ 歩行障害 ほこうしょうがい

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ 話を否定しない はなし ひてい
- ・ 説得よりも納得 せつとく なつとく
- ・ 徘徊の場合は警察に連絡します はいかい ばあい けいさつ れんらく

(3) 肢体不自由者（車イス使用者） したいふじゆうしゃ くるま しょうしゃ

おも とくせい
主な特性：

- ・ 車イスを使用 くるま しょう
- ・ 段差の昇降が不可能・移動に一定のスペースが必要 だんさ しょうこう ふかのう いどう いっぺい ひつよう
- ・ 座位が保てない場合もある ざい たも ばあい

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ 乗車降車しやすい場所に車を止めます じょうしゃこうしゃ ばしょ くるま と
- ・ どこに注意を払って介助するかお客様と相談します ちゅうい はら かいじょ きゃくさま そうだん
- ・ お客様のペースに合わせた対応をします きゃくさま あ たいおう

(4) 肢体不自由者（車イスを使用しない人） したいふじゆうしゃ くるま しょう ひと

おも とくせい
主な特性：

- ・ 杖、義足、義手、人工関節などを使用している つえ ぎそく ぎしゅ じんこうかんせつ しょう
- ・ 階段や段差の移動や、長い距離の連続歩行、立位が困難 かいだん だんさ いどう なが きょり れんぞくほこう りつい こんなん

- ・ 上肢障害では手による操作や作業が困難

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ 乗車降車しやすい場所に車を止めます
- ・ どこに注意を払って介助するかお客様と相談します
- ・ お客様のペースに合わせて対応します

(5) 視覚障害者

おも とくせい
主な特性：

- ・ 盲、弱視など見え方はいろいろであり、外見からは気付かない場合がある
- ・ 視覚による情報収集が困難または不可能である
- ・ 文字情報の把握が困難である

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ 自己紹介してから声をかけます
- ・ 段差や運賃、交通状況などの情報を言葉で伝えます
- ・ 屋根やドア、シートの位置はさわって確認してもらいます

(6) 聴覚言語障害者

おも とくせい
主な特性：

- ・ 聾（耳の聞こえないこと）、難聴で聞こえ方の差が大きく、外見から気付
- きにくい

おんせい じょうほうしゅうしゅう こんなん ふかのう
・ 音声による情報収集が困難または不可能である

はつわしょうがい ばあい つた むずか
・ 発話障害がある場合は伝えることが難しい

せつぐうかいじょ
接遇介助：

ゆ さき かくにん ひつだん つか まちが ふせ
・ 行き先コースの確認に筆談を使うと間違いを防げます

ほちょうき しょう ばあい む はな
・ 補聴器を使用している場合はマイクに向かって話します

うんちん うんちん しめ かくにん
・ 運賃は運賃メーターを示して確認します

(7) 内部障害者

おも とくせい
主な特性：

がいかん きづ
・ 外観からは気づきにくい

しんたいてき もんだい も しゅうい りかい
・ 身体的な問題を持ちながら、周囲に理解されにくい

せつぐうかいじょ
接遇介助：

さんそ ききるい さわ
・ 酸素ボンベなど、むやみに機器類には触らない

たいちょう へんか き くば
・ 体調の変化に気を配ります

(8) 知的障害者

おも とくせい
主な特性：

しょうこうぐん じへいしょう
・ ダウン症候群、自閉症など

かんじょう こんなん ばあい
・ コミュニケーションや感情のコントロールが困難な場合がある

じょうほうりょう おお こんらん
・ 情報量が多いと混乱する

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・敬意を持って穏やかに笑顔で接します
- ・優しい言葉づかいで穏やかに対応します
- ・ひとりごとは聞き流します

(9) 精神障害者

おも とくせい
主な特性：

- ・そううつ病、神経症、ストレス障害、統合失調症など
- ・ストレスに弱く疲れやすい
- ・新しいことに対して緊張や不安がある
- ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・人格を尊重しながら普通に接します
- ・不安を取り除くには、ゆっくり、簡単、明瞭に話します

(10) 発達障害者

おも とくせい
主な特性：

- ・広汎性発達障害（自閉症）など
- ・他人との対人関係の構築が困難
- ・特定の興味や関心に強いこだわりがある

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ 人格を尊重しながら普通に接します
- ・ 話しかけられるのが苦手な人もいます

(11) 神経難病

おも とくせい
主な特性：

- ・ 筋萎縮性側索硬化症・進行性筋ジストロフィー・パーキンソン病など
- ・ 進行性に障害される病気で原因や治療法がわからない

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ お客様や介助者から注意点を聞きます
- ・ 肢体不自由者に類似した介助が多い

(12) てんかん

おも とくせい
主な特性：

- ・ 発作を繰り返す脳の病気
- ・ 発作の種類はさまざまある

せつぐうかいじょ
接遇介助：

- ・ 多くの場合に発作はすぐに治まるのでゆすったりしない
- ・ 倒れたときにケガをしないようにします
- ・ 発作が始まった時間と終わった時間、発作の様子を記録します

5. 車イスの取扱い方法

(1) 車イスの取扱い方法

車イスにはいろいろな種類があります。手で動かす手動式車イス（自走型、介助型）や電気で動かす電動式車イスがあります。

(2) 車イスを操作する際の注意点

- ① 車イスの構造や状態を確認します。（ブレーキが甘いなど）
- ② 車イスに正しく乗っていることを確認します。
- ③ 車イスを急に動かさないこと。動かすときには「動かします」と声をかけます。車イスを利用されている人には、自分では動けないという気持ちや恐怖心があるので、その気持ちを理解してください。
- ④ 段差を越えたり溝を越えたりする場合には特に注意が必要です。
- ⑤ 介助を必要とする人が車イスからタクシーに移乗するときは、重心の移動が伴うのでバランスを崩して事故につながる可能性があります。障害の程度にもよりますが、細心の注意を払うことが必要です。

※介護者のいない車イスのお客様のタクシーへの乗せ方、降ろし方は（接遇

P224）を参考にしてください。

(3) 車イスをトランクに収納する

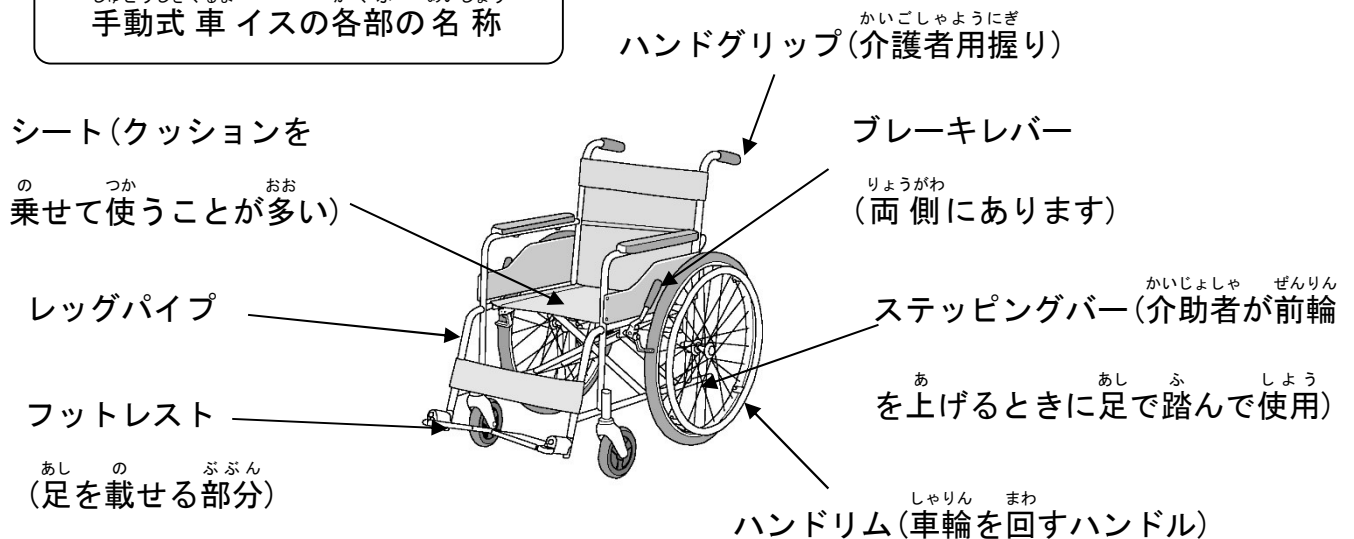
お客様がタクシーに乗車したら、車イスをトランクに収納します。また目的地に到着したときは車イスをトランクから取り出します。その際の取扱いは丁寧にこないましょう。(車イスは利用されている人にとって大切なものです。また高価な輸入車イスを使用されている人もいます。)

なおトランクに収納することができない車イス(折りたたみできない電動車イスなど)の場合は、運送の引受けを断ることができます。トランクに収納できないことを丁寧に説明して、理解してもらいましょう。

くるま めいしょう あつか かた
(4) 車イスの名称と扱い方について

しゅどうくるま
① 手動車イス

しゅどうしきくるま かくぶ めいしょう
手動式車イスの各部の名称

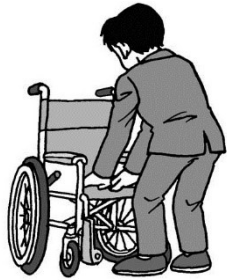


きほんてき くるま あつか かた
基本的な車イスの扱い方

くるま ひろ
車イスを広げるには



- りょうがわ も すこ そとがわ ひら
① 両側にあるブレーキをかけ、アームレストを持って少し外側に開き
ます。



- ② ^て手のひらで^お押ししてシート^{りょうがわ}の両側^おを^{ひろ}押し広げます。



- ③ ^{ゆび}指^{はさ}を挟まないように^{ちゅうい}注意。フットレスト^{ひと}は人^{すわ}が座^おってから降ろします。

^{くるま}車^おイスを折りたたむには



- ① ^{りょうがわ}両側にあるブレーキをかけ、フットレスト^あを上げます。



- ② シートの中央を持ち上げます（上に引き上げれば、イスは閉じます）



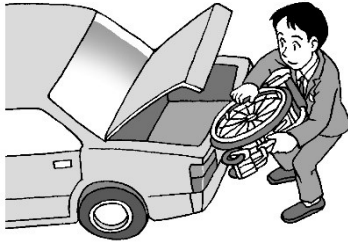
- ③ 完全に折りたたみます。

手動車イスの重量はおよそ15kg前後ですが、新素材で軽量化が進んでいます。スポーツタイプはおよそ10kgです。

車イスをトランクに入れる



- ① 車イスが広がらないように持ち上げます。



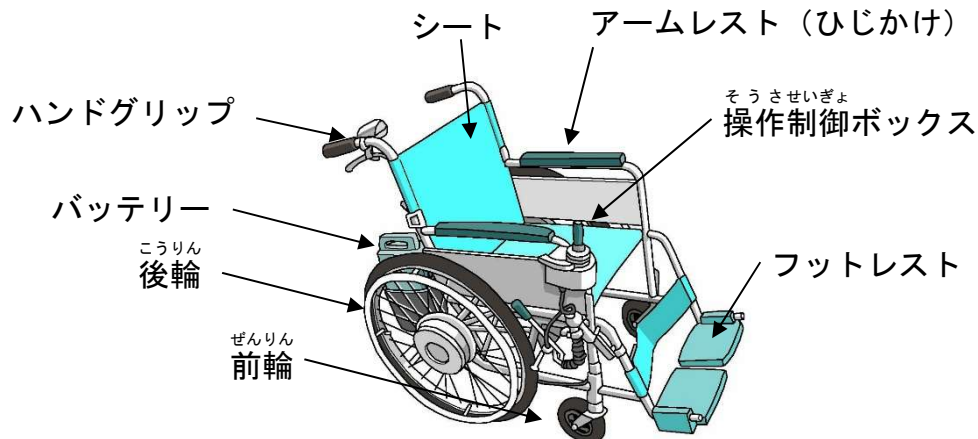
- ② ^{くるま} 車 ^も イス ^あ を持ち上げるときは、^{こし} 腰 ^お を落として ^{りょうあし} 両足 ^{ひら} を開き、レッグパイ
^{そとがわ} プと外側 ^{しゃりん} の車輪 ^{こし} のスポーク ^{ふたん} をつかみます。腰 ^へ への負担 ^{あし} を減らすために、
^{あし} 足の屈伸 ^{くっしん} を利用 ^{りょう} して ^も 持ち ^あ 上げます。車 ^{くるま} イス ^{しゃたい} を車体 ^{あし} にぶつけないよう
^{ちゅうい} 注意 ^{あし} します。



- ③ トランクに ^い 入れたら、ゴムでトランク ^{こてい} を固定 ^{あし} します。

② かんいがたでんどうくるまのお 簡易型電動車イス (折りたためるもの)

かんいがたでんどうくるま かくぶ めいしょう 簡易型電動車イスの各部の名称



きほんてき あつか かた 基本的な扱い方

でんどうくるま 電動 車 イスのうち、セダン型タクシーに乗せることができるのは、簡易型

でんどうくるま 電動 車 イス (たたむことができる) のみです。簡易型ではない (たたむこと

ができない) 電動 車 イスは、ユニバーサルデザインタクシーやリフターつき

の福祉車 両でないと対応できません。たたむことができない電動 車 イスの

お客様に対しては、事情を丁寧に説明しましょう。

かんいがたでんどうくるま 簡易型電動 車 イスのたたみ方は、バッテリーを外して手動式 車 イスと同じ

ようりょう おこな 要領で行います。機種によって特別なたたみ方がある場合は、お客様によ

く聞きましょう。

また重量が重いものもあるため、トランクに入れる際には十分に注意しま
しょう。

でんどうくるま じゅうりょう ぜんご
電動 車 イスの 重 量 はおよそ 35kg~60kg 前後 ですが (バッテリー を含む)、

さいきん けいりょうか すす
最近 では、軽 量 化 が 進 ん で い ま す。

6. 介護者のいない車イス利用者のタクシーへの乗せ方、降ろし方

- (1) 乗降にあたっては、安全な場所を選びます。
- (2) お客様が介助を必要としているのかどうかを、最初に確認します。
- (3) 会話するときは、腰を低くするなどお客様と目線に合わせて対応します。
- (4) お客様が自立歩行で移乗する場合など、介助を必要としない場合でも見守りの姿勢をとります。
- (5) その他要望があれば、あらかじめ聞いておきます。
- (6) お客様が車イスからタクシーに移るときは、次の点に注意します。
 - ① ドアをなるべく大きく開きます。
 - ② 状況により助手席を前に動かして、背もたれを前に倒して広くします。
 - ③ 車イスを、乗車するドアのやや後ろにななめになるよう移動してブレーキをかけます。(片麻痺の場合は、手足の動く側がドアに近い側となるようにします)
 - ④ お客様の足をフットプレートから降ろし、立ち上がりやすいように浅くこしかけなおしてから、頭をぶつけないように気をつけてタクシーに乗り移ってもらいます。介助が必要な場合は、身体のどの部分をどう持つかなどを最初に確認します。(腰の部分を支えると移動しやすい)
 - ⑤ バランスを崩したときに備えて、身体を支えられるように準備しておきます。

⑥ ^{ひつよう} ^{おう} ^{あし} ^{しゃない} ^{ゆうどう} ^{かし} ^{まひ} ^{ばあい} ^{あし} ^{さいご}
必要に応じて足を車内に誘導します。(下肢に麻痺がある場合は、足を最後
^い
に入れます)

⑦ ^{くるま} ^{しゅうのう} ^{くるま} ^{にもつ}
車イスをトランクに収納します。車イスについている荷物やクッショ
^{きやくさま} ^{かくにん} ^{ざせき} ^{うつ}
ンなどは、お客様に確認してから座席に移します。

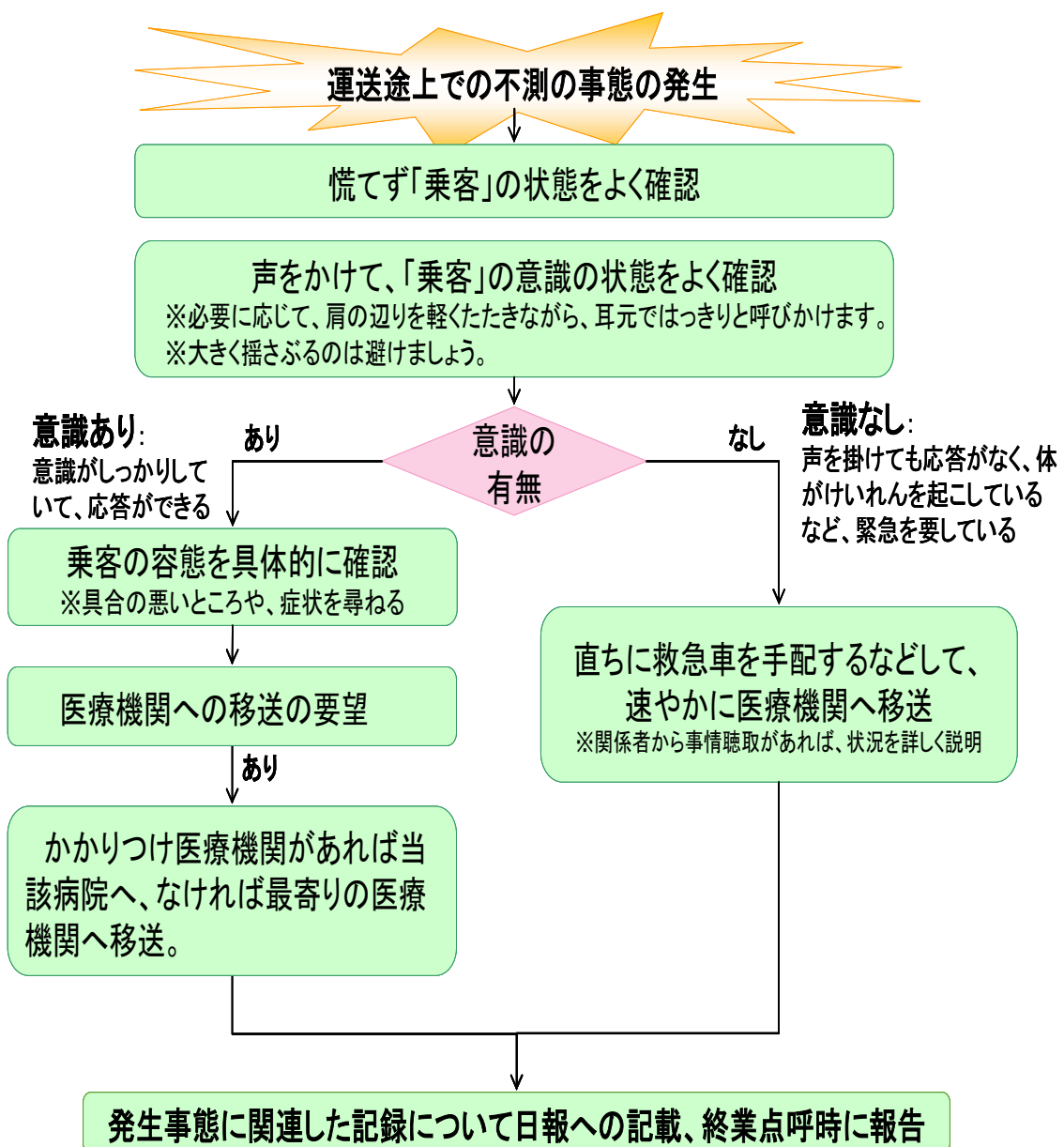
^{こうしゃ} ^じ ^{じょうしゃ} ^じ ^{おな} ^{ようりょう} ^{くるま} ^{ひろ} ^{こうしゃ}
※降車時は乗車時と同じ要領で、車イスを広げてブレーキをかけ、降車ドア
^{ちか} ^お ^{いじょう}
近くに置いて移乗してもらいます。



7. お客様の体調が変わったときの対応

目的地に向かう途中、車内で突然お客様の具合が悪くなるなどの予想していないことが起きることもあります。その場合の対処方法を事前に考えておきましょう。

運送途上での不測の事態が発生した場合の対応



8. 障害者割引について

- ・「身体障害者手帳」や「療育手帳」（「精神障害者保健福祉手帳」は事業者が認可を受けている場合のみ）を持っている人が手帳を見せると、運賃が1

割引になります。

- ・また、福祉タクシー券を使ってタクシーを利用すると、料金が助成される自治体もあります。運賃から記載額が引かれます。

<p>1. 割引制度 の適用範囲</p>	<p>身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」または 都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する 「知的障害者の療育手帳」（事業者が認可を受けている 場合のみ「精神障害者保健福祉手帳」）の交付を受けている 人が、タクシーを利用した場合、その手帳を見せて運賃の 割引を申し込んだ場合に限り適用することになっています。 なお、手帳の交付を受けている人が手帳を見せない場合は、 割引対象にはなりません。</p>
<p>2. 割引対象 運賃</p>	<p>割引対象となる運賃は、障害者本人が乗車した区間（迎車 回送区間を含む）の運賃です。</p>

<p>3. 割引率</p>	<p>運賃メーター器表示額 (運賃の総額) から 1 割引をします。</p> <p>(10円未満の端数切捨て)</p> <p>メーターの表示額 × 0.9 = 割引後の金額 (10円未満切り捨て)</p> <p>[例] 660円 × 0.9 = 594円 (受け取る金額は 590円)</p>
<p>4. 割引方法</p>	<p>運賃の支払時における運賃メーター器表示額から算出することとなります。</p>
<p>5. 割引手続</p>	<p>手帳の提示のみ</p>
<p>6. 介護 同伴者の継続 乗車について</p>	<p>割引の対象となる運賃は、障害者が乗車した区間の運賃です。障害者本人が降車した後も、同乗者のみが継続して乗車していく場合、障害者本人が乗車した区間の運賃メーター器表示額から算出した割引額を同乗者に確認してもらい、運転日報にも記録しておきます。</p> <p>継続して同乗者を運び、目的地に着いたら、運賃メーター器表示額から記録しておいた割引額を差し引いて精算してください。</p>
<p>■ 運送の例 :</p> <p>自宅から障害者を施設に送り、 介護者はスーパーに買い物に行く ケース</p>	<p>自宅 施設 スーパー</p> <p>障害者本人が同乗している 割引あり</p> <p>障害者のみ下車</p> <p>障害者本人が同乗していない 割引なし</p> <p>この区間は、割引がない</p> <p>自宅から施設までの運賃 1,000円</p> <p>障害者割引により 運賃900円(-100円)</p> <p>自宅から施設を経由してスーパーまでの運賃2,000円</p> <p>運賃1,900円(-100円)</p>

9. その他の配慮が必要なお客様への対応

(1) 妊婦への対応

- ・妊婦は体のバランスが不安定で、お腹が大きいと足元が見えにくくなります。段差を降りるときや転倒しないよう乗り降りの場所に配慮しましょう。
- ・走行中も揺れなどに気をつけて運転しましょう。

(2) 幼児・児童への対応

- ・落ち着いて座っていない子供は、運転者にとって心配で、ときには危険を感じることもあります。また、靴の汚れや飲み物をこぼして、座席を汚すこともあります。そんなときに大声で注意しても効果はありません。子供の特徴や理解力に合わせて、優しく注意しましょう。ただし、非常に危険な行動をやめない場合には、しっかりと対応する必要があります。
- ・保護者のいない幼児・児童が乗る場合は、わざと遠回りすることがないように、適切なコースを選びましょう。



(3) 病気やケガをした人への対応

- ・病気やケガをした人は、体が思うように動かないことが多いので、症状を悪化させないように運転方法や車内の環境に気を配ってください。